

目黒区子ども総合計画  
(令和 7 年度～令和 11 年度)  
素案

(このページは白紙です)

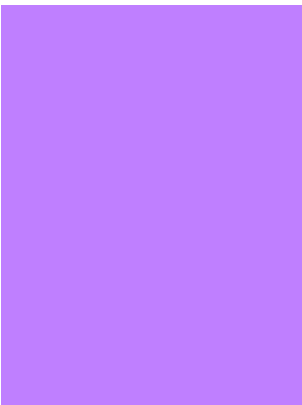

(このページは白紙です)

# 目次

第1章 総論	1
1 計画改定の背景	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の進行管理	5
5 計画とSDGs	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 子どもと家庭をめぐる状況	8
2 家族と子育て家庭の状況	10
3 働き方と子育て支援に関する状況	12
4 子どもの生活・居場所	16
5 子どもの権利に関する意識	22
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	28
2 基本目標	29
3 「未来につなぐ子ども・若者応援プロジェクト(仮称)」の推進	31
1 総合的な子ども家庭支援プロジェクト	32
2 子ども・若者社会参画プロジェクト	35
3 子ども・若者居場所づくりプロジェクト	36
第4章 計画の内容	37
1 計画の体系	38
2 計画の見方	39
基本目標Ⅰ 子どもの権利が守られ大切にされるまち	42
(1) 子ども施策の普及・啓発	42
(2) 子どもの意見表明・参加の推進	45
(3) 児童虐待の予防と発生時の適切な対応	51
(4) 権利侵害から子どもを守る	56
基本目標Ⅱ 子どもが自らの意思で成長することができるまち	59
(1) 生きる力をはぐくむための切れ目ない支援	59
(2) 教育・保育の振興	63
(3) 子どものための多様な居場所づくり	72
(4) こころとからだの健康づくり	78
基本目標Ⅲ 子どもを安心して産み親子でいきいきと成長することができるまち	84
(1) 誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	84
(2) 子育て家庭への経済的支援	93
(3) 子どもと家庭への多様な支援	97
(4) 子育て家庭が集える環境づくり	101


基本目標Ⅳ 子どもが地域で育てられともに成長するまち.....	104
(1) 多様な活動場所の提供.....	104
(2) 文化・スポーツ活動への支援.....	107
(3) 子どもの育ちを支える地域づくり.....	112
基本目標Ⅴ 子どもが安全にすごせる子育てにやさしいまち.....	116
(1) 防犯・防災対策の推進.....	116
(2) 交通安全対策の推進.....	119
(3) 子育てにやさしい環境づくり.....	122
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	125
1 計画の位置づけ.....	126
2 計画期間中の子どもの数の推移.....	127
3 教育・保育に関する計画.....	130
4 地域子ども・子育て支援事業に関する計画.....	132
5 乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度).....	145

(このページは白紙です)



# 第1章

## 総論



## 1 計画改定の背景

### (1)背景

子どもの生きる権利や育つ権利、教育を受ける権利や意見を表明する権利などが定められた「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が日本で批准されてから30年が経ちました。この条約の理念に基づいて、子どもの権利が尊重され、子どもが自らの意思でいきいきと成長していく子育ての大切さとこれを支える取組を明らかにし、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目的として平成17年(2005年)に「目黒区子ども条例」が制定されてから、20年を迎えます。

目黒区子ども総合計画は、目黒区子ども条例第5条第1項に基づき子育てを支えるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための計画です。

子どもの権利を尊重し、子どもにとっての最善の利益を図ることを第一に考え、様々な取組を推進しています。

この30年間のグローバル化の進展は、国を超えて世界がつながり、子どもたちが国内のみならず世界で活躍する機会が高まりました。一方で、昨今のナショナリズムを背景とした地域間の紛争を端緒として、グローバル社会の発展に陰りがみられ、子どもの人権にも憂慮すべき状況が生まれつつあります。

そうした状況の中で、次代を担うすべての子どもたちの尊厳が大切にされ、健やかに成長していける環境づくりや仕組みの再構築が求められています。

### (2)国・都・区の動向

#### 国の動向

- 令和5年(2023年)4月、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。こども基本法では、6つの基本理念をもとにこども施策を推進するとともに、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。同法の施行と合わせて、こども政策を総合的に推進していくための組織として「こども家庭庁」が発足しました。
- 令和5年(2023年)12月には「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱は、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。また、区市町村がこども計画を策定する際は、大綱の趣旨を勘案するよう努めることとされています。(こども基本法第10条第2項)
- 令和6年(2024年)5月には、こども大綱に基づく具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランとして「こどもまんなか実行計画 2024」が示されました。この計画は、こども大綱の趣旨にのっとり、こどもや若者の健やかな成長のための施策のほか、少子化対策やこどもの貧困対策など、幅広い子ども施策を網羅しています。
- 令和6年(2024年)4月に施行された児童福祉法等の一部を改正する法律では、子育て世帯への包括的な支援のための体制強化をはじめ、子育てに困難を抱える家庭が顕在化している状況を踏まえた支援をしていくこととしています。



## 東京都の動向

- 令和3年(2021年)4月「東京都子ども基本条例」を施行しました。条例では、「子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先とすること」を明確化したうえで、子供のための施策を展開し、子供の健やかな成長に寄与することを目的としています。
- 「チルドレンファースト」の社会の実現を目指し、子供目線に立って政策のバージョンアップを不断に図りながら、子供政策を総合的に推進していくための指針として、「こども未来アクション」を策定しています。令和6年(2024年)2月に示された「こども未来アクション2024」では、エビデンスに基づく子供政策の推進に向けて、子供の声を政策に反映しています。また、子供政策への反映状況について体系的に「見える化」をしています。

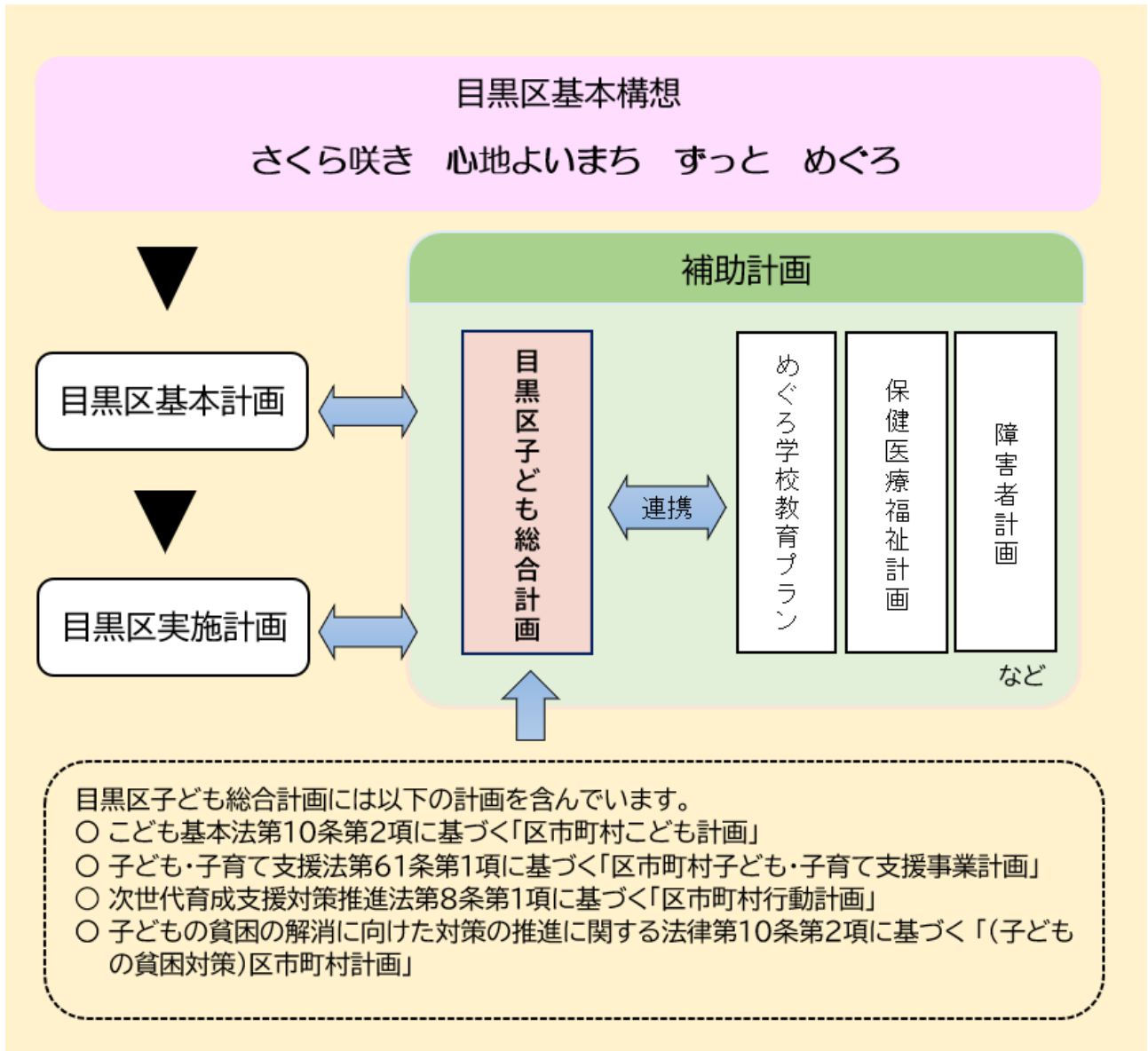
## 目黒区の動向

- 「今後もすべての区民がいきいきと心豊かに生活のできる地域」となるよう、20年先の目黒区のあるべき姿とその実現のための方向性を定めた「目黒区基本構想」を令和3年(2021年)3月に策定しました。  
目黒区基本構想では、すべての人が心地よいと感じるようなまちを目指すとともに、あらゆる場面で子どもの権利を尊重し、子どもたちがいきいきと成長し安心して子どもを産み育てられる地域社会をつくることを目指しています。
- 令和4年(2022年)3月には、目黒区基本構想に掲げる目黒のまちを実現するための具体的な計画として「目黒区基本計画」を策定しています。  
目黒区基本計画では、「子育て子育てへの支援」「生きる力を育む学校教育の推進」「豊かな地域社会をつくる生涯学習の充実」等掲げ、すべての子どもの権利が守られ健やかに成長していくための施策に取り組むこととしています。
- 総合的な子ども家庭支援体制の構築を目指して、妊娠期から青年期にわたる切れ目のない子育て・子育てへの支援に取り組んでいます。その実現に当たり、地域の様々な主体との連携を強化していくとともに、まち全体での機運醸成が重要なことから、令和6年(2024年)2月に「ベビーファースト宣言」を表明しました。区の子ども施策に対する関心を高めながら地域の中での子育て・子育て支援に対する取組を進めています。
- 保育所の待機児童ゼロを令和2年(2020年)4月に達成して以降、「放課後子ども総合プラン推進計画」を策定し、小学校内に学童保育クラブの整備を行いながら、すべての児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりに取り組んできました。
- これまでの取組に加えて、トータルキッズをはじめとして様々な悩みを抱え、家庭や学校に居場所がない中高生のための居場所づくりが重要となっています。

## 2 計画の位置づけ

- この計画は、「目黒区子ども条例」第5条第1項に基づく子ども総合計画です。
- 本計画は区の長期計画である「目黒区基本計画」の補助計画であり、本区の他の補助計画と整合性を図っています。
- 本計画には、国の各種法令に基づいて区が策定すべき関連計画を含んでいます。

【目黒区子ども総合計画の位置づけ】



### 3 計画の期間

次期計画の期間は令和7年(2025年)度から令和11年(2029年)度までの5か年とします。ただし、社会環境や経済状況等の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて、見直しを行います。

【計画の期間】

計画名	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
子ども 総合計画	策定	開始年度				終了年度

### 4 計画の進行管理

子ども総合計画の目標を達成するため、毎年、各施策の進捗状況の点検、管理を行うとともに、区民に公表していきます。また、子ども条例第6条に基づき設置されている子ども施策推進会議に諮り、効果的な計画の推進につなげていきます。

### 5 計画とSDGs

SDGsは、2015年に国連で採択された17のグローバル目標と169のターゲットから構成される包括的な開発フレームワークです。これらの目標は、2030年までに貧困や不平等、気候変動などの世界的な課題を解決することを目指しています。

SDGsの17のゴールは、あらゆる人々が公平に社会の恩恵を受けられるようにすること、自然環境を保護し持続可能な社会を築くことを重視しています。これには「貧困をなくす」、「飢餓をゼロに」「質の高い教育をみんなに」「ジェンダー平等を実現する」「クリーンエネルギーをすべての人に」などの目標が含まれます(次ページの図表「SDGsの17のゴール概要」参照)。

令和4年(2022年)3月に策定された目黒区基本計画において、区はSDGsの17の分野ごとに各施策を結び付け、SDGsの視点で「誰一人取り残さない」社会の実現に取り組んでいます。

今回策定する目黒区子ども総合計画においても、施策ごとにSDGsの視点を踏まえて取り組んでいきます(詳細は第4章 計画の内容で記載)。



【SDGsの17のゴール概要】

ゴール	概要	ゴール	概要
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		各国内及び各国間の不平等を是正する
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		持続可能な生産消費形態を確保する
	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	<p>&lt;出典&gt;                      国連持続可能な開発サミット「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ(外務省仮訳)」</p>	

## 第2章

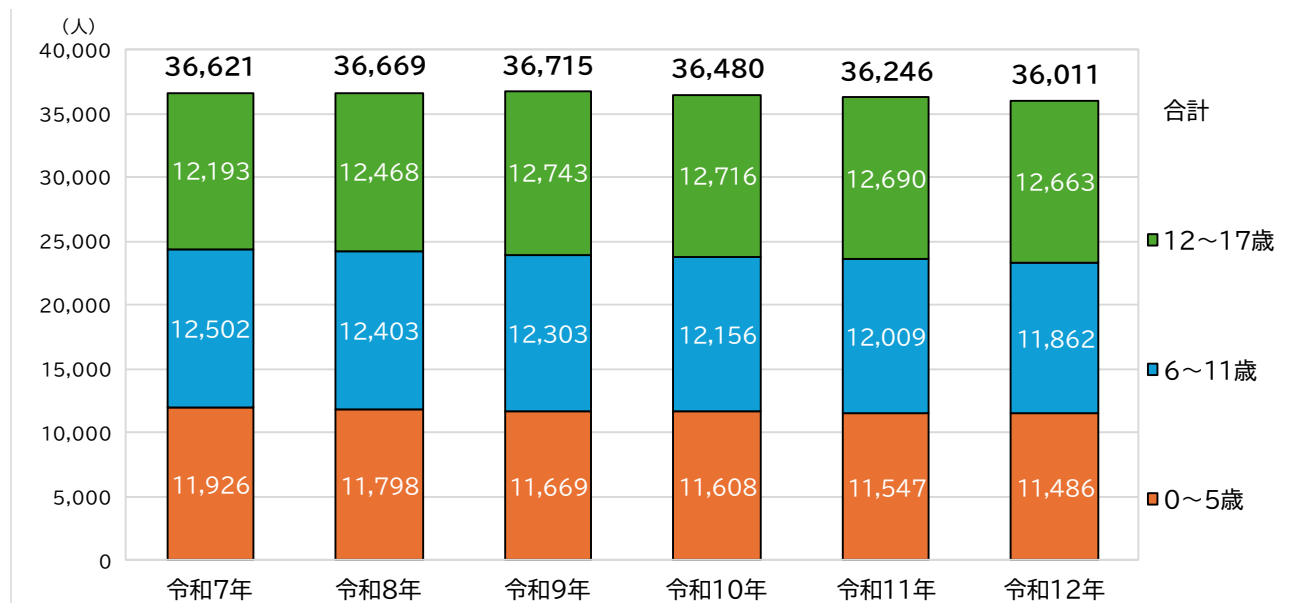
# 子ども・子育てを取り巻く現状

## 1 子どもと家庭をめぐる状況

### (1) 子どもの人数

令和7年の子どもの人数は、0～5歳が11,926人、6～11歳が12,502人、12～17歳が12,193人であり、合計36,621人となっています。今後の人口推計は、全体としては減少傾向です。

【子どもの人数の推計(目黒区)】

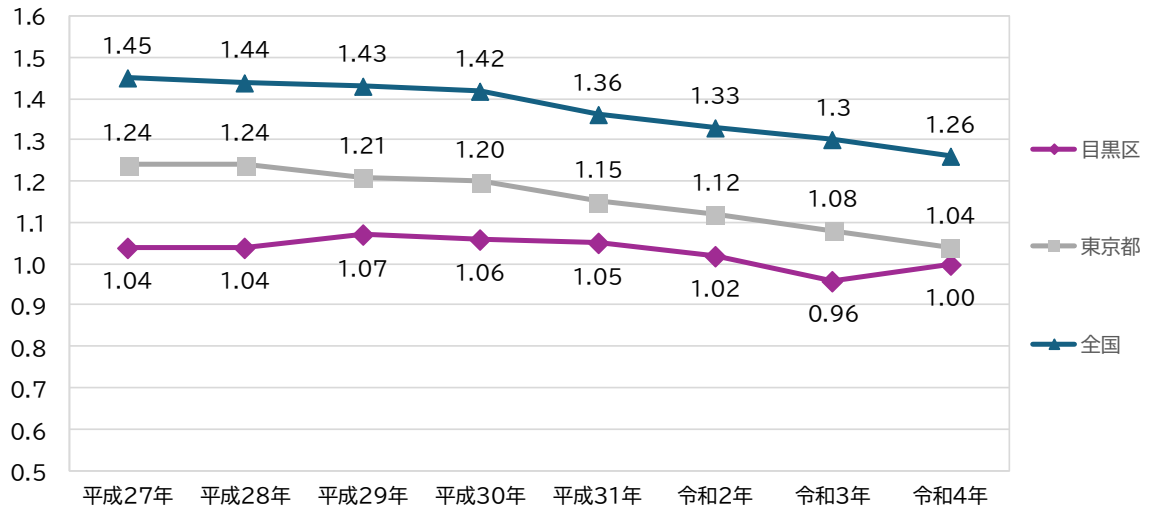


資料：目黒区人口・世帯数の予測(令和6年3月)【住民基本台帳ベース】(目黒区)

(2)合計特殊出生率と出生数

目黒区の合計特殊出生率は横ばい傾向にあり、令和4年には 1.00 となりましたが、全国、東京都に比べて低くなっています。

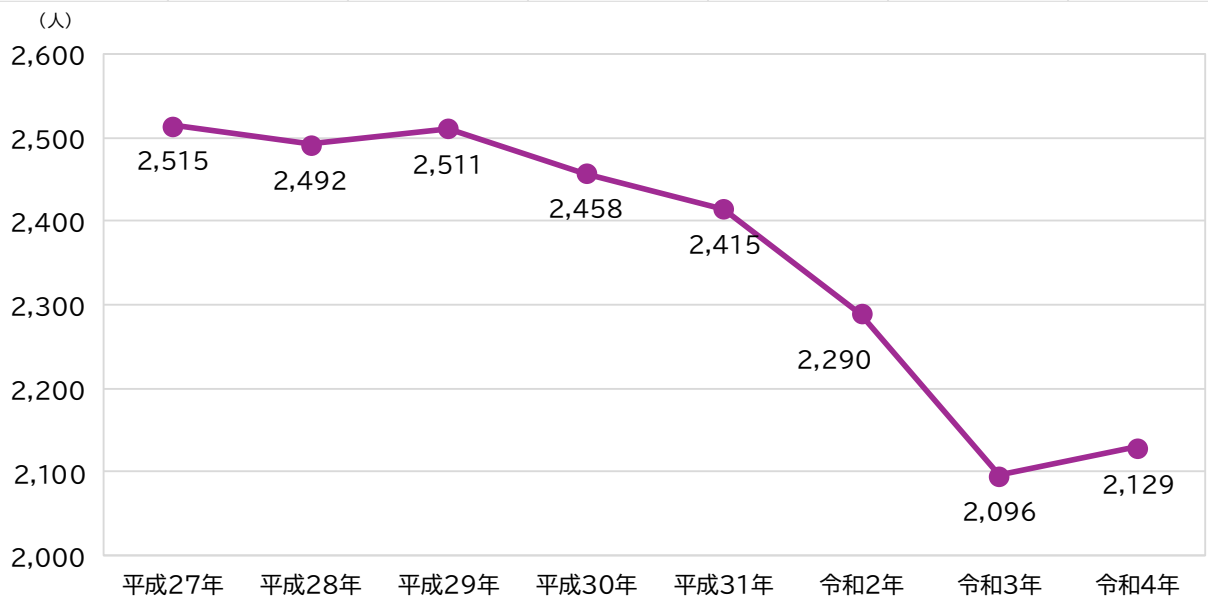
【合計特殊出生率の推移(全国・東京都・目黒区)】



資料:東京都人口動態統計(東京都福祉保健局)・人口動態統計(厚生労働省)

目黒区の出生数は、平成 29 年以降減少傾向にあり、令和4年には 2,129 人となっています。

【出生数の推移(目黒区)】



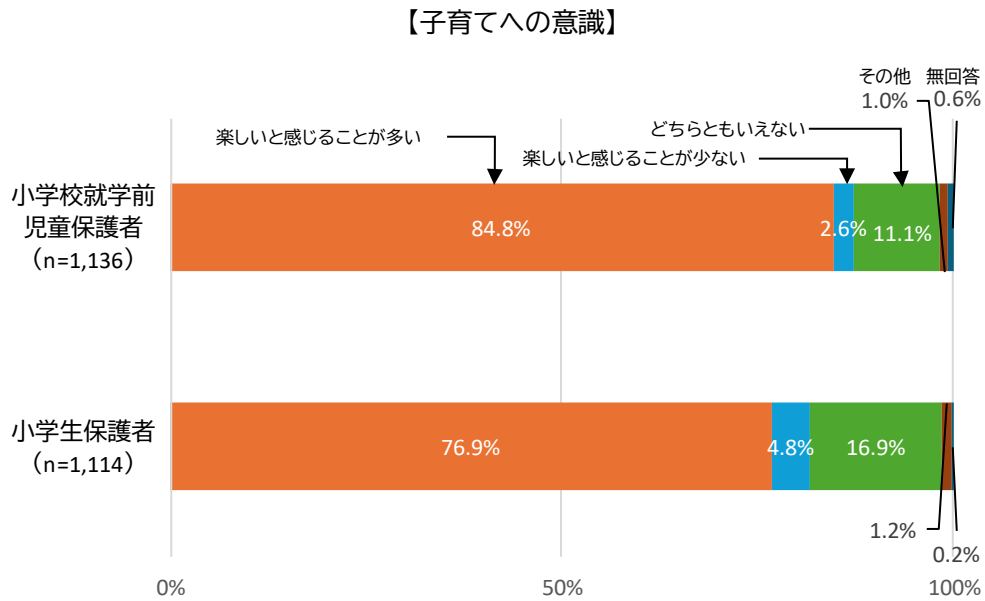
資料:東京都衛生統計(東京都福祉保健局)

## 2 家族と子育て家庭の状況

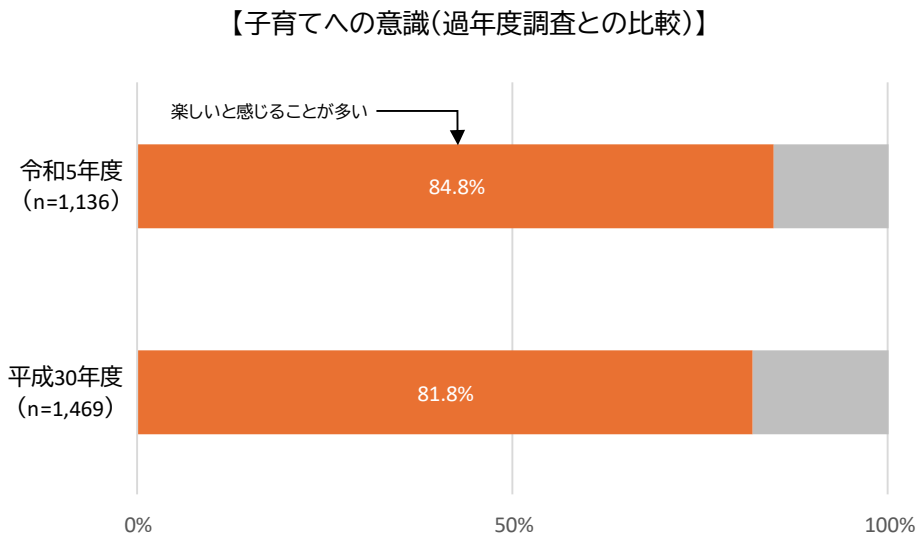
### (1) 子育てへの意識

子育てへの意識は、「子育てを楽しんでいることが多い」が、小学校就学前児童保護者では84.8%、小学生保護者では76.9%となっています。

小学校就学前児童保護者では「楽しいと感じることが多い」という割合は、平成30年度と比べて3.0ポイント多くなっています。



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査



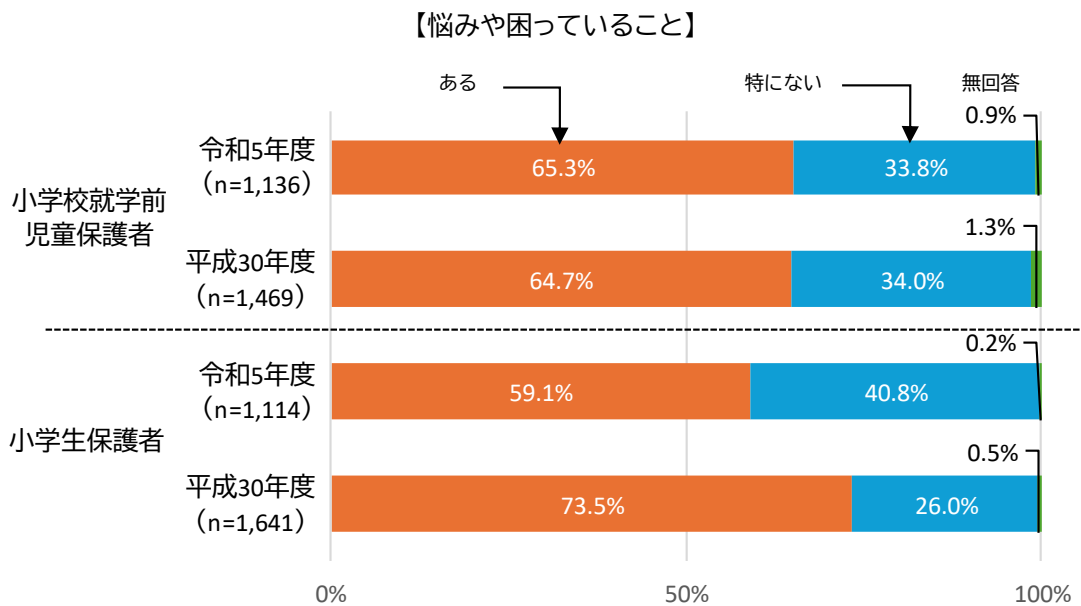
資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査



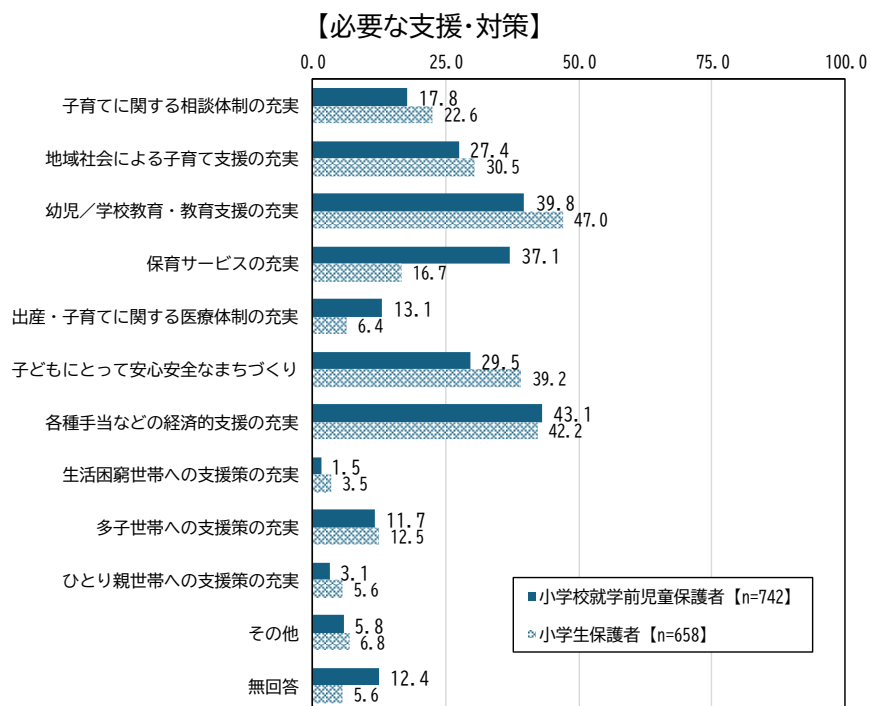
(2)日ごろ悩んでいることなどを解消するために必要な支援・対策

子育ての中で、「日ごろ悩んでいることや困っていることがある」は、小学校就学前児童保護者では65.3%で平成30年度調査と同程度、小学生保護者では59.1%で平成30年度調査より減少しています。

悩みなどを解消するための必要な支援・対策は、小学校就学前児童保護者では「各種手当などの経済的支援の充実(43.1%)」が最も多く、「幼児／学校教育・教育支援の充実(39.8%)」、「保育サービスの充実(37.1%)」と続いています。また、小学生保護者では「幼児／学校教育・教育支援の充実(47.0%)」が最も多く、「各種手当などの経済的支援の充実(42.2%)」、「子どもにとって安心安全なまちづくり(39.2%)」となっています。



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査



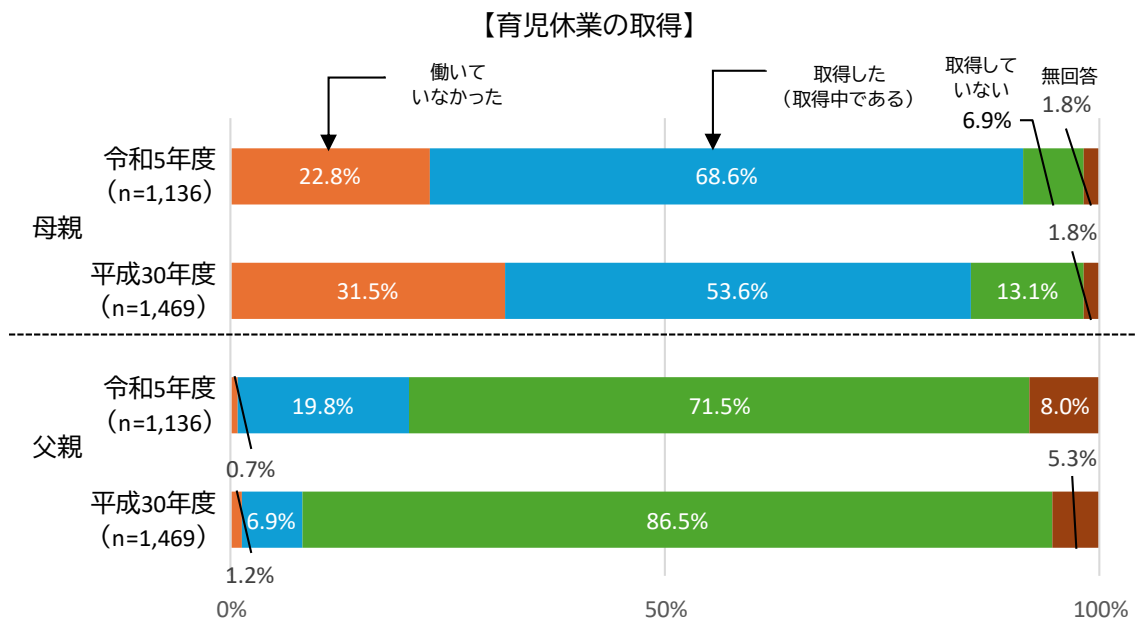
資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

### 3 働き方と子育て支援に関する状況

#### (1) 子育てと仕事の調和に関する状況

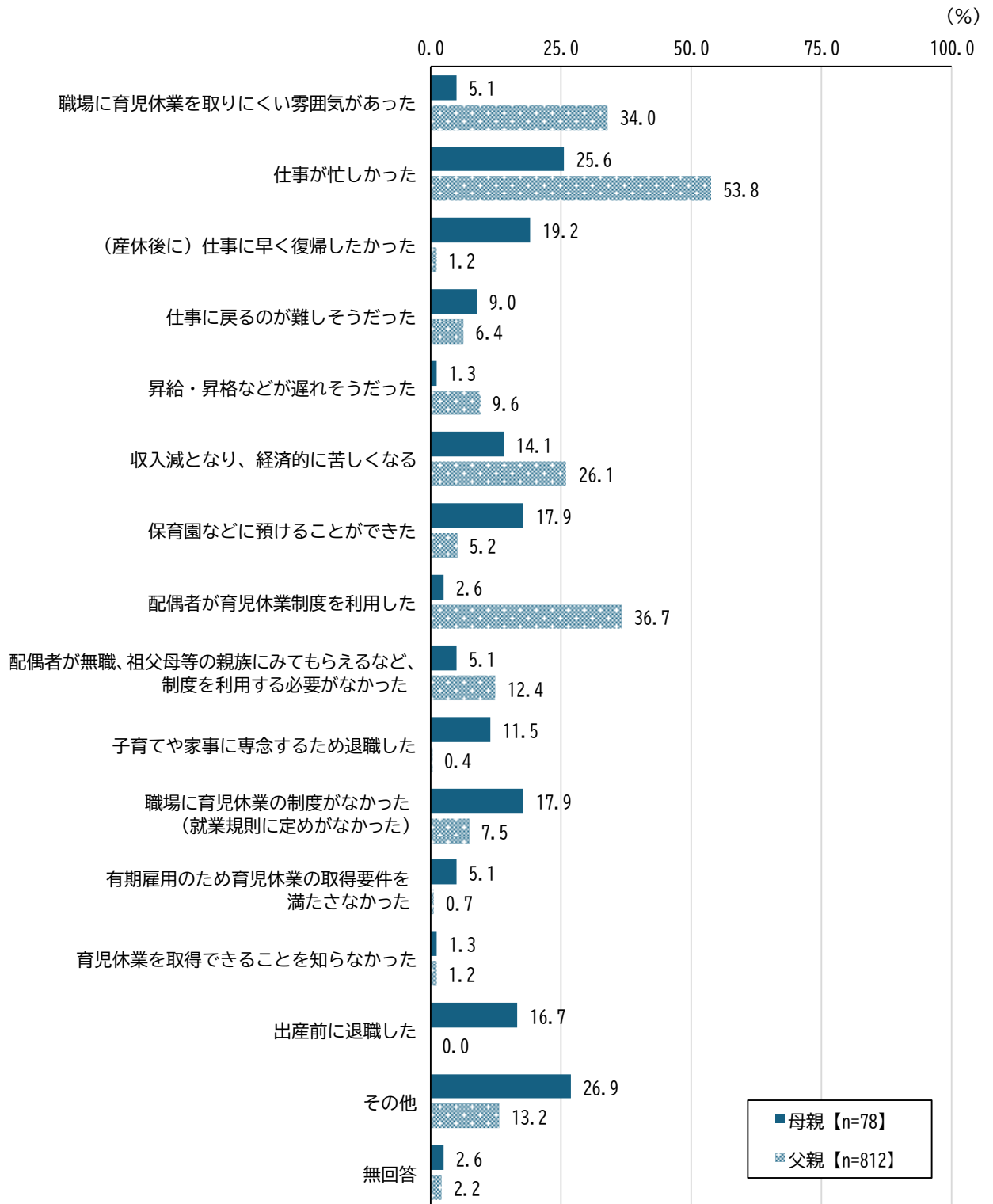
小学校就学前児童の母親で育児休業を取得した人は、全体の68.6%で平成30年度より増加しています。一方で取得していない人が6.9%います。父親で育児休業を取得した人は、全体の19.8%で平成30年度より増加しています。

育児休業を取得していない理由として、母親は「仕事が忙しかった(25.6%)」が最も多く、「(産休後に)仕事に早く復帰したかった(19.2%)」、「保育園などに預けることができた(17.9%)」、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)(17.9%)」と続いています。父親は、「仕事が忙しかった(53.8%)」が大半を占めています。



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

【育児休業を取得していない理由】



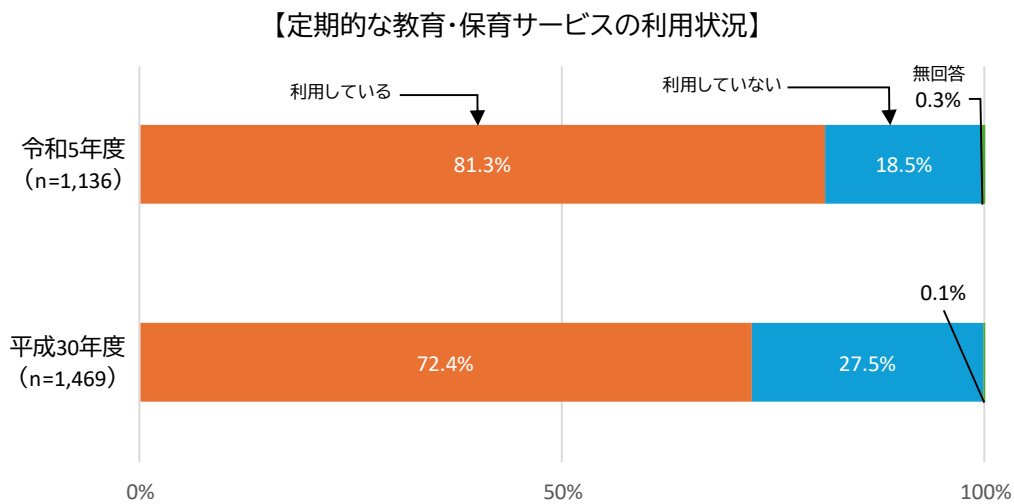
資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

## (2)教育・保育サービス等に関する状況

### ①教育・保育サービス等の利用状況

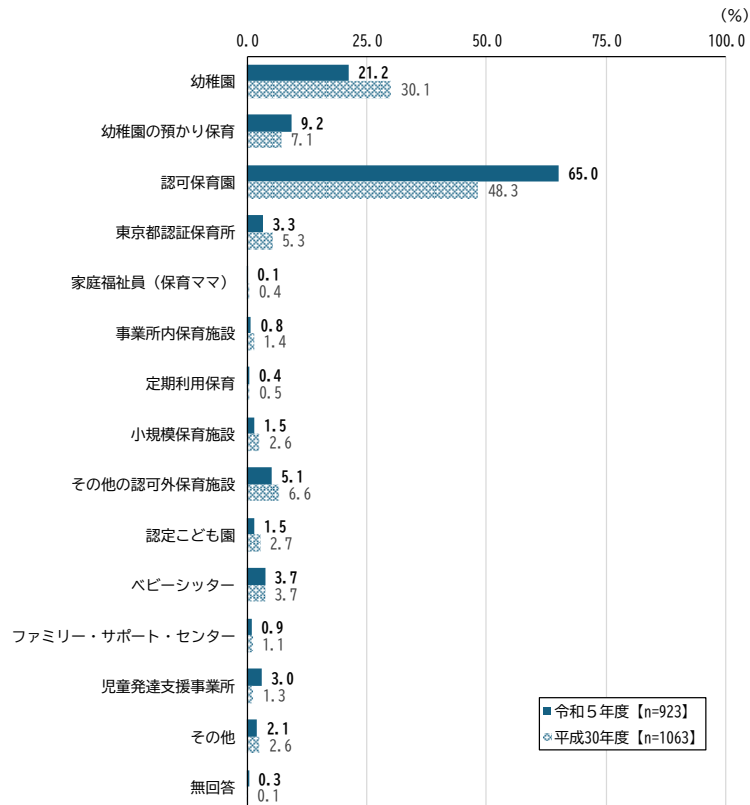
小学校就学前児童の定期的な教育・保育サービスの利用状況について、サービスを「利用している」は、81.3%で平成30年度調査に比べて増加しています。

利用している保育サービス等の種類は、「認可保育園」が最も多く、次いで「幼稚園」となっています。平成30年度調査に比べ、「認可保育園」を利用している割合は増加し、「幼稚園」を利用している割合は減少しています。



資料:目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

### 【利用している保育サービス等の種類(複数回答あり)】

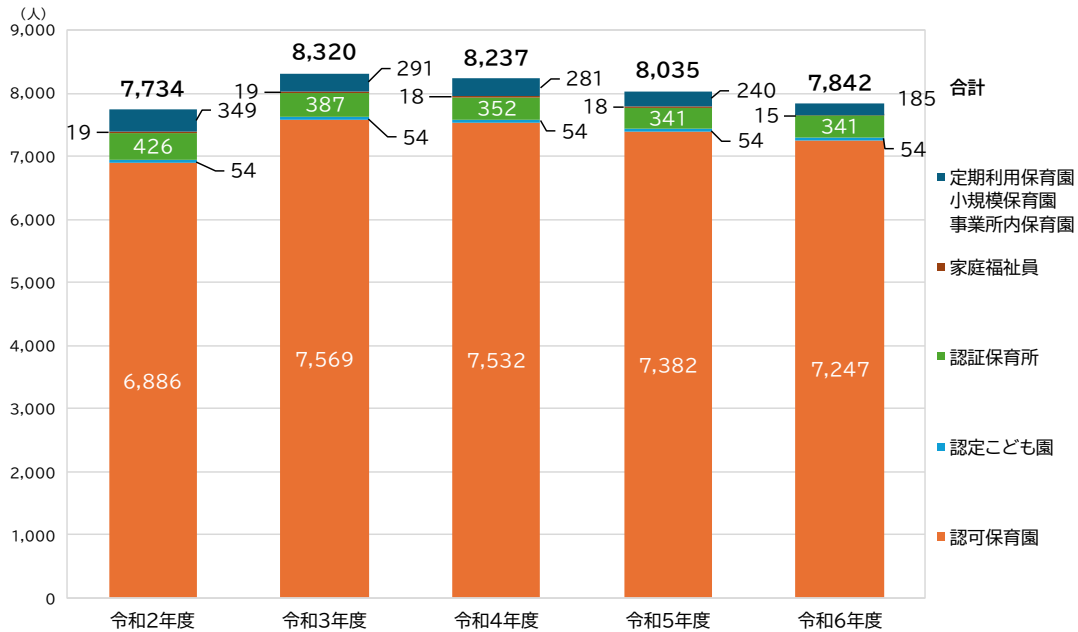


資料:目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

②保育施設定員と保育園等における待機児童数について

保育施設の定員の合計は令和3年度の8,320人が最も多く、令和6年度では7,842人でした。また、現在目黒区において「保育園等における待機児童数」は0人となっています。

【保育施設定員の推移】

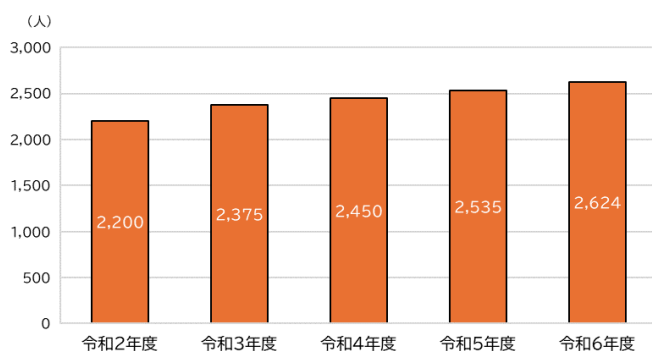


資料：目黒区保育課作成(各年度4月1日現在)

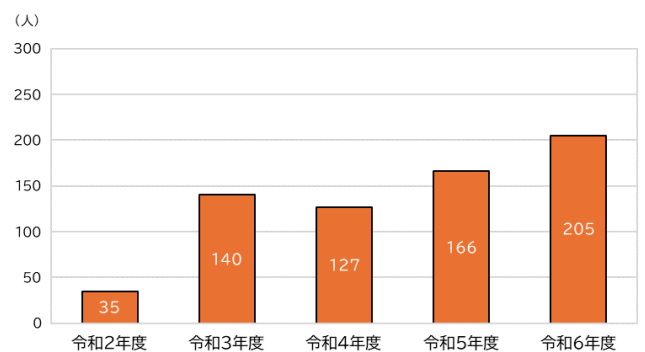
③学童保育クラブの利用状況

学童保育クラブの受け入れ可能数は、令和5年度の2,535人から89人増加し、令和6年度では2,624人になっています。また、待機児童数は、令和5年度の166人から39人増加し、令和6年度では205人になっています。

【学童保育クラブの受け入れ可能数】



【学童保育クラブの待機児童数】



資料：目黒区放課後子ども対策課作成(各年度4月1日現在)

## 4 子どもの生活・居場所

### (1)小学生の放課後の過ごし方

小学生の放課後の過ごし方は、平日の16時から18時において「ひとりである」割合は22.3%であり、「自分の家」にいる割合は65.3%、「塾や習い事」にいる割合は48.1%、「何をして過ごしているか」については、「学校の宿題や予習」が54.0%と最も高くなっています。

平日の18時から20時において「ひとりである」割合は13.3%であり、「自分の家」にいる割合は87.5%、「塾や習い事」にいる割合は42.9%、「何をして過ごしているか」については、「学校の以外の勉強」が49.1%と最も高くなっています。

【小学生の放課後の過ごし方(だれと過ごしているか)】

	n	平日			休日	
		16時から18時	18時から20時	20時以降	昼間	夜間
ひとりである	1,544	22.3	13.3	8.2	10.1	8.3
お父さん・お母さん・おじいさん・おばあさん	1,544	50.5	81.3	90.9	84.3	93.5
兄弟姉妹	1,544	28.6	48.7	54.0	51.0	57.6
友だち	1,544	48.4	13.1	4.4	31.7	5.4
その他	1,544	19.0	14.6	5.9	8.8	2.7
無回答	1,544	0.7	1.2	0.6	0.4	0.6

(%)

※平日(18時から20時、20時以降)および休日(夜間)は小学校2年生が対象外

【小学生の放課後の過ごし方(どこで過ごしているか)】

	n	平日			休日	
		16時から18時	18時から20時	20時以降	昼間	夜間
自分の家	1,544	65.3	87.5	94.7	80.1	95.3
友だちの家	1,544	13.1	1.8	0.5	13.9	2.1
学校	1,544	11.6	1.3	0.2	2.5	0.2
塾や習い事	1,544	48.1	42.9	14.8	35.8	8.8
児童館	1,544	8.7	0.8	0.1	6.1	0.1
学童保育クラブ	1,544	18.2	0.4	-	0.7	-
放課後等デイサービス	1,544	2.9	0.1	0.1	0.9	-
公園	1,544	17.2	1.6	0.4	29	0.5
図書館	1,544	2.3	0.4	0.1	8.1	-
コンビニやファミレスなどのお店	1,544	1.2	0.6	0.5	5.9	3.5
目黒区以外の町	1,544	1.6	1.2	0.7	18.6	3.7
その他	1,544	2.8	1.8	0.7	16.4	4.5
無回答	1,544	0.5	1.1	1.1	0.6	1.2

(%)

※平日(18時から20時、20時以降)および休日(夜間)は小学校2年生が対象外

資料:目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

【小学生の放課後の過ごし方(何をして過ごしているか)】

	n	平日			休日	
		16時から18時	18時から20時	20時以降	昼間	夜間
本を読んでいる	1,544	30.5	23.4	23.3	29.5	28.2
テレビを見ている	1,544	30.5	46.2	41.7	41.3	55.7
テレビゲーム・携帯ゲーム機で遊んでいる	1,544	27.5	27.7	23.5	35.9	32.2
パソコン・タブレット・スマートフォンで遊んでいる	1,544	25.2	27.3	23.4	31.0	31.6
自由に遊んでいる	1,544	46.5	30.9	29.4	54.3	41.8
学校の宿題や予習	1,544	54.0	42.5	28.3	30.5	28.7
学校以外の勉強	1,544	47.0	49.1	32.9	40.9	36.0
スポーツや運動	1,544	36.3	12.6	3.1	41.9	6.2
音楽や美術	1,544	14.8	5.7	4.4	15.2	6.1
ボランティア活動	1,544	0.1	-	-	0.6	0.1
家の手伝い	1,544	6.7	16.4	10.1	12.7	14.6
その他	1,544	5.0	15.6	22.3	17.0	20.4
特に何もしていない	1,544	0.2	1.1	4.2	0.3	2.7
無回答	1,544	1.2	1.3	1.4	0.7	1.1

※平日（18時から20時、20時以降）および休日（夜間）は小学校2年生が対象外

資料:目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

(2)中高生の放課後の過ごし方

中高生の放課後の過ごし方は、平日の16時から18時において、「友だち」と過ごしている割合が51.7%と最も高く、「ひとりである」割合は38.0%でした。「自分の家」にいる割合は54.5%、「学校」にいる割合は53.6%、「何をして過ごしているか」については、「学校の宿題や予習」が41.6%と最も高くなっています。

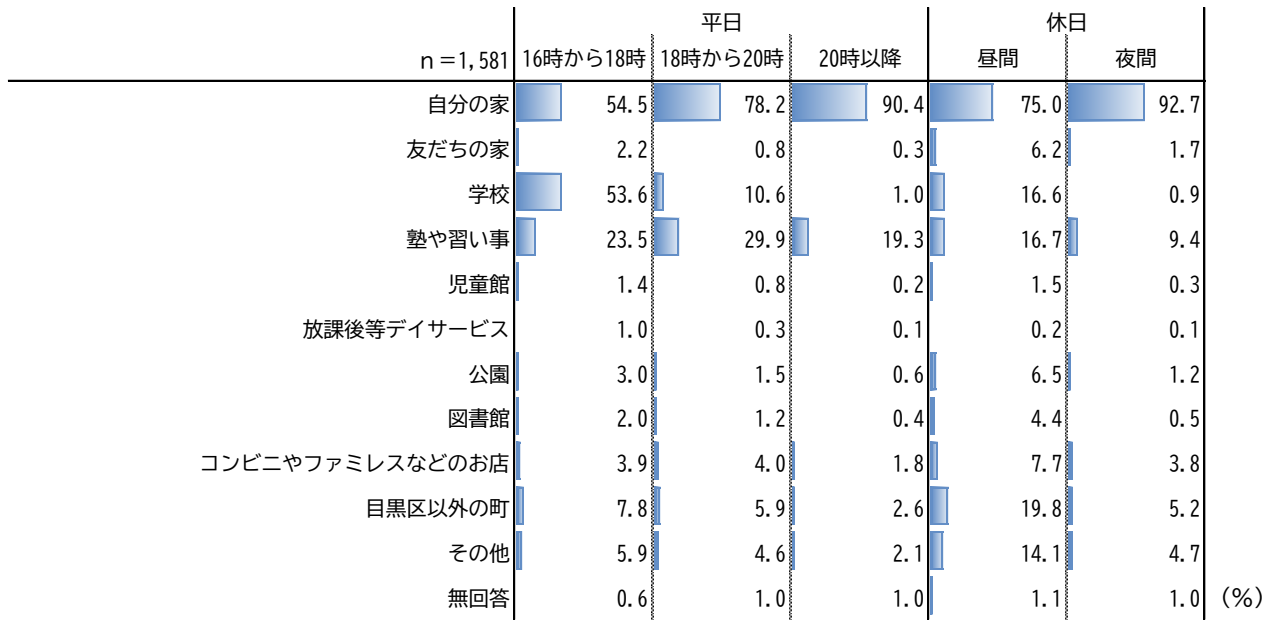
平日の18時から20時において「ひとりである」割合は30.0%であり、「自分の家」にいる割合は78.2%、「塾や習い事」にいる割合は29.9%、「何をして過ごしているか」については、「学校の宿題や予習」が47.3%と最も高くなっています。

【中高生の放課後等の過ごし方(だれと過ごしているか)】

	n=1,581	平日			休日	
		16時から18時	18時から20時	20時以降	昼間	夜間
ひとりである	1,581	38.0	30.0	25.7	36.6	23.8
親や祖父母	1,581	29.1	65.3	77.4	61.7	82.7
兄弟姉妹	1,581	16.4	34.2	40.7	33.5	45.4
友だち	1,581	51.7	18.5	6.4	39.1	9.0
その他	1,581	11.8	10.8	6.5	6.6	3.1
無回答	1,581	1.2	0.8	0.8	0.9	0.6

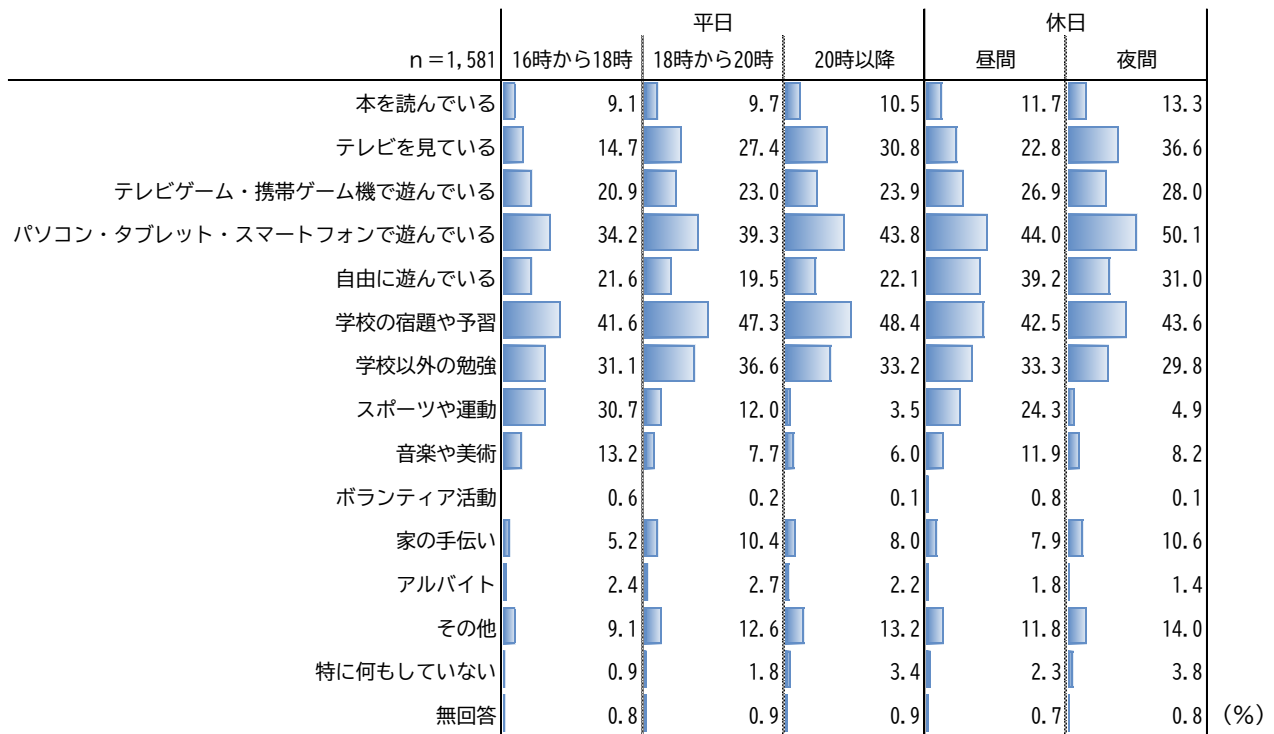
資料:目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

【中高生の放課後等の過ごし方(どこで過ごしているか)】



資料:目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

【中高生の放課後等の過ごし方(何をして過ごしているか)】

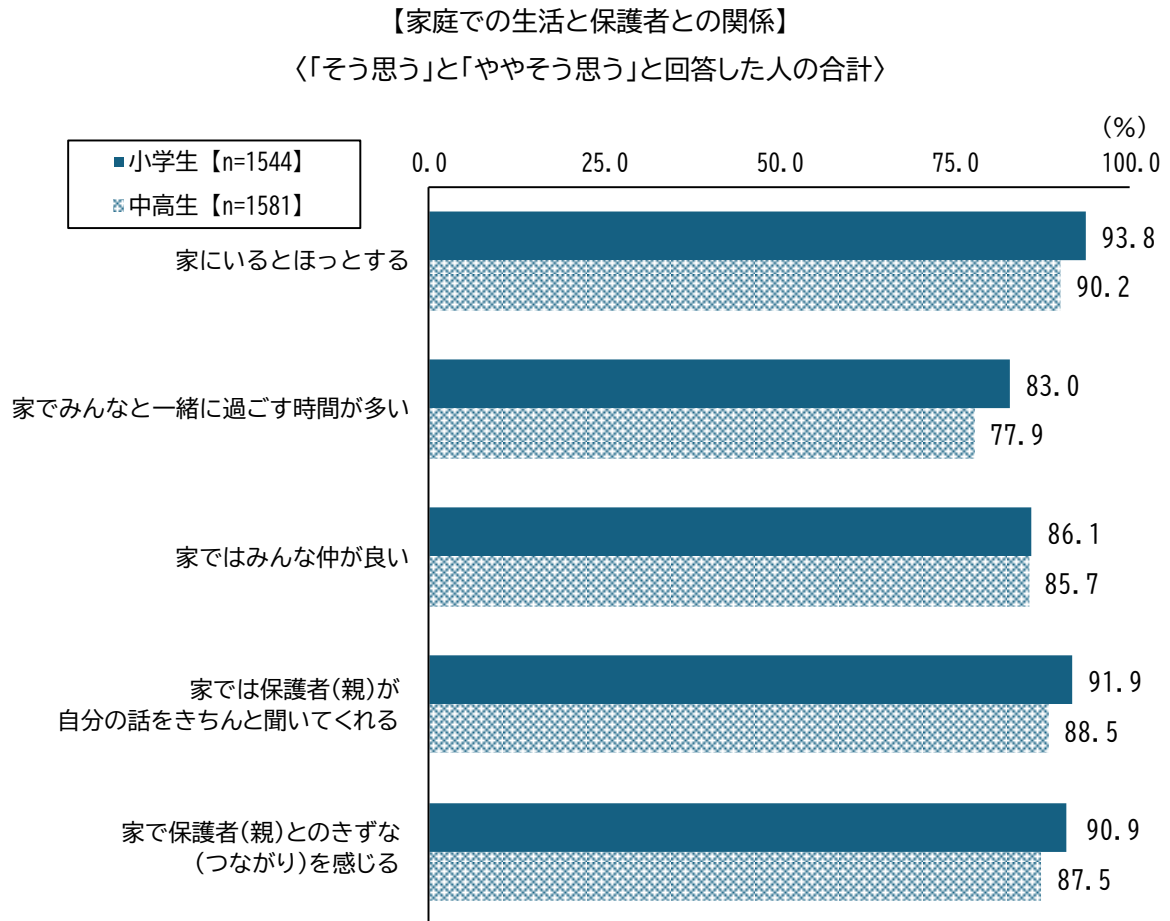


資料:目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査



## (3) 家庭での生活・保護者との関係

家庭生活と保護者との関係について、「家で保護者(親)とのきずな(つながり)を感じる」と思う(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)割合は小学生では90%以上ですが、中高生では57.4%になっています。



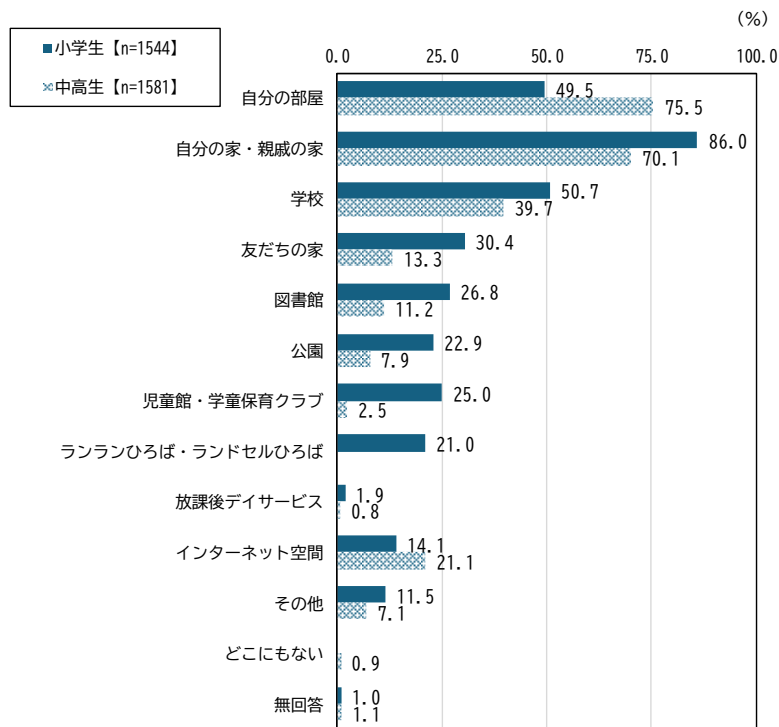
資料: 目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

(4)子どもたちが「ほっとできる」「安心できる」居場所

落ち着ける・安心していられる場所について、小学生は「自分の家・親戚の家(86.0%)」の割合が最も高く、次いで「学校(50.7%)」の割合が高くなっています。「児童館」は、25.0%となっています。

中高生は、「自分の部屋(75.5%)」の割合が最も高く、次いで「自分の家・親戚の家(70.1%)」の割合が高くなっています。

【「ほっとできる」「安心できる」居場所】



資料:目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

また、「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」によると、30歳までの子ども・若者を支援とした調査において、家や学校以外に「居場所がほしい」と回答した割合はどの年代においても60%以上でした。また、「居場所がある」と回答した割合は年代が高くなるにつれて、少なくなる傾向がみられました。

【居場所のニーズ・有無】

年代	居場所がほしい割合 (%)	居場所がある割合 (%)
～9歳 (n=252)	69.8	71.4
10～12歳 (n=414)	67.4	64.0
13～15歳 (n=445)	73.9	64.5
16～18歳 (n=486)	67.3	61.5
19歳以上 (n=439)	80.6	58.8

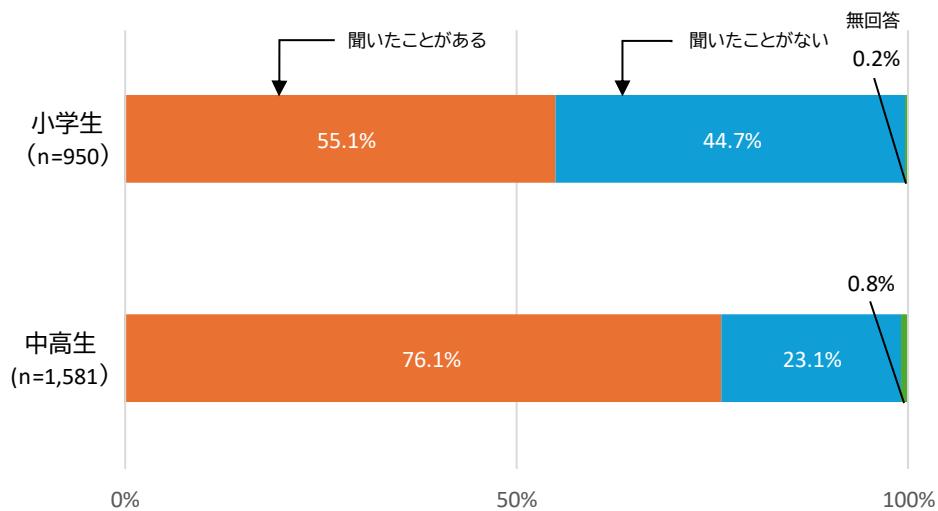
資料:「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」より抜粋・作成(令和5年3月)

## (5)子ども食堂の認知度・利用状況

子ども食堂の認知度について、「聞いたことがある」は小学生で 55.1%、中高生で 76.1%となっています。

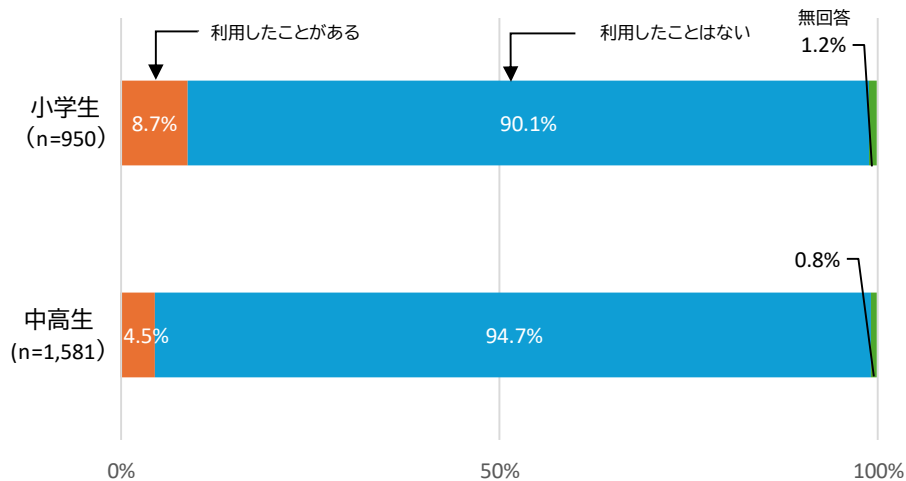
また、子ども食堂の利用状況について、「利用したことがある」は小学生で 8.7%、中高生で 4.5%となっています。

【子ども食堂認知度】



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

【子ども食堂利用状況】



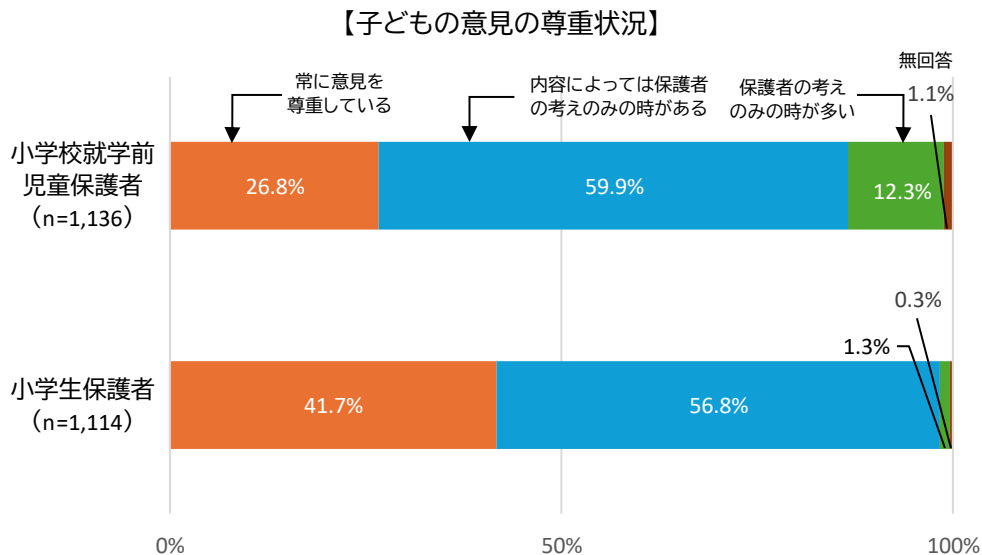
資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

## 5 子どもの権利に関する意識

### (1) 子どもの意見の尊重・反映

#### ① 子どもの意見の尊重

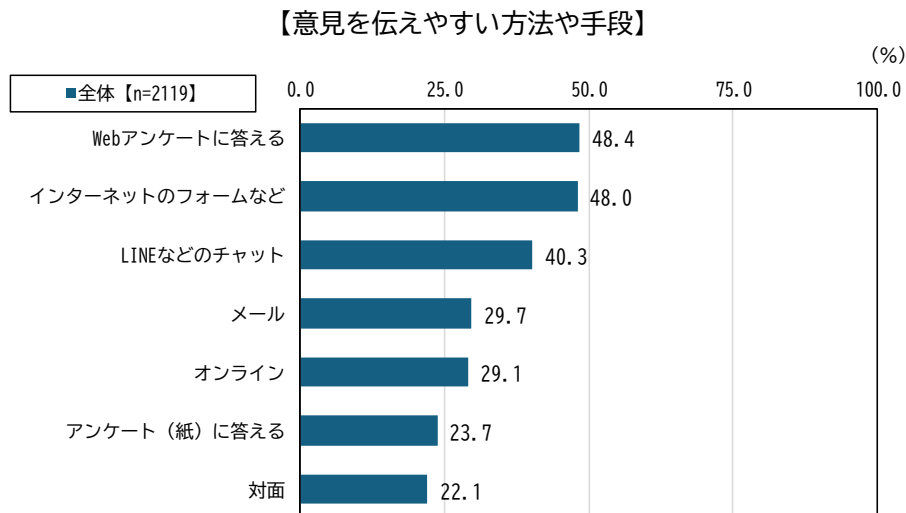
子どもの意見の尊重について、「常に意見を尊重している」は小学校就学前児童保護者で26.8%、小学生保護者で41.7%となっています。また、「保護者の考えのみの時が多い」は、小学生保護者で1.3%でした。



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

#### ② 子どもの意見の反映

「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」によると、小学4年生世代～29歳が回答した、意見を伝えやすい方法や手段は「Webアンケートに答える」(48.4%)が最も多く、次いで「インターネットのフォームなど」「LINEなどのチャット」が多くなっています。



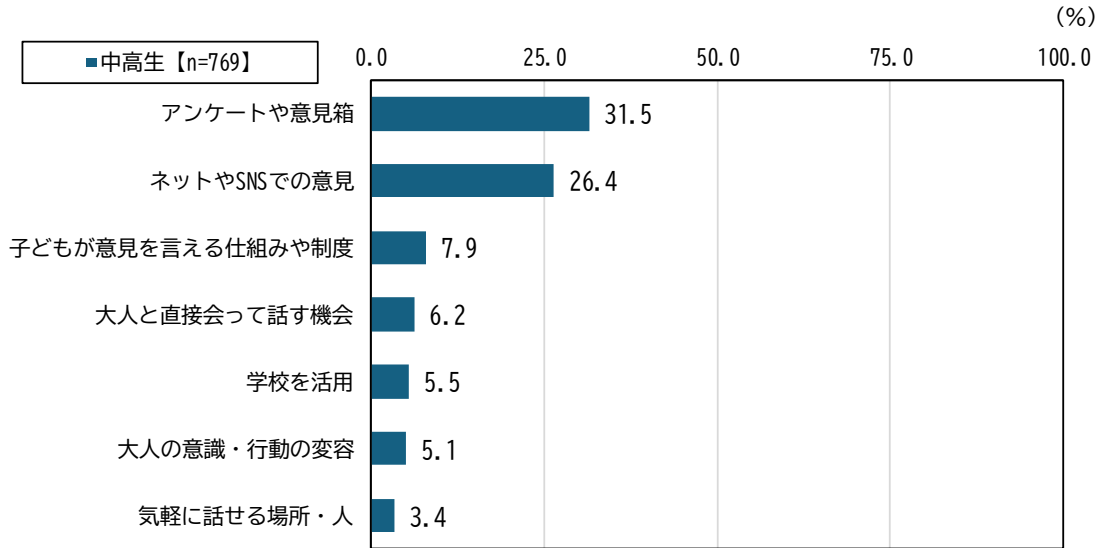
\*上位7項目のみ抜粋して掲載しています。

資料：「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」より抜粋

(令和5年3月)

また、目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査において、中高生が考える「子どもの意見を聞くための仕組み」として、「アンケートや意見箱」に関する意見が多くありました。

【子どもの意見を聞くための仕組み(自由記述)】



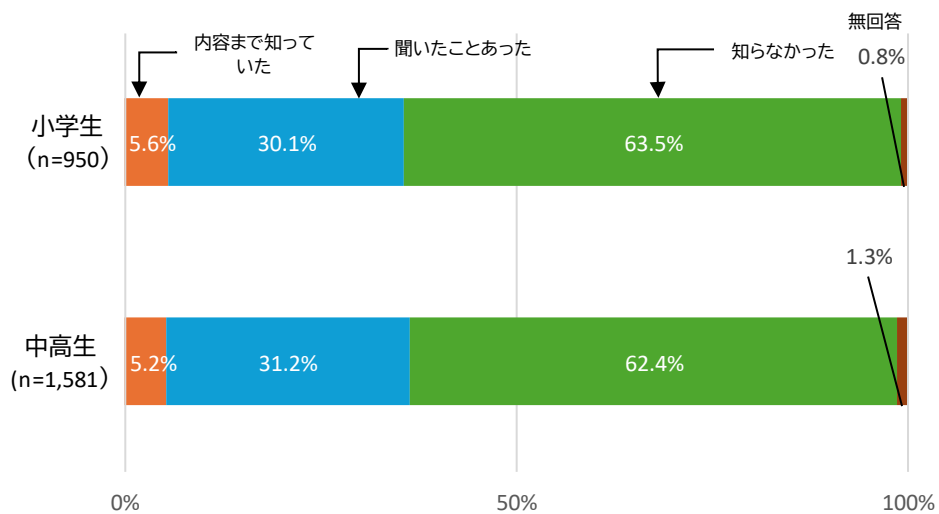
\*自由記述を記載した場合のみで集計

資料:目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

## (2)子どもの目黒区子ども条例の認知度

目黒区子ども条例についての子どもの認知度は、「内容まで知っていた」は小学生では 5.6%、中高生では 5.2%にとどまっています。「聞いたことがあった」を含めても小学生では 35.7%、中高生では 36.4%にとどまっています。

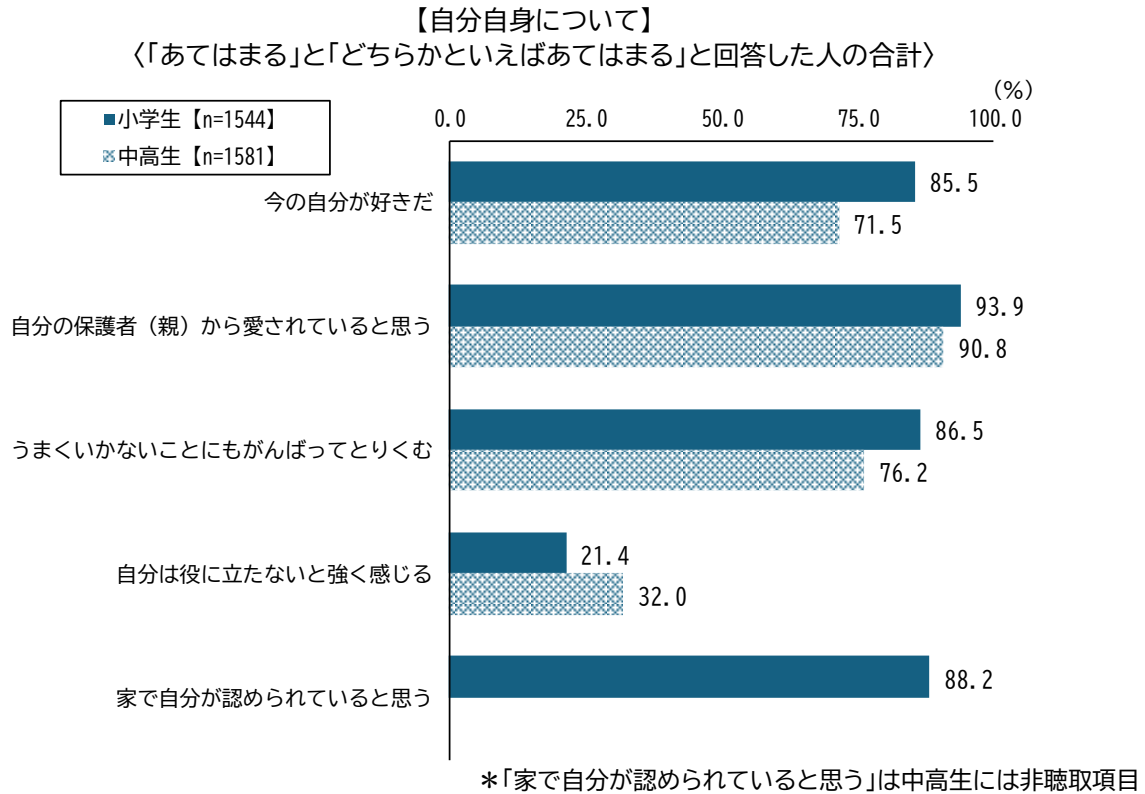
【子どもの目黒区子ども条例の認知度】



資料:目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

### (3)子ども自身について

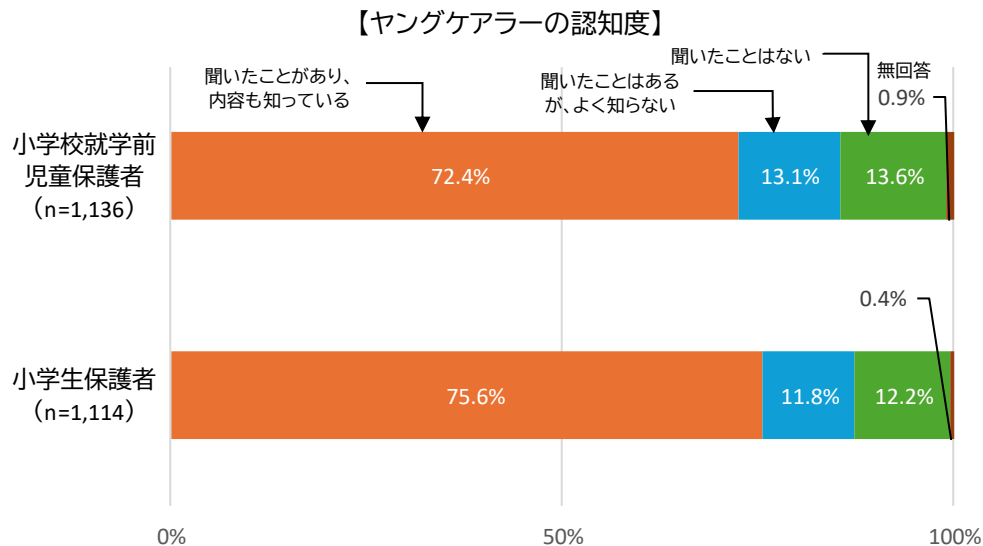
自分自身について、「自分の保護者(親)から愛されていると思う」において「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」と回答した人の割合の合計は、小学生で93.9%、中高生で90.8%となっています。「自分は役に立たないと強く感じる」については、小学生で21.4%、中高生で32.0%となっています。



資料:目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

### (4)ヤングケアラーの認知度について

ヤングケアラーについて、「聞いたことがあり、内容も知っている」は小学校就学前児童保護者で72.4%、小学生保護者で75.6%となっています。



資料:目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

## (5)子どもの権利擁護委員相談実績

令和5年度に、子どもの権利擁護委員に寄せられた子どもからの相談は、「子ども同士の悩み」「学校・幼稚園・保育園についての悩み」がそれぞれ4件で最も多くなっています。大人からの相談は「いじめ」が45件で最も多く、「学校・幼稚園・保育園についての悩み」が33件となっています。

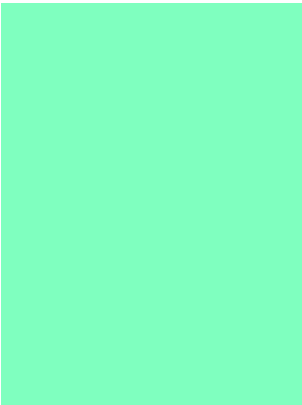

【子どもの権利擁護委員相談実績:令和5年度(目黒区)】

主たる相談内容(件数)	子ども	大人	不明	合計
いじめ	1	45	0	46
子ども同士の悩み	4	0	0	4
学校・幼稚園・保育園についての悩み	4	33	0	37
不登校	0	1	0	1
虐待や虐待につながるおそれ	0	2	0	2
家庭内暴力	0	0	0	0
家族についての悩み	1	10	0	11
子育てについての悩み	0	2	0	2
性に関する悩み	1	1	0	2
その他	1	112	1	114
合計	12	206	1	219

資料:目黒区子育て支援課作成

(このページは白紙です)





## 第3章

# 計画の基本的な考え方



## 1 基本理念

### (1)子どもの尊厳を大切にす

すべての子どもは、一人の人間としてその尊厳が尊重され自らの意思でいきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。

子どもの尊厳を大切にしながら、子ども自身が互いの個性を尊重していけるような社会の実現を目指していきます。

### (2)子どもの権利を守り健やかな成長を支援する

すべての子どもには「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」権利があります。

子どもがあらゆる差別や暴力を受けることなく、様々な経験を通じて生きる力をはぐくむとともに、楽しいことや辛いことがあったときに、自分の考えや感じたことを素直に表すことができる環境をつくりながら、子どもたちの健やかな成長を支援していきます。

### (3)地域とともに子育てを支える

大人は、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、その成長を支えながら、社会の一員として導いていく役割を担っています。

地域と協力しながら子どもたちの成長や子育て家庭への支援を通じて、豊かな地域社会の形成につなげていきます。

## 2 基本目標

### 基本目標Ⅰ 子どもの権利が守られ大切にされるまち

- すべての子どもの権利が尊重されるとともに、子どもが地域で大切に育てられる環境が求められています。
- 区が取り組んでいる子どものための施策や支援策が多くの区民に認知され、利用されていることが重要です。
- 児童虐待やヤングケアラーなど、子どもを取り巻く危機がどのようなものか区民に認知され、地域全体で取り組む意識が醸成されている必要があります。
- 子どもにとっての最善の利益を図るための仕組みと地域の特性を踏まえた支援策が求められています。

### 基本目標Ⅱ 子どもが自らの意思で成長することができるまち

- 子ども一人ひとりの個性を踏まえつつ、子どもが自らの将来を考え、様々な経験を通じて成長していけるような仕組みや環境づくりが必要です。
- 家庭や学校、児童館など、子どもがこれまで安心して過ごしてきた場所以外にも、子どもの生活環境や個々の特性に応じた新たな居場所が求められています。
- 子どもが健やかに成長していけるよう発達の段階に応じた環境づくり、食育や薬物乱用の防止に向けた取組など、こころとからだの健康に配慮した取組が重要です。

### 基本目標Ⅲ 子どもを安心して産み親子でいきいきと成長することができるまち

- 妊娠期から青年期までの総合的な切れ目のない支援体制を構築するとともに、次代を担う若者が子どもを産み育てたいと思う環境づくりが求められています。
- 子どもを産み育てたいと思う若い世代やひとり親家庭を中心に、経済的支援の充実や子育てに対する相談支援のための仕組みづくりが重要です。
- 子どもや子育て家庭が地域の人々となつながりを持ち孤立しないようなコミュニティづくりが重要です。

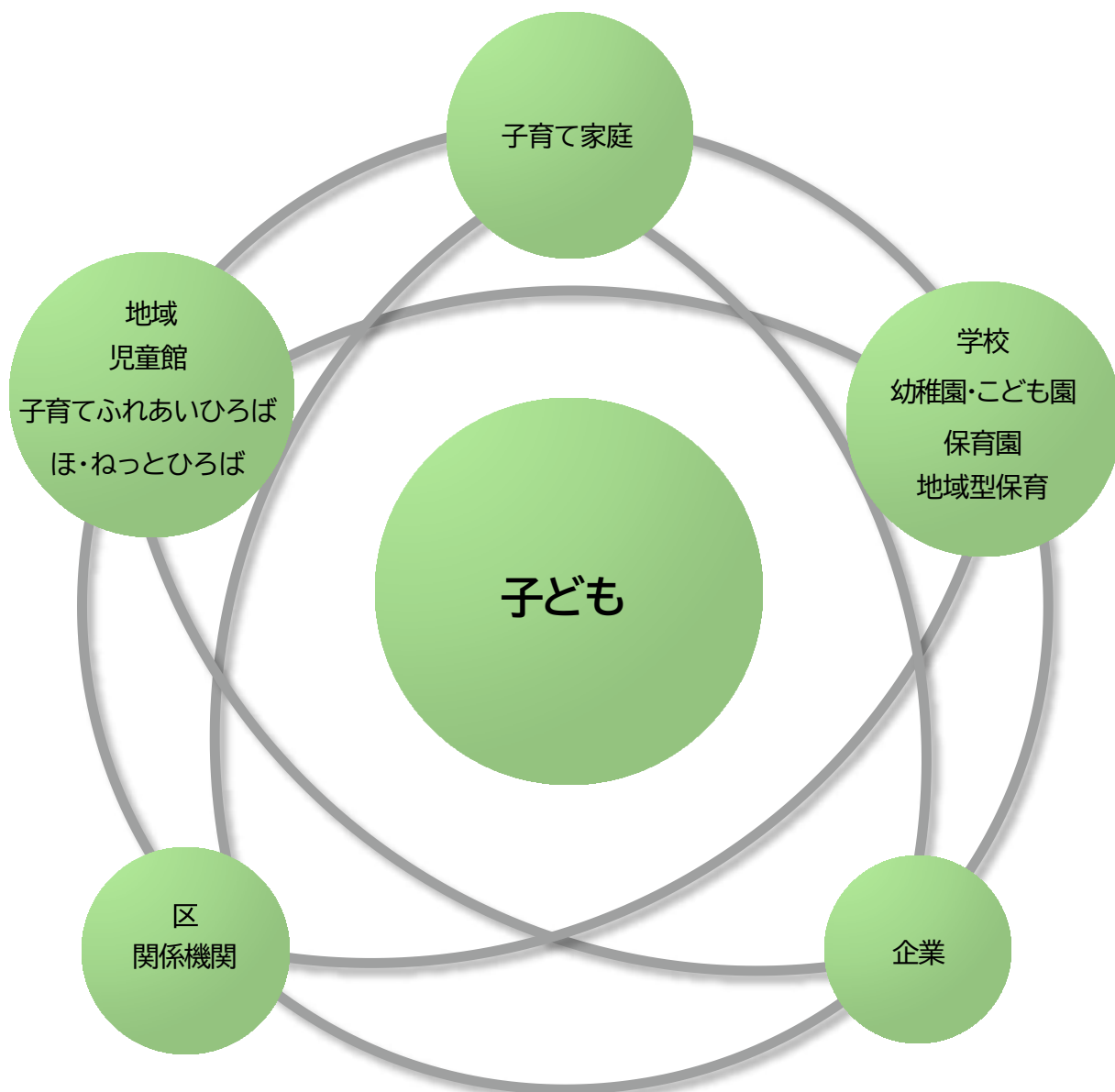
### 基本目標Ⅳ 子どもが地域で育てられともに成長するまち

- 子ども一人ひとりが夢や希望を叶えるために、自らの意思で自発的に取り組むことができる環境づくりが必要です。
- すべての子どもが、様々な芸術・文化に触れたり、スポーツを楽しむ機会を通じて、自身のキャリア形成の一助となるような活動場所が求められています。
- 子どもたちが、地域の人々との対話や共に活動をする機会を通じて、子どもと地域がともに成長できる地域づくりが重要になっています。

### 基本目標Ⅴ 子どもが安全にすごせる子育てにやさしいまち

- 大規模災害発生時において、子どもの安全を第一に考えて対応を図るとともに、平時からも子育て家庭が安全で安心して暮らせるまちづくりが求められています。
- 子どもや子育て家庭が住みやすく、豊かな自然の中で子どもが健やかに育つ環境が求められています。

## 計画が目指す目黒区の姿



子どもが健やかに自主性や社会性を身につけながら成長していけるよう、保護者、学校、区民、団体、NPO、企業、目黒区等社会のあらゆる分野におけるすべての機関、すべての人が協力・連携して取り組み、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目指しています。

### 3 「未来につなぐ子ども・若者応援プロジェクト(仮称)」の推進

新型コロナウイルス感染症に端を発した生活スタイルの変化、子育てに困難を抱える家庭の顕在化などにより、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わりました。

こども基本法、こども大綱の趣旨を踏まえ、次代を担う子ども・若者たちの自己実現に向けて、年代や環境に応じた多様な支援が重要であり、新たな視点で集中的に取り組むべき課題への対応が求められています。そして、子ども・若者の声を聴く大切さを大人一人ひとりが自覚し、実践していく意識の醸成を図るとともに、子ども・若者の意見を政策に反映させていくことが必要となっています。

新たな子ども総合計画では、基本目標と施策を体系化し、総合的に推進していく従来からのアプローチに加え、目黒区の現状認識を踏まえ、本計画期間中に特に重点的に取り組んでいくべき課題として、「未来につなぐ子ども・若者応援プロジェクト(仮称)」として以下の3つのプロジェクトにチャレンジしていきます。

#### 1 総合的な子ども家庭支援プロジェクト

SNSを通じて子育てに関する様々な情報が取得できる一方で、誰からも支援を受けられず孤立する家庭の問題が生じています。行政とともに、地域全体で顔の見える関係性を築きながら子どもと家庭への支援が行えるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制、環境づくりに取り組みます。

#### 2 子ども・若者社会参画プロジェクト

子どもや若者が、積極的に社会活動に参加して、自分の意見を言ったり、その意見が反映される仕組みをつくっていくことは、持続可能な社会を継続していくためにとても重要です。次代を担う子ども・若者が社会に参画し、意見を施策に反映していく機会を提供していきます。

#### 3 子ども・若者居場所づくりプロジェクト

友達同士、学校や地域でのつながりが希薄化する中で、生きづらさを抱えて、家や学校、児童館など、従来の居場所では安心できない子どもたちが増えています。子どもたちが「自分らしくいられる場所」「自分で多様な体験や遊びが出来る空間」での経験を通じて、自己肯定感を高め、社会で生き抜く力を得ることが出来る環境づくりに取り組みます。

# 1 総合的な子ども家庭支援プロジェクト

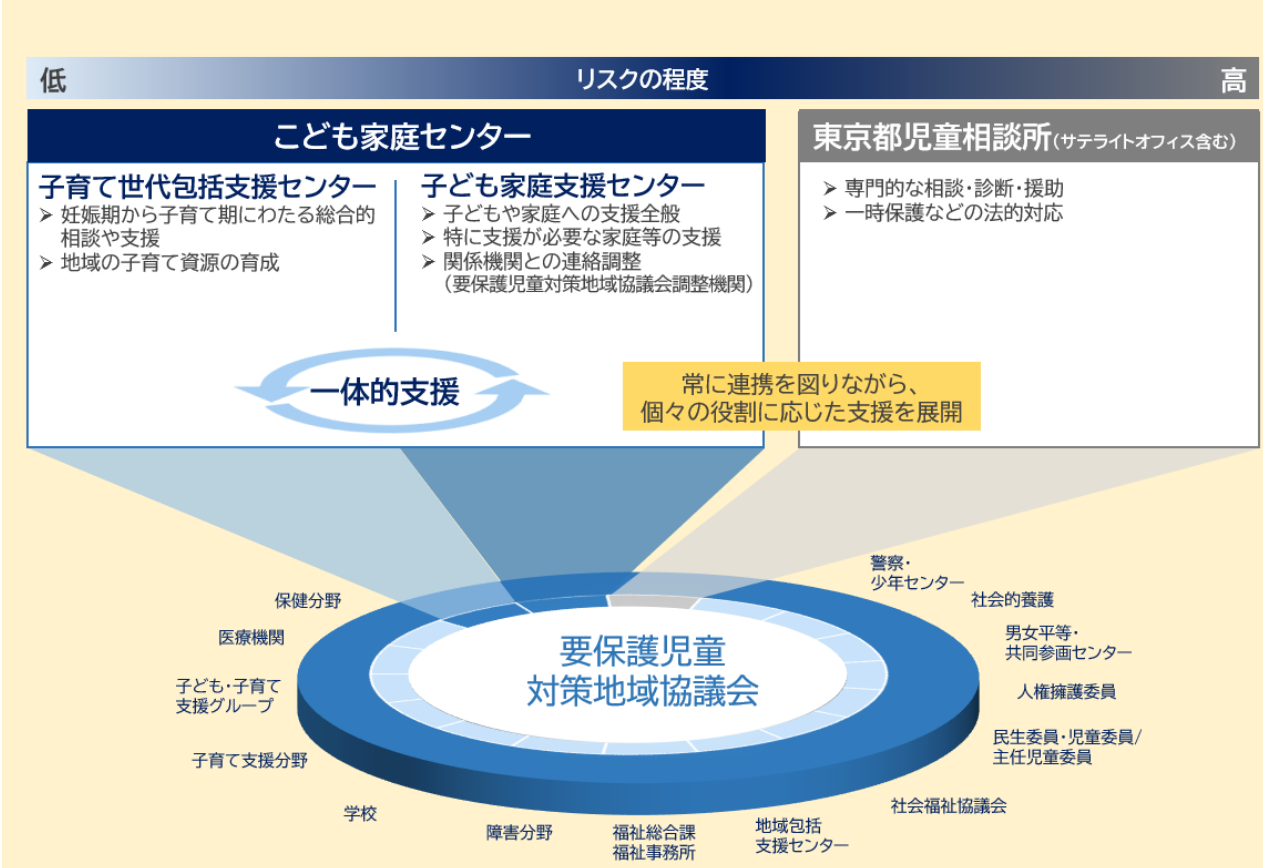
妊娠期から青年期に至るまで、誰一人取り残さない総合的なサポートを実現します

目黒区は、令和4年12月に全庁的な視点で、妊娠期から青年期までの包括的な支援体制の実現に向けて「総合的な子ども家庭支援体制の構築と環境整備について」を決定しました。

児童相談所を含む総合支援拠点を、令和13年度を目途に整備し、すべての子どもが健やかに成長し、地域で安心して子育てができるまちを目指します。

令和6年9月、東京都は区の要望を受け、碑文谷保健センター跡地に東京都児童相談所の整備に向けた検討を進めることを表明しました。今後、東京都児童相談所の整備に向けて、具体的な検討に着手します。また、総合支援体制の構築に向けて、児童福祉機能と母子保健機能を併せ持つ「こども家庭センター」を鷹番保育園跡に開設するとともに、「東京都児童相談所のサテライトオフィス」を設置し、都との連携を強化していきます。

## 総合的な子ども家庭支援体制概要



## ○計画期間中の取組

ページ	事業番号	事業名
P.52	I - (3) - 01	東京都児童相談所の整備に向けた取組
P.52、85	I - (3) - 02	こども総合相談センター(仮称)の整備
P.53	I - (3) - 03	東京都児童相談所サテライトオフィスの設置
P.53、86	I - (3) - 04	こども家庭センター開設
P.85	Ⅲ - (1) - 01	母子保健サービスの充実
P.54、113	I - (3) - 05	要保護児童対策地域協議会の連携強化
P.102、113	Ⅲ - (4) - 01	公民連携による地域子育てネットワークの構築
P.43	I - (1) - 01	地域子育て支援事業の周知・啓発
P.98	Ⅲ - (3) - 01	次代を担う若者への自立に向けた支援策づくり

## プロジェクトコラム①

## -Part I - 児童相談所って何をするとところ？

令和6年9月4日、目黒区議会定例会で青木英二目黒区長は東京都児童相談所を目黒区内に誘致することを表明しました。目黒区は、平成30年3月に起きた区内在住の児童が虐待によって亡くなるという痛ましい事件を二度と起こさないという思いで、すべての子どもと子育て家庭が安心して生活できるよう様々な相談や支援に取り組んでいます。その中の大きな取組の一つが、区内における児童相談所の整備です。

といっても、皆さんからは「児童相談所って家に突然やって来て、子どもが無理やり親から引き離されちゃうところでしょ、なんかひどい!」「児童虐待なんて目黒に住んでいる私たちにはまったく関係ないわ!」「〇〇に不良が集まる迷惑施設なんか絶対につくるな!地価が下がる」といった、イメージがまず頭の中によぎるのではないのでしょうか？

しかし答えは、すべて全くの妄想です。それどころか、目黒区にお住いの方には（特に子どもをお持ちの家庭には）絶対に必要な施設です！ それをこのコラムを通じて説明していきたいと思います。

そもそも、児童相談所は何を根拠として何を目的とした施設なのでしょう？

児童相談所は、児童福祉法に基づく施設であり、「すべての子が心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように子ども及び家族等を援助する」ことを目的としている施設です。決して怖い、強権的な施設ではありません。

令和6年10月現在、東京23区内には都と区の児童相談所をあわせて15の児童相談所があります。目黒区を管轄しているのは、都立品川児童相談所（品川区北品川三丁目7番21号）というところです。

児童相談所の役割は、大きく4つに分けることができます。



プロジェクトコラム①

## -Part I- 児童相談所って何をするとところ？（つづき）

○児童相談所の役割（主なもの）

役割	内容
1. 相談	①家庭で子どもを育てることが出来ない時の支援や虐待に関する相談 ②未熟児、内部機能障害やその他の疾患がある子どもの相談 ③障害がある（疑われる）子どもの相談 ④法に触れたり、将来が心配な非行をする子どもの相談 など
2. 調査、診断	調査により子どもが抱える課題を分析し、解決するための医学的、心理的などの各種診断・判定を行い、必要に応じて支援や治療に繋げていく。
3. 措置	児童福祉司等が子ども又はその保護者への指導（治療）を行い、状況に応じて福祉施設等に預けることで子どもの健全育成を図る。
4. 一時保護	迷子や虐待など緊急に児童の保護が必要な時、子どもの成長に重要な手がかりつかむための行動観察や規則的な生活習慣の回復を図る必要がある場合などに一時保護を行う。

これは、あくまでも児童相談所の仕事の一部にすぎません。このほかにも、様々な理由により家庭で育てられない子どものための支援として社会的養育に向けた取組（東京都内だけでも親の虐待や病気等の理由により親元で暮らすことのできない子どもが約4,000人います。）や、各自治体との連携（他県から課題のある家庭が引っ越してきた場合に情報を共有し、適切な支援につなげる、他県の子どもが都内で保護された場合は、住所地に送り届けるなど）や日々の通報への対応など、都内の子どもたちだけではなく、全国の子どもたちのために日々頑張っています。

（次回【(Part 2) 児童相談所は決して迷惑な施設ではない につづく】



## 2 子ども・若者社会参画プロジェクト

子どものアドボカシーを大切にし、未来を担う子どもたちの社会参画を促します

子どもたちは、一人の人間であり、個々の個性により、多様な意思を持っています。

目黒区子ども条例は、児童の権利に関する条約に基づいて、子どもの権利である「参加する」権利を大切にしています。そして、子どもたちが自らの意思でいきいきと成長していく子育てのための環境づくりが重要です。

次代を担う子どもたちが、自分たちの力で未来の社会を創っていく、自らの意思で社会に参画し、関わっていくことで、ウェルビーイングを高めていけるよう、様々な取組を進めます。

### ○計画期間中の取組

ページ	事業番号	事業名
P.46	I - (2) - 01	めぐろ子ども・若者会議の設置に向けた検討
P.47	I - (2) - 02	キッズレポーターによる地域や施設への取材体験
P.47	I - (2) - 03	MEGURO こどもモニターによる子ども意見の把握
P.48	I - (2) - 04	Youthミーティングによる子どもたちとの意見交換
P.48	I - (2) - 05	中学・高校生タウン情報誌「めぐろう」の編集による情報発信
P.49	I - (2) - 06	子どもたちが主体的に関わる児童館運営

### プロジェクトコラム②

## なぜ今、子どもの人権がクローズアップされるのか

「この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、心身の状況、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ……」

この文章は、こども基本法の第1条から抜粋したものです。日本は、今から約30年前の平成6年(1994年)世界で158番目に児童の権利に関する条約を批准しました。

しかし、日本では、子どもの人権尊重について「日本では必要ない」といった声が強くなるようです。一方で、児童虐待の増加やいじめ問題の深刻化など、子どもを取り巻く状況が厳しくなる中で、改めて子どもの権利尊重、子どもの最善の利益を第一に考えるという機運が高まっています。

そうした背景から、令和4年(2022年)6月にこども基本法が産声をあげました。持続可能な社会を継続していくためには、次代を担う子どもたちの多様性が尊重され、一人ひとりの個性を大切にしながら健やかに成長していける社会にしていかなければなりません。

### 3 子ども・若者居場所づくりプロジェクト

家でも学校でもない、子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくっていきます

友達と楽しく過ごす場所、集中して宿題や自習に取り組む場所、ただ何となく過ごして心を休めるために過ごす場所、家にも学校にも居場所がない子どもたちの避難場所…子どもや若者は、それぞれの個性や状況に応じて、様々な居場所を必要としています。

区はこうした課題に応えるため、学校、児童館など従来の取組をより発展させるとともに、様々なニーズに応え、大人が適度な距離で見守り、必要があれば支援する、新しい居場所づくりに取り組んでいきます。

#### ○計画期間中の取組

ページ	事業番号	事業名
P.73	Ⅱ－(3)－01	生きづらさを抱える子どもたちのための居場所づくり
P.73	Ⅱ－(3)－02	多様な学びの場、居場所の確保
P.74	Ⅱ－(3)－03	乳幼児から中高生までの新たな居場所の創設
P.75、106	Ⅱ－(3)－06	すべての小学生のための放課後の居場所づくり
P.74、105	Ⅱ－(3)－04	児童館等の役割再構築
P.75、105	Ⅱ－(3)－05	既存の社会資源などを活用した子どもの居場所事業
P.76	Ⅱ－(3)－07	地域で活動する子育て支援団体との連携支援

#### プロジェクトコラム③

### 子どもたちが抱える悩み～孤独～

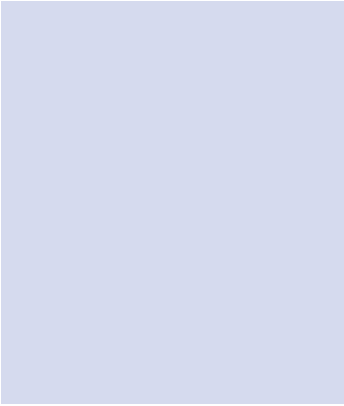
「もう駄目かもしれない」「死にたい」

これは、ある大学生がコロナ禍において、対面授業が中止になり、孤独や不安感から体調を崩し、親からも理解されず、ふと漏らした心の声です。また、友達同士のトラブルやいじめなどが原因で人との接触ができなくなり、やがて引きこもりになってしまう子どもも増加しています。どちらも「対人関係」が主な原因です。

子ども達は不安や孤独感からひとりぼっちになってしまうと、自分で何かをやりたいという意欲がなくなっていきます。人への信頼感もなくなり、他の人とつながる機会があっても、そうした意欲すらわいてこなくなってしまう。

では、そこから脱出するためのきっかけはどうすれば良いか。それは「温もり」ではないでしょうか。

生活リズムの改善や人との会話はもとより、周りのひとたちの温もりにふれながら、ゆっくりと前に進んでいけるような取組が大切です。それを周りの私たちが急がば回れの気持ちで支えていければ良いですね・・・。



# 第4章 計画の内容

# 1 計画の体系

基本理念	基本目標	施策
1. 子どもの尊厳を大切にする 2. 子どもの権利を守り健やかな成長を支援する 3. 地域とともに子育て・子育てを支える	<b>I</b> 子どもの権利が守られ大切にされるまち	(1)子ども施策の普及・啓発 P.42 (2)子どもの意見表明・参加の推進 P.45 (3)児童虐待の予防と発生時の適切な対応 P.51 (4)権利侵害から子どもを守る P.56
	<b>II</b> 子どもが自らの意思で成長することができるまち	(1)生きる力をはぐくむための切れ目ない支援 P.59 (2)教育・保育の振興 P.63 (3)子どものための多様な居場所づくり P.72 (4)こころとからだの健康づくり P.78
	<b>III</b> 子どもを安心して産み親子でいきいきと成長することができるまち	(1)誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくり P.84 (2)子育て家庭への経済的支援 P.93 (3)子どもと家庭への多様な支援 P.97 (4)子育て家庭が集える環境づくり P.101
	<b>IV</b> 子どもが地域で育てられともに成長するまち	(1)多様な活動場所の提供 P.104 (2)文化・スポーツ活動への支援 P.107 (3)子どもの育ちを支える地域づくり P.112
	<b>V</b> 子どもが安全にすごせる子育てにやさしいまち	(1)防犯・防災対策の推進 P.116 (2)交通安全対策の推進 P.119 (3)子育てにやさしい環境づくり P.122

## 2 計画の見方

目黒区子ども総合計画（令和7年度～令和11年度）

各基本目標名を記載しています。

### 基本目標Ⅰ ● 子どもの権利が守られ大切にされるまち

#### (1) 子ども施策の普及・啓発 ●

各施策名を記載しています。

##### 現状と課題

区は、平成17年2月に「目黒区子ども条例」を制定しました。児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が尊重され、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目指して、様々な施策に取り組んでいます。

各施策にかかわる目黒区の現状と課題を記載しています。

内的な法律は存在しませんでした。しかし、児童虐待や新型コロナウイルス感染症を契機とし、いじめや不登校などが社会問題化するとともに、少子化の深刻さを増しています。

国は、そうした背景を踏まえ、子どもの最善の利益を第一に考え、こどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目的として「こども基本法」を制定しました。

こども基本法も、目黒区子ども条例と同様に条約に掲げる4つの原則を基本としています。

区は、改めて「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」この4つの原則を前提とした施策を推進するとともに、こども大綱に掲げる「少子化への対応」「子ども・若者への支援」「子どもの貧困対策」を踏まえた取組が求められています。

各施策における今後の方向性を記載しています。

##### 施策の方向性

○ 児童の権利に関する条約に基づき子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目指して、必要な施策を推進します。

○ 子ども施策の推進に当たっては、国や東京都と連携し、取組むとともに、取り組みの内容の周知を図ります。

施策の推進において関連するSDGsのゴールをアイコンで示しています。

##### 関連するSDGs分野



##### 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
子ども条例の認知度	小学生:35.7% 中高生:36.4%	50%

成果指標の「指標名」「現状値」「目標値(2029年)」を示しています。

プロジェクト事業

事業名:	地域子育て支援事業の周知・啓発	■子育て支援課
事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号 I-(1)-01
事業概要	地域で様々な主体が行っている、様々な子育て支援事業の状況を区が把握するとともに、そうした有用な情報をすべての子どもとその家庭が把握できる環境づくりに取り組み、各家庭が適切なサービスを受取できる仕組みを構築する。	
現況	区のみならず、地域団体、企業など様々な主体が子育て・子育てのための事業を展開しているが、そうした情報を把握し、各家庭が受取たいサービスを適切に受けられるような環境までには至っていない。	
最終年度達成目標	各家庭にとって必要な情報が適切に入手できる仕組みが構築され、必要なサービスを受けられている。	
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な団体等が実施している子育て・子育て支援情報の把握</li> <li>・効果的な周知・啓発に向けた手法、仕組みの研究</li> <li>・様々な手法を用いた試行検証</li> </ul>	

「未来につなぐ子ども・若者応援プロジェクト(仮称)」に該当する事業を記載しています。

新規・拡充事業

事業名:	子ども条例の普及・啓発	■子育て支援課
事業区分	拡充	事業番号 I-(1)-02
事業概要	すべての区民が、子どもの人権を尊重し、子どもが自らの意思でいきいきと成長していくことのできるまちの実現を目指して、様々な場面を通じて、「目黒区子ども条例」の普及・啓発に取り組む。	
現況	子ども条例を周知するため、学校を含む区内の施設にパンフレットやチラシ、カレンダーの配布を実施してきたが、令和5年度に実施した目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査結果では、子ども条例の認知度が低いことが浮き彫りとなった。令和6年度にはこれまでの取組に加え、区報での周知や啓発グッズを新たに作成し、イベント時に配布する等普及啓発の方法を見直した。	
計画目標	令和7年度から普及啓発チラシ等の配布場所の拡充や配布方法を変更し、一人でも多くの人の子ども条例の認知度を高めていく。	

これまで計画に掲載されていなかった事業で、新たに掲載する事業や拡充・充実を図る事業を記載しています。

これまで計画に掲載されている事業で、継続して実施する事業を記載しています。

目黒区子ども総合計画（令和7年度～令和11年度）

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
I-(1)-03	子どもの権利擁護委員制度の普及（子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」）	目黒区子ども条例第16条に基づき、子どもの権利侵害に関する相談、救済の申立に迅速に対処するため、中立的な立場で対応する子どもの権利擁護委員による相談支援事業を行う。また、広く子どもの人権を尊重することの大切さを理解してもらうための普及・啓発活動を行う。	子育て支援課
I-(1)-04	子育て情報の提供	子育て情報ポータルサイト「めぐろ子ども・子育てネット」及び子育てアプリを活用し、区の子育てに関するサービスやイベント情報、施設情報等、区民が利用しやすい情報提供・発信を行う。また、総合的な子育て情報誌「めぐろ 子育てホッとブック」を発行する等、あらゆる媒体で情報が手軽に入手できるようにする。	子育て支援課

(このページは白紙です)

## 基本目標Ⅰ 子どもの権利が守られ大切にされるまち

### (1) 子ども施策の普及・啓発

#### 現状と課題

区は、平成17年2月に「目黒区子ども条例」を制定しました。児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が尊重され、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目指して、様々な施策に取り組んでいます。

一方、国には長らく子どもの権利を保障する総合的な法律は存在しませんでした。しかし、児童虐待件数の増加やいじめ問題の深刻化、SNSの進化や新型コロナウイルス感染症を契機として、子どもが生きづらさを抱え、孤独・孤立、ひきこもりなどが社会問題化するとともに、少子化の加速度的な進行等、子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増しています。

国は、そうした背景を踏まえ、子どもの最善の利益を第一に考え、こどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目的として「こども基本法」を制定しました。

こども基本法も、目黒区子ども条例と同様に条約に掲げる4つの原則を基本としています。

区は、改めて「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」この4つの原則を前提とした施策を推進するとともに、こども大綱に掲げる「少子化への対応」「子ども・若者への支援」「子どもの貧困対策」を踏まえた取組が求められています。

#### 施策の方向性

- 児童の権利に関する条約に基づき子どもの権利が尊重されるとともに、目黒区子ども条例第1条に掲げる子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目指して、必要な施策を推進します。
- 子ども施策の推進に当たっては、国や都の施策との連動を図りながら効果的、効率的に取り組むとともに、取り組みの内容の周知、啓発に努めていきます。

#### 関連する SDGs 分野



#### 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
子ども条例の認知度	小学生:35.7% 中高生:36.4%	50%



## プロジェクト事業

**事業名:** 地域子育て支援事業の周知・啓発 ■子育て支援課

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(1)-01
事業概要	地域で様々な主体が行っている、様々な子育て支援事業の状況を区が把握するとともに、そうした有用な情報をすべての子どもとその家庭が把握できる環境づくりに取り組み、各家庭が適切なサービスを楽しむことができる仕組みを構築する。		
現況	区のみならず、地域団体、企業など様々な主体が子育て・子育てのための事業を展開しているが、そうした情報を把握し、各家庭が受けたいサービスを適切に受けられるような環境までには至っていない。		
最終年度 達成目標	各家庭にとって必要な情報が適切に入手できる仕組みが構築され、必要なサービスを受けられている。		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な団体等が実施している子育て・子育て支援情報の把握</li> <li>・効果的な周知・啓発に向けた手法、仕組みの研究</li> <li>・様々な手法を用いた試行検証</li> </ul>		

## 新規・拡充事業

**事業名:** 子ども条例の普及・啓発 ■子育て支援課

事業区分	拡充	事業番号	I-(1)-02
事業概要	すべての区民が、子どもの人権を尊重し、子どもが自らの意思でいきいきと成長していくことのできるまちの実現を目指して、様々な場面を通じて、「目黒区子ども条例」の普及・啓発に取り組む。		
現況	<p>子ども条例を周知するため、学校を含む区内の施設にパンフレットやチラシ、カレンダーの配布を実施してきたが、令和5年度に実施した目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査結果では、子ども条例の認知度が低いことが浮き彫りとなった。</p> <p>令和6年度にはこれまでの取組に加え、区報での周知や啓発グッズを新たに作成し、イベント時に配布する等普及啓発の方法を見直した。</p>		
計画目標	令和7年度から 普及啓発チラシ等の配布場所の拡充や配布方法を変更し、一人でも多くの人の子ども条例の認知度を高めていく。		

継続事業			
No	事業名	事業内容	担当課
I-(1)-03	子どもの権利擁護委員制度の普及（子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」）	目黒区子ども条例第16条に基づき、子どもの権利侵害に関する相談、救済の申立に迅速に対処するため、中立的な立場で対応する子どもの権利擁護委員による相談支援事業を行う。また、広く子どもの人権を尊重することの大切さを理解してもらうための普及・啓発活動を行う。	子育て支援課
I-(1)-04	子育て情報の提供	子育て情報ポータルサイト「めぐろ子ども・子育てネット」及び子育てアプリを活用し、区の子育てに関するサービスやイベント情報、施設情報等、区民が利用しやすい情報提供・発信を行う。また、総合的な子育て情報誌「めぐろ 子育てホッ！とブック」を発行する等、あらゆる媒体で情報が手軽に入手できるようにする。	子育て支援課

## (2) 子どもの意見表明・参加の推進

### 現状と課題

子どものアドボカシーは、子どもの人権を守るための重要な要素です。

また、子どもが自分に関わりのあることについて、自分の意思を述べたり仲間をつくったり、様々な活動に参加したりすることも非常に重要な権利であり、尊重されなければなりません。

一方で、昨今、日本の若者たちの社会参画に対する意識が、諸外国に比べて関心が薄く、課題となっています。

こども基本法第3条第3号では、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」を基本理念としてこども施策を行われなければならないとされています。また、こども大綱においても、こども施策を推進するために必要な事項として「こども・若者の社会参画・意見反映」も掲げられています。

子どもの本当の声を反映させることが出来なければ、子どもにとっての幸せな社会をつくることはできません。

本計画の策定に際しても、子どもの意見を聴く機会を設け、計画への反映に努めています。

次代を担う子どもたちが、区が実施する施策に対して、社会の一員として意見を言う機会の創出を図るとともに、持続可能なまちの実現に向けて、将来的にも様々な場面で社会参画していくための仕組みづくりが求められています。

### 施策の方向性

- 子どもたちが、自らの意思で自由に意見を言えるような社会づくり、子どものアドボカシーに向けた取組を推進します。
- 子どもの社会参加の意欲を高めていくとともに、子どもの参加や意見表明の機会を確保しながら、意見を施策に反映させていく仕組みづくりに取り組んでいきます。
- 家庭、学校、地域の中で大人が子どもの思いを受け止め、子どもの年齢や成長に配慮しながら意見を尊重していく社会づくりのための理解・啓発等を推進していきます。

### 関連する SDGs 分野



## 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
意見表明にかかる事業の年間参加者数	355人	倍増
事業実施後アンケートで、「また参加したい」と感じた子どもの割合	—	70%

## プロジェクト事業

事業名: めぐる子ども・若者会議の設置に向けた検討 ■子育て支援課

事業区分	子ども・若者社会参画プロジェクト	事業番号	I-(2)-01
事業概要	子ども・若者が区の施策に関与する機会を創出することで、社会参画の意義を理解し、意識の醸成を図るとともに、施策への意見反映を通じて、子ども・若者一人ひとりの自己肯定感やウェルビーイングの向上を目指す。		
現況	令和3年6月に独立行政法人国立青少年教育振興機構が公表した、日本・アメリカ・中国・韓国の「高校生の社会参加に関する意識調査報告書」では、日本の高校生の主な特徴として、学校行事やクラブ活動への参加意欲は高いが、自治活動には消極的である。また、日々の社会問題に関して「自分の生活に関わること」と捉えている割合が約8割と高い一方で、政治や文化に関する関心は、4か国中最も低い結果となった。		
最終年度達成目標	子ども・若者が、様々な社会活動に参加し、積極的にまちづくりに加わっている。また、区の施策に様々な意見が取り入れられ、子ども・若者の区政への参加意欲が高まっている。		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども若者会議の実施に向けて会議体の仕組みを検討</li> <li>・施策へ反映プロセスの検討</li> <li>・参加者の公募、選出</li> <li>・試行実施、取り組み結果の評価・分析</li> </ul>		

**事業名: キッズレポーターによる地域や施設への取材体験** ■子育て支援課

事業区分	子ども・若者社会参画プロジェクト	事業番号	I-(2)-02
事業概要	子どもの社会参画機会創出のため、公募で集まった小学生が自ら関心があることや地域情報等について取材、体験記事の作成を通じて社会的知識を身に付けるとともに課題解決のための力を育成する。		
現況	令和6年度は、16名の小学生が1年を通じて4施設に足を運び、自ら知りたいことを考え取材し記事を作成した。16人の定員に対して、参加希望者が年々増加していることを受け、令和7年度以降、通年のワークショップを前期・後期と分け、定員を拡充し、ワークショップの内容を見直す。		
最終年度達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの子どもたちがキッズレポーターに参加し社会体験を積むことで、将来の社会参画への素地につながっている。</li> <li>・多くの区民に事業の意義が理解されるとともに、子どもの自己実現に向けた意欲が高まっている。</li> </ul>		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者へのアンケート等により、参加した子どもたちの意見を聴取</li> <li>・参加者からの意見をもとに、実施内容をブラッシュアップ</li> <li>・現行の周知方法の改善</li> </ul>		

**事業名: MEGURO こどもモニターによる子ども意見の把握** ■子育て支援課

事業区分	子ども・若者社会参画プロジェクト	事業番号	I-(2)-03
事業概要	年複数回アンケート形式によりウェブサイトを通じて区の施策に対するモニタリングを行う。区は回答を受け、施策への反映や改善を実施するとともに、採用の有無に関わらず意見・要望へのフィードバックを行う。		
現況	多くの子どもからの定期的なモニタリングは実施の例がなく、令和6年度に実施した子ども・若者からの意見聴取事業を参考に、主にウェブを通じた意見聴取方法の内容を検討し、子どもの意見を取り入れる仕組みを構築していく。		
最終年度達成目標	小学生から高校生まで均等に 200 名程度のモニターが登録され、ウェブを通じて意見を聴く仕組みや、収集した意見が区政に反映されるとともに、わかりやすくフィードバックする仕組みが確立されている。		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施に向けた具体的な事業の仕組みづくり</li> <li>・施策への反映プロセスの検討</li> <li>・参加者の公募、選出</li> <li>・取り組み状況の管理、評価</li> </ul>		

**事業名:** Youthミーティングによる子どもたちとの意見交換 ■子育て支援課

事業区分	子ども・若者社会参画プロジェクト	事業番号	I-(2)-04
事業概要	公募により選出した中・高・大学生を中心として定期的な座談会(Youthミーティング)を通じて、子どもたちの意見を表明することへの意欲や関心を高めるためのきっかけ作りに資するとともに、子どもや若者の状況やニーズをよりの確に把握し、子どものための施策づくりを推進する。		
現況	子ども総合計画改定に併せて令和6年度に実施した子ども・若者からの意見聴取事業は、参加人数が少ない、事前のコミュニケーションの機会が少ないなどの課題はあったが、子ども・若者の生の声を聴くことができた。 今回の課題を整理し、参加対象や実施方法、内容について検証を進め、より効果的に子どもたちの本音の声を聴くことのできる環境づくりに取り組んでいく。		
最終年度達成目標	子ども・若者の意見を表明することの関心が高まり、気軽に意見を言うことができる環境が整備されている。		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催方法の検討</li> <li>・意見のフィードバックのプロセスの検討</li> <li>・参加者の公募、選出</li> </ul>		

**事業名:** 中学・高校生タウン情報誌「めぐろう」の編集による情報発信 ■放課後子ども対策課

事業区分	子ども・若者社会参画プロジェクト	事業番号	I-(2)-05
事業概要	ものづくりを体験することで主体性や社会性を育むことを目的として、中学・高校生タウン情報誌「めぐろう」を編集及び発行する。また、その編集、取材等を通して他者とのコミュニケーション力を身につけるとともに、自己実現を達成する機会とする。		
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度16名、令和6年度10名の中高生が編集委員として参加した。完成した「めぐろう」は7,000部を発行し、区内小中学校、高校等に配布している。</li> <li>・編集委員OB・OGからのアドバイスや、作成後の振り返りにより、毎年内容の充実等を図っている。</li> </ul>		
最終年度達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中高生の社会参加事業として、中高生の立場から目黒の魅力を伝えるツールの一つとなっている。</li> <li>・子どもたちが興味、関心を持って主体的に関わり、やりたいことを実現する場であり、かつ、他者とのコミュニケーション力を身に付け、自己実現を達成する機会となっている。</li> </ul>		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・編集委員の募集、オリエンテーション</li> <li>・編集会議、取材、ミーティング、取材記事・ページ作成</li> <li>・校正、印刷</li> <li>・発行、区公式ウェブサイト公開</li> </ul>		



**事業名: 子どもたちが主体的に関わる児童館運営** ■放課後子ども対策課

事業区分	子ども・若者社会参画プロジェクト	事業番号	I-(2)-06
事業概要	中高生の社会参加と地域の活性化を目的として、児童館での活動などに自由に意見を述べて、子どもが主体となって企画する事業の実施を進める。		
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年3月に児童館において、中高生アンケート実施し、回答結果を各児童館で行うティーンズフェスタ企画に反映させている。</li> <li>意見や要望を聴く機会を設け、活動計画や行事等の内容に反映させるため、定期的に(4半期に1回程度以上)児童館子ども会議を開催している。</li> </ul>		
最終年度達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内全児童館において 児童館事業に子どもの声を反映させるために、定期的に(4半期に1回以上)子ども会議を開催している。</li> <li>子どもの意見や発想を汲み取り、遊びや活動として、日常の児童館活動で実現できるように支援している。</li> <li>子どもの意見が反映されていることを、子ども自身が実感できる児童館運営がなされている。</li> </ul>		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>各児童館において、利用者目線に立ちながら、子どもの参画・意見を反映した事業計画を立案</li> <li>日常・行事活動等において、自分が感じたことや考えたこと、自分の意見を発信・表現できる場を設定</li> <li>中高生の意見を反映した各中高生活動やティーンズフェスタを実施</li> </ul>		

**新規・拡充事業**
**事業名: 中高生による交通安全啓発事業** ■土木管理課

事業区分	新規	事業番号	I-(2)-07
事業概要	交通安全という社会課題を自ら考え、同世代に伝える方法を工夫し、実施する環境をつくることを通じて、自らの能力を発見し、伸長させる方法を学ぶ機会を提供するため、中高生情報誌「めぐろう」の付録として交通安全啓発品を作成し、同世代に配布する。		
現況	令和6年度、交通安全キャラクターをデザインし、完成した交通安全キャラクターを使った啓発品を作成し、交通安全の啓発を行った。		
計画目標	啓発品配布を通じて、交通安全を周知していくとともに、子どもたちが自ら考えたものをつくり、社会に発信する機会を提供する。		

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
I-(2)-08	平和の特派員広島派遣	次代を担う小・中学生を広島に派遣し、戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、そして平和の尊さについて考え、学ぶ機会を提供する。また、小・中学生の体験報告を友人や家族へ伝えるとともに、その体験レポート等を一般区民にも周知することによって、区民の平和に対する意識の啓発を図る。	総務課
I-(2)-09	子どもに対する意識調査	区政やまちづくり、子どもの人権についてなど、子どもの意見や実態を把握し、区政に活かすため、子ども総合計画改定に合わせて、子どもに対する意識調査を実施する。	子育て支援課

プロジェクトコラム②

子どもや若者の意見を聴きました

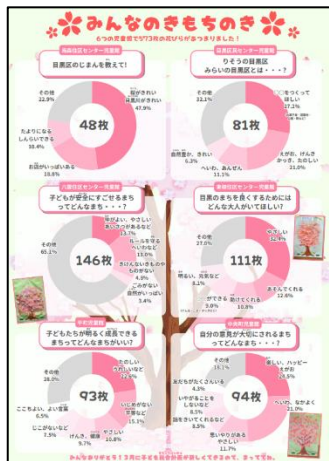
目黒区子ども総合計画（令和7年度～令和11年度）の策定に当たり、「子どもや若者の意見を尊重し反映すること」を目的として、以下のことを実施しました。

①めぐる Youth ミーティング

実施時期：令和6年7月6日（土） 場所：オンライン 参加人数：4名

○高校生から25歳までのいわゆる「Youth 世代」を対象に若者の独自の視点で、普段感じることを聴く機会を設けました。

「学習スペースの確保」「公教育の充実」「自転車環境の整備」「目黒区の特性」「意見公募の在り方」「広報の在り方」「災害対策」「店先での喫煙問題」等に関する意見がありました。



②きもちのき

実施時期：令和6年5月1日（水）～5月31日（金）

場所：区内6カ所の児童館 意見数：合計573件

○児童館にて小学校低学年から高校生までを対象に、「りそうの目黒区」などのテーマを設定し、子どもの意見を収集しました。

子どもの意見には、普段自分たちが接している大人や生活の中で感じていることを基に書かれているものがほとんどでしたが、声をあげにくい子どもの意見をどう捉えていくかが今後の課題です。



### (3) 児童虐待の予防と発生時の適切な対応

#### 現状と課題

令和5年度実施した子ども総合計画改定に係る基礎調査の中で、「たたく」行為が虐待だと認識している保護者の割合は9割以上である一方、「子どもの目の前で夫婦喧嘩をする」ことが虐待だと認識している割合は8割以下であることから、児童虐待に対する正しい知識の理解と啓発が重要です。また、虐待につながってしまった場合も、その行為の背景を保護者や子どもから丁寧に聞き取り、支援につなげていく必要があります。

児童虐待のない社会をつくっていくためには、保護者の育児に対する不安や負担感や、子育て家庭の地域や社会からの孤立をなくし、事前に予防していくための仕組みづくりが求められます。

令和7年4月に設置するこども家庭センターでは、東京都児童相談所との連携を強化しながら、迅速かつ適切な支援を行い子どもへの虐待に至らないよう、相談支援事業をはじめとする妊娠期からの予防的な取組を行っていきます。また、地域の様々な主体との連携を構築し、見守りと気づきによる迅速な対応の実現を図り、子どもと家庭を地域で支えることのできるまちづくりに取り組んでいきます。

#### 施策の方向性

- 東京都児童相談所の設置を含む総合的な支援体制の構築に向けて、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な運営を進めるとともに、こども家庭センター内に東京都児童相談所サテライトオフィスを設置することにより都区の連携を図ります。
- 乳幼児健康診査や子育てひろばなどの育児支援の充実により、子育てに係る不安や負担感を和らげ、産後うつや児童虐待を未然に防ぎます。
- こども家庭センターでの相談体制や、地域連携による虐待の早期発見と予防的対応を強化します。また、地域で活動する様々な主体とのネットワークを構築し、地域で支える子育て支援施策を推進します。
- 講演会等を通じて、区民の虐待に関する意識を高めるとともに、地域における児童虐待の予防や早期発見についての理解促進、子どもを守る意識の醸成を図ります。

#### 関連する SDGs 分野



#### 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
子育てについて、気軽に相談できる人や場所がないと思う保護者の割合	未就学児保護者:5.4% 小学生保護者:6.8%	3.5%

## プロジェクト事業

**事業名:** 東京都児童相談所の整備に向けた取組 ■子育て支援課  
■子ども家庭支援拠点整備課

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-01
事業概要	令和13年度を目途に妊娠期から青年期までの子どもとその家庭に対する総合的な支援体制の構築、拠点整備を目的として、東京都児童相談所の誘致に向けて東京都と検討、準備を進める。		
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都児童相談所の誘致を区として決定し、東京都へ要望書を提出した。</li> <li>・東京都からは区に対して、令和13年度までを目途に東京都児童相談所の整備に向けた検討を進めるとともに、こども家庭センターとの一体的な運営に向けて東京都児童相談所のサテライトオフィスを活用した連携強化について検討していくとの回答があった。</li> </ul>		
最終年度達成目標	東京都児童相談所整備手法の確定		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都と児童相談所整備に向けた協議・整備方法の検討</li> <li>・東京都児童相談所サテライトオフィスを活用した都区連携の強化</li> <li>・碑文谷保健センター解体</li> <li>・要保護児童対策地域協議会機能の強化</li> </ul>		

**事業名:** こども総合相談センター(仮称)の整備 ■子育て支援課  
■子ども家庭支援拠点整備課

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-02
事業概要	令和13年度を目途に妊娠期から青年期までの子どもとその家庭に対する総合的な支援体制の構築、拠点整備を目的として、こども総合相談センター(仮称)整備に向けた検討を進める。		
現況	こども総合相談センター(仮称)で行う支援のあり方を見据え、鷹番保育園跡で開設する「こども家庭センター」での事業のあり方(児童福祉と母子保健事業の連携内容、子育てふれあい広場事業のあり方と事業展開など)の検討を進めた。		
最終年度達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども総合相談センター(仮称)内に設置する機能、サービス内容等詳細の決定</li> <li>・実施設計に基づく施設建設に着工</li> </ul>		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センター運営を通じたノウハウの蓄積</li> <li>・こども総合相談センター(仮称)整備に向けた取組(先進自治体の調査・研究及び機能検討、施設整備に向けた関係所管との調整、基本構想・基本設計・実施設計の策定)</li> </ul>		

**事業名:** 東京都児童相談所サテライトオフィスの設置 ■子ども家庭支援センター

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-03
事業概要	児童虐待への予防、適切な対応に向けて、東京都児童相談所の設置を見据え、東京都との連携強化、地域特性を踏まえたあり方など、区の児童相談体制の強化を目的として東京都児童相談所サテライトオフィスをこども家庭センターに設置する。		
現況	令和4年12月に決定した「総合的な子ども家庭支援体制の構築と環境整備」に沿って、都と児童相談所サテライトオフィス設置に向けた協議を進めている。		
最終年度達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区と東京都との間で、児童虐待に対する連携体制が強化されている。</li> <li>・地域を含めた児童相談のためのネットワークが確立されている。</li> </ul>		
取組手順	東京都児童相談所サテライトオフィスを活用した都区間の情報共有、協議、合同調査等による連携構築		

**事業名:** こども家庭センター開設 ■子ども家庭支援拠点整備課

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-04
事業概要	総合的な子ども家庭支援体制の構築に向けた第一段階として、こども家庭センターを開設し、児童福祉機能と母子保健機能の一体的運営を試行していく中で、子どもの健やかな成長と安心して子どもが産み育てられる環境づくりに取り組む。		
現況	令和7年度のこども家庭センター開設に向けて、児童福祉機能と母子保健機能の一体的なサービス運営の進め方について検討を進めている。また、地域で活動をしている団体と、地域で子育て子育てを支援していくためのあり方の検討を進めている。		
最終年度達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センター運営において、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な支援が確立している。</li> <li>・こども家庭センターが、子育て家庭がつながる拠点となっている。</li> <li>・公民連携による子育て子育て支援のネットワークの方向性が具体化している。</li> </ul>		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センターでの児童福祉と母子保健サービスの一体的な運営</li> <li>・めぐろ子ども子育てサポートグループ登録団体との連携協力による、子どもと子育て家庭が気軽に立ち寄れる居場所づくり、子育てネットワークの創出</li> </ul>		

**事業名：** 要保護児童対策地域協議会の連携強化 ■子ども家庭支援センター

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-05
事業概要	地域における児童相談体制の強化に向けて、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、都区との連携強化を通じて、子どもの命を守り、いきいきと成長していけるような環境づくりを目指していく。		
現況	令和5年度に警視庁と「児童虐待対応の連携強化に関する協定」、目黒警察署・碑文谷警察署と「児童虐待対応の連携強化に関する覚書」を締結した。		
最終年度達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の機能強化が進んでいる。</li> <li>・都区との連携強化の取組が実現している。</li> </ul>		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の機能強化について検討</li> <li>・関係機関や、地域（民生委員・児童委員、主任児童委員、子育てグループ等）とのネットワークの拡大</li> <li>・東京都児童相談所サテライトオフィスを活用した都区連携の強化</li> </ul>		

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
I-(3)-06	児童虐待通告・相談窓口の充実	児童虐待の早期発見、早期対応のための関係機関職員の対応スキルの向上を図るとともに、子ども家庭支援センターの体制を強化する。また、こども家庭センターを中心に地域資源の開拓を進め、身近な相談窓口の拡充に向けて取り組む。	子ども家庭支援センター
I-(3)-07	養育困難家庭への支援	家庭支援事業の拡充や支援対象者と必要な支援を組み立てる等により、養育困難家庭等への継続的な支援を実施し、虐待の未然防止を強化する。心理的ケアや親子関係改善のための助言の実施など、心理職による支援体制を充実する。	子ども家庭支援センター
I-(3)-08	社会的養育の推進、里親・養子縁組家庭への支援	さまざまな理由で保護者と離れ生活する児童が安心して生活できる家庭環境を提供するため、社会的養育の着実な啓発を行いながら、里親・養子縁組家庭への支援を図る。	子ども家庭支援センター
I-(3)-09	児童虐待予防の普及啓発	社会全体、地域全体で子どもを虐待から守るため、児童虐待の予防と早期発見に向けて、講演会の実施や啓発グッズを配布する等、関係機関との連携を通じて普及啓発を行う。 子ども自身が子どもの権利に気づき、SOSを発信できるように環境を整備する。	子ども家庭支援センター

## プロジェクトコラム①

## -Part2- 児童相談所は決して迷惑な施設ではない

<Part 1 のつづき>

Part 1 では、児童相談所の役割（日々のお仕事）をご紹介しました。これだけでも迷惑な施設だなんてとんでもない、とご理解いただいたかと思いますが、改めて前回記した、皆さんが思い描くイメージに対する誤解を解いていきたいと思います。



「児童相談所って家に突然やって来て、子どもが無理やり親から引き離されちゃうところでしょ、なんかひどい！」

これに対する答えは「NO」です。但し、一部、強権的な権限も与えられています。

先の、児童相談所の役割の「4. 一時保護」が主に該当するところですが、保護者の意図に反して、一時的に子どもを保護者から引き離す権限が認められています。この目的の重要なポイントは、「子どもの人権を擁護する」ためです。

子どもは、保護者の持ち物ではありません。一人の人間として自分の意思で生きていく権利があります。また、保護者をはじめとして、私たち行政も含め、まわりが愛情を持って適切に養育する義務もあります。

その中で、保護者からの虐待等で生命の危険にさらされるような緊急の事態が発生した場合には、児童相談所は必要な手続きを踏んで関係機関と協力のうえで一時保護を行います。



「児童虐待なんて目黒に住んでいる私たちにはまったく関係ないわ！」

これも答えは「NO」です。不要なところか、年々児童相談所の必要性が高まってきているのが現実です。目黒区の児童虐待の状況は平成 31 年度以降、年々増加傾向にあります。また、189 が無料化された令和元年を境に、虐待通告件数が飛躍的に増えています。これは、虐待件数が増えているということもありますが、潜在的な事件が顕在化したと捉える方がよいかもしれません。

ことわざに「夫婦げんかは犬も食わぬ」と言いますが、夫婦にとっては些細なことでも子どもが見ている前で夫婦げんかをした場合は、児童虐待（心理的虐待）にあたりますのでご注意ください。



「〇〇に不良が集まる迷惑施設なんか絶対につくるな！地価が下がる」

これは、ある自治体で地域住民からの反対運動が起こった際に実際に発せられたものです。これに対する答えももちろん「NO」です。地価が下がったという根拠はどこにも見当たりません。もちろん、騒動が起きた自治体の周辺地価への影響も全くありません。

また、迷惑施設という話についても、整備計画が持ち上がった時に、地域の心配からこうしたことを言われる場合もありますが、児童相談所は昼夜を問わず、大きな音を出す施設でもありませんので安心してください。都内では四方が一般の住宅に囲まれた児童相談所もあります。しかし、近隣とトラブルになっているといった話はありません。

次回【(Part 3) こども家庭センターを設置し児童相談所との連携が重要になっています つづく】



## （4）権利侵害から子どもを守る

### 現状と課題

子どもは一人ひとりがかけがえのない存在です。一人の人間として尊重されるとともに、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右され、その成長や発達が阻まれることはあってはなりません。

しかし、児童虐待やいじめなど子どもに対する重大な権利侵害や、紛争や貧困など様々な要因により、子どもの健やかな成長が阻害されている状況もあります。

児童の権利に関する条約は、1948年に国際連合において採択された「世界人権宣言」が端緒となっています。

区は、児童の権利に関する条約に掲げる4つの原則に基づき、あらゆる場面で子どもの権利が守られ、健やかに成長していくことが出来る社会をつくっていかねばなりません。

昨今、顕在化しつつあるヤングケアラーの問題など、子どもが置かれている状況を把握し、子どもの気持ちに寄り添いながら、大人や地域で子どもの育ちを支えいくための取組が求められています。

### 施策の方向性

- いじめや体罰などの人権侵害の未然防止に向けて、学校・保護者・地域や行政を含む関係機関が連携して、子どもの権利侵害の防止に向けた教育、教職員等の研修をはじめとする各種取組を推進するとともに、権利侵害の無い社会づくりのための周知啓発を行います。
- 子ども一人ひとりの様子や学級の状態を把握しながら、不登校・いじめの未然防止・早期解決に努めるとともに、個々のケースに応じた教育相談機能の充実を図ります。
- ヤングケアラーである子どもたちへの適切な支援につながるように、関係部署や関係機関の支援力を向上するとともに、連携の強化を図ります。
- 子どもの権利侵害について、「目黒区子どもの権利擁護委員」を通じて、子どもからの相談や救済の申立に適切かつ迅速に対処していくとともに、委員制度の普及・啓発に努めます。

### 関連する SDGs 分野



### 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
子どもの人権が大切にされていないと思った経験がある中高生の割合	13.5%	5%

## 新規・拡充事業

事業名: ヤングケアラー支援事業 ■子ども家庭支援センター

事業区分	新規	事業番号	I-(4)-01
事業概要	<p>ヤングケアラーとその家庭への支援を目的として、アドバイザー配置やSNSを活用した相談対応、教育・福祉・介護・医療分野等との綿密な連携を通じてヤングケアラー支援を促進する。</p> <p>また、悩みや経験を共有できる当事者同士のつながりづくりを実施していく。</p>		
現況	<p>令和5年度実績 ヤングケアラー支援講演会の実施や、子ども向けリーフレットを通じた周知及び啓発、関係機関や職員向けにヤングケアラー研修を実施した。</p> <p>令和6年度実績 ヤングケアラーとその家庭への支援として、専門的な知見を有するアドバイザーの配置や、SNS相談を通じたヤングケアラーへの相談対応、教育・福祉・介護・医療分野等との綿密な連携による支援を推進した。</p>		
計画目標	<p>関係部署、関係機関の支援力をより向上するために、ヤングケアラーに対する理解促進を図る。また、悩みや経験を共有できる当事者同士のつながりづくりも実施していく。</p>		

## 継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
I-(4)-02	暴力から自分を守る取組	暴力から自分を守る知識を習得することを目的として、区立中学校の生徒を対象に、デートDVIについての啓発講座を実施する。	人権政策課
I-(4)-03	人権教育・人権啓発事業	人権尊重の理念を定着させ、同和問題、男女平等及び性の多様性の尊重などの人権教育を推進するとともに、いじめや差別をなくすため、区立学校における授業や課外活動、人権オープンスクール、社会教育館等の事業を通して、人権に関わる取組を行う。	人権政策課 教育指導課 生涯学習課
I-(1)-03	子どもの権利擁護委員制度の普及（子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」<再掲>）	目黒区子ども条例第16条に基づき、子どもの権利侵害に関する相談、救済の申立に迅速に対処するため、中立的な立場で対応する子どもの権利擁護委員による相談支援事業を行う。また、広く子どもの人権を尊重することの大切さを理解してもらうための普及・啓発活動を行う。	子育て支援課
I-(4)-04	いじめ防止等を推進するための組織の設置	目黒区いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進するため、第三者を含めた組織を設置する。	教育指導課

No	事業名	事業内容	担当課
I-(4)-05	いじめ問題の未然防止の取組	児童・生徒一人ひとりの学級での居心地のよさ等を知り、いじめ問題の未然防止(予防的指導)につなげるため、自己肯定感、ソーシャルスキル、生活・学習習慣等、個人的情報に関するオンラインでの質問・調査を実施する。	教育指導課
I-(4)-06	体罰等の防止に向けた取組	体罰等の防止、根絶に向けて、教職員や部活動における外部指導員等を対象とした研修を実施する。また、東京都教育委員会が教員に配布する「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用し、教職員や部活動外部指導員等の意識啓発を図る。	教育指導課 学校運営課
I-(4)-07	いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組	いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議、いじめに関するアンケートに全小・中学校が取り組む。いじめの未然防止及び早期発見、早期対応に向けて校内体制、組織の整備及び関係機関との連携を行う。	教育指導課
I-(4)-08	スクールソーシャルワーカー(SSW)の学校や家庭等への派遣	不登校や虐待、非行等の子どもが抱える課題解決に向けて、学校からの要請を受け、家庭、関係機関等との連携を図り、福祉的な支援に取り組む。	教育支援課
I-(4)-09	長期欠席児童・生徒への学習支援	長期欠席の児童・生徒一人ひとりの状態に応じた学習の指導・支援を実施するとともに、自分のペースで安心して学ぶことのできる居場所として学習支援教室「めぐろエミール」を運営する。	教育支援課



## 基本目標Ⅱ 子どもが自らの意思で成長することができるまち

### (1) 生きる力をはぐくむための切れ目ない支援

#### 現状と課題

児童福祉法の改正により、令和6年4月以降、児童発達支援センターは、地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であることが法的に明確化されました。区では、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、令和2年度から児童発達支援センターであるすくすくのびのび園を中心に保育所等訪問支援を実施し、関連する施設との密接な連携に取り組んでいます。障害のある子どもや成長・発達に支援が必要な子どもへの多様なニーズに応えるために、相談体制の確保やライフステージに応じた支援を推進しています。

また、小学校就学前から中学校卒業後までの一貫した支援を行っていくために、公私立の幼稚園・こども園・保育園等と連携し、小学校就学前の幼児の保護者と教職員を対象とした教育、医療、心理の各専門家による相談事業を行うとともに、保護者への早期からの就学情報の提供に努めています。

加えて、子どもが社会体験活動や自然体験活動を通じて自己肯定感や協調性、主観的幸福感など、ウェルビーイングの向上に資する機会の充実を図っていくことが求められています。

子どもが一人ひとりの個性を活かしながら、様々な経験を通じて生きる力をはぐくむため、療育機関、保育園、小・中学校、学童保育クラブ、特別支援学校など福祉や教育に関わる機関が連携しながらすべての子どもの成長・発達に寄り添い、ライフステージに応じた施策を推進していく必要があります。

#### 施策の方向性

- 発達の遅れや障害のある子どもとその家族が安心して暮らせる支援を強化し、ライフステージに応じた切れ目ない相談・支援を提供していきます。
- 今後も、保護者や関係機関等と早期から連携し、小学校就学前から中学校卒業後までを見通した支援体制を充実していきます。
- 体験型・参加型の事業を推進し、子どもが自ら表現や創造することの喜びを創出する機会を提供します。

#### 関連する SDGs 分野



## 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
特別支援教室入級時の目標を達成した児童・生徒の割合	81%	100%
社会教育館等における子ども向け事業の年間参加者数	143人	161人

## 新規・拡充事業

事業名: **児童発達支援センター(保育所等訪問支援)** ■障害者支援課

事業区分	拡充	事業番号	Ⅱ-(1)-01
事業概要	障害のある子どもやその家族が安心して保育所等に通所できるようにするため、児童発達支援センターの児童指導や保育の専門職員が、障害児の通う保育所等を訪問し、障害のある児童やその保護者、保育所等の職員に対し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。		
現況	令和2年度から保育所等訪問支援を実施しているが、保育所等、障害のある児童や保護者への周知・啓発が進んでおらず、保育所等訪問支援の活用が十分とは言えない状況である。		
計画目標	保育所等、障害のある児童や保護者へのより一層の周知・啓発を図り、保育所等訪問支援の活用を促進する。		

事業名: **児童発達支援センター(相談支援)** ■障害者支援課

事業区分	拡充	事業番号	Ⅱ-(1)-02
事業概要	障害のある児童やその家族が地域で安心して暮らし続けることを目的として、施設の有する相談機能を活かし、障害児や発達に支援の必要な児童及びその家族からの相談に応じる。また、障害児が利用する施設への援助・助言等を行い、児童発達支援センターとして地域の中核的な発達相談機関の機能を果たす。子育て・教育・保健医療等関係機関との連携を図り、ネットワークを確立し、児童への切れ目のないきめ細やかな支援の提供を図る。		
現況	児童発達支援センターでは相談支援を行っているが、地域における障害児支援の中核機能としてのスーパーバイズ・コンサルテーションを効果的に行っていくため、区内障害児通所支援事業所と協議を重ね、連絡会(仮称)の準備会の設立を進めている。		
計画目標	区内障害児通所支援事業所との連絡会(仮称)を設立し、中核機能としてのスーパーバイズ・コンサルテーションを効果的に行う。		

継続事業			
No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ-(1)-03	子ども向け消費生活講座	子どもたちが小さい頃から消費者としての力や知恵を身に付けることを目的として、子どもとその保護者を対象に出張消費生活講座を行う。また夏休みに子ども向けの消費生活講座を実施する。	産業経済・消費生活課
Ⅱ-(1)-04	緊急時等見守り	家族の疾病等により、緊急かつ一時的に障害児が日常生活を営むことが困難になった場合に、あらかじめ届出をした指定介護人や障害福祉サービス事業所のヘルパーが居宅で見守りを行う。	障害施策推進課
Ⅱ-(1)-05	移動支援	障害児が余暇活動等の社会参加のための必要な外出を行う際に移動支援を行う。また、高等部までの障害児で保護者の就労、疾病、事故等により必要とする送迎が困難な場合、通学の介助を行う。	障害施策推進課
Ⅱ-(1)-06	児童発達支援センター(療育)	児童福祉法第6条の2の2第2項に基づき、就学前の幼児を対象に行う療育として、支援が必要な児童に集団療育と心理言語個別指導、作業療法士による指導、理学療法士の個別指導等を行う。すくすくのびのび園在籍児が併用する保育園や幼稚園への専門職の職員による訪問と支援方法の協議・共有を実施し、年長児には就学に関する相談を行う。	障害者支援課
Ⅱ-(1)-07	発達障害支援事業	発達障害に関する相談、本人や家族への支援、発達障害理解のための啓発などを行うため、発達障害に関する総合的な支援を行う発達障害支援拠点を運営する。	障害者支援課
Ⅱ-(1)-08	重症心身障害児通所支援事業	重症心身障害児(医療的ケア児を含む。)の通所支援を提供できる体制を確保するため、児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する。	障害者支援課
Ⅱ-(1)-09	居宅介護(ホームヘルプ)サービス等の実施	障害児も含め、障害のある人の自立や介護者の介護軽減のため、自宅で入浴、排せつ、食事等の居宅介護サービス等を行う。	障害者支援課
Ⅱ-(1)-10	短期入所(ショートステイ)サービスの実施	家族の疾病等により、一時的に障害児が日常生活を営むことが困難になった場合に、短期間、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行う。	障害者支援課
Ⅱ-(1)-11	学童保育クラブでの障害のある子どもの保育の充実	障害のある児童(医療的ケア児含む。)が、安心して過ごすことができる環境を整備するため、職員が児童の発達過程、特徴を理解するとともに、一人ひとりの心身の状態を把握し、保護者や関係機関等と連携しながら育成支援を行う。	放課後子ども対策課

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ-(1)-12	子どもの成長に合わせたサポート体制の整備	乳幼児から18歳未満の特別な支援を要する児童に対し、早期発見、早期支援及び学齢期にわたる一貫した支援体制を整備する。児童に関わる関係機関とのネットワークをさらに強化し、ライフステージに応じた教育分野、子育て分野、保健医療分野等との横断的なサポートシステムを構築する。	放課後子ども対策課 保育課
Ⅱ-(1)-13	健康教育の推進	健康づくりに関する専門の職員(学校健康トレーナー)を区立小学校へ派遣するとともに、肥満、体力不足等の健康課題を持つ児童を対象に「めぐろ元気あっぷ教室」を開催し、課題の改善に取り組む。	学校運営課
Ⅱ-(1)-14	保護者への早期からの就学に係る情報提供と就学相談	障害のある幼児の円滑な就学を支援するため、保護者向け就学相談のしおり、リーフレット等の配布や区公式ウェブサイトでの就学に対する理解啓発、心理士による区立幼稚園、こども園での巡回訪問を行い、保護者への早期からの就学情報に係る提供と関係機関等との連携により就学相談を実施する。	教育支援課
Ⅱ-(1)-15	教育相談	不登校や友人関係、学業、行動や性格、親子関係や子育て、発達特性など教育上の様々な悩みについて、めぐろ学校サポートセンターにおいて、区内在住・在学・在園の18歳までの子どもとその保護者を対象に、心理の専門職が来室相談、電話相談に応じる。	教育支援課
Ⅱ-(1)-16	就学前における早期からの連携による相談・支援体制の充実	在籍する幼児の集団生活上の困難さを改善するための教育的支援について、医師、学識経験者、教育相談員が助言者として、申込みのあった幼稚園、こども園、保育園等を訪問し、教職員及び保護者からの相談を受け、幼児の行動観察や助言を行ったり、小学校就学前ガイダンスを実施する。	教育支援課
Ⅱ-(1)-17	社会教育館等の子ども向け事業	「目黒区生涯学習実施推進計画」に基づき、社会教育事業として、社会教育館、緑が丘文化会館で青少年を対象とした自然体験・社会体験等の社会教育事業を実施する。	生涯学習課

## (2) 教育・保育の振興

### 現状と課題

現代は、先行き不透明な「予測困難な時代」であり、同時にまた、グローバル化・情報化の進展等により社会が急速に変化し、社会の在り方が劇的に変わっていく「Society5.0時代」が到来したといわれています。

区には、目黒区の子どもたちの教育・保育を担う責務があり、子ども一人ひとりが、自分の良いところや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるように環境を整備することが求められています。

教育のスタートである幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子ども一人ひとりのその後の人生に多大な影響を与えるとされていることから、幼稚園、保育園、認定こども園等における教育・保育の充実は非常に重要です。

幼稚園教育要領や保育所保育指針等の中では、就学前の乳幼児に対して、生きる力の基礎を育むため、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を一体的にはぐくむよう努めることが明示されています。

小学校においては、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすることとされており、教育課程の編成に当たっては、幼児教育との接続を図っています。

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国の自治体において「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が始まります。すべての子どもの育ちを応援し、すべての子育て家庭に対する支援の体制を整備していきます。

### 施策の方向性

- 延長保育や一時保育、私立幼稚園の預かり保育の充実など、保護者のニーズに応じた多様な保育・教育を推進します。また、「こども誰でも通園制度」の制度化を見据えた検討を進めます。
- 私立認可保育園等への巡回により、園への支援や保育の相談を行っていきます。
- 保育の質の維持・向上を図るため、定期的な指導検査によって運営事業者に対する運営状況の確認を行っていきます。
- 子ども・子育て支援制度を中心に教職員や保育人材の育成、待遇改善等を図ります。
- 人権教育や学力向上、豊かな心の育成を推進し、教員の資質向上や家庭・地域との連携等を通じて教育及び保育体制の強化を図ります。
- ICT環境整備や学校施設のバリアフリー化を進め、安全・安心な学習環境を提供します。
- 日々の教育活動や指導の実情を積極的に保護者、地域に公表し、より開かれた学校・園、信頼される学校・園づくりを進めます。



関連するSDGs分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
3～5歳児の幼児教育・保育施設就園率	88.25%	95%

新規・拡充事業

事業名: 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ■子育て支援課 ■保育計画課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ-(2)-01
事業概要	<p>全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭への支援を強化することを目的として、未就園児の社会的なつながりや、保護者の孤立感、不安感の解消を図る。</p> <p>全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付制度となる。</p> <p>【対象者】0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない乳幼児</p>		
現況	令和8年度からの制度開始に向けて、目黒区の実情に即した形で実施できるように検討している。		
計画目標	令和7年度 実施に向けた検討 令和8年度 制度開始		

事業名: 私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業 ■子育て支援課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ-(2)-02
事業概要	<p>保育所、幼稚園、認定こども園等を利用していない未就園児が、私立幼稚園で実施する多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長を図る。</p>		
現況	東京都事業として令和5年度に事業開始。区内では令和6年9月から1園で実施		
計画目標	計画期間中に毎年度1園ずつ実施園を拡大していく。		

**事業名： 私立幼稚園への支援** **■子育て支援課**

事業区分	拡充	事業番号	Ⅱ-(2)-03
事業概要	私立幼稚園が実施する様々な取り組みに対して、幼児教育の推進や保護者の多様なニーズへの支援を行う。		
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害児教育の充実と発展を図ることを目的に、心身障害児を受け入れている幼稚園に対して補助金を支給している。</li> <li>・幼児教育環境の維持及び充実を目的に、私立幼稚園協会に対して補助金を支給している。</li> <li>・保育が必要な子どもも等しく私立幼稚園への通園が可能となるよう、預かり保育事業を充実させる幼稚園に対して補助金を拡充して支給している。</li> <li>・親の負担軽減や食育の観点などから、私立幼稚園で実施する給食(弁当)事業に対して補助金を支給している。</li> <li>・子ども・子育て支援新制度や幼稚園の運営、補助金等に関する情報の提供やその対応等について、私立幼稚園と区とで相談できる体制の整備を実施している。</li> <li>・幼児教育の充実と振興及び質の向上を図るため、私立幼稚園協会に幼児教育研究事業を委託している。</li> </ul>		
計画目標	各園の特色を活かしつつ、今後も多様な教育・保育環境の一翼を担う私立幼稚園との連携協力体制を継続していく。また、幼児人口の減少の中で、今後の幼児教育の安定的運営のためのあり方について、私立幼稚園協会と様々な観点から検討を重ねながら、効果的な支援の仕組みを構築する。		

**事業名： 区内保育施設における指導検査の強化** **■保育計画課**

事業区分	拡充	事業番号	Ⅱ-(2)-04
事業概要	区内児童福祉施設における保育の質の維持・向上や、子どもにとっての安全・安心な保育園の利用を推進するため、区内私立認可保育園等の指導検査を実施する。		
現況	令和2年度から区内私立認可保育園に対する指導検査の実施件数を増やし、令和5年度までに38園の指導検査を実施している(分園を除く。)。また、すべての区内小規模・事業所内保育園に対する指導検査を毎年度実施している。		
計画目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立認可保育園のうち毎年度35施設の指導検査を実施する。</li> <li>・すべての小規模・事業所内保育施設に対して指導検査を毎年度実施する。</li> <li>・認可外保育施設等に対する指導検査は今後実施する。</li> </ul>		

**事業名： 病後児・病児保育事業**

■保育課  
■保育計画課

事業区分	拡充	事業番号	Ⅱ-(2)-05
事業概要	保育園に在園する児童等であって、病気の回復期にある場合(病後児)、又は当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない場合(病児)に、保育園等での集団保育が困難な児童を専用の施設で一時的に預かる。		
現況	病後児保育施設の整備に向けて、各地域1か所の開設を目指して、順次拡充している。 令和6年度は未整備地区であった、東部地区について令和7年度開設の見通しが立ったことから、各地区に1か所での運営に向けて準備している。		
計画目標	各地区に開設された施設の運営状況、稼働率、利用者の評価検証などを通じて、今後の効果的、効率的なサービス提供のあり方や、今後の施設整備の必要性について検証を進める。また、保護者や施設設置者等の要望・意向を踏まえて、病児保育施設の設置についても検討する。		

**事業名： 幼小中の連携**

■教育指導課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ-(2)-06
事業概要	区立幼稚園・こども園と小学校の交流活動の充実を図るとともに、「幼保小架け橋プログラム」に基づき、円滑なカリキュラムの見直しを行う。 児童と生徒の交流活動の充実を図るとともに、中学校教員による出前授業や部活動体験等、小中の接続期における取組を推進する。		
現況	区立幼稚園・こども園と隣接する小学校では密に交流活動を実施している。カリキュラム連携においては、幼児期で培った力を土台に小学校の学びにつなげるために「スタートカリキュラム」を含む、架け橋期のカリキュラムについて見直しが必要である。 中学校区ごとに「小・中連携子ども育成プラン」に基づき、接続期における取組を計画・実施している。		
計画目標	令和7年度 各小学校における「スタートカリキュラム」を見直す機会を設ける。中学校区ごとに「小・中連携子ども育成プラン」の成果と課題の整理及び次年度計画を立てる。 令和8年度 学びのつながりを意識した「スタートカリキュラム」を就学前施設等と共有する。中学校区ごとに「小・中連携子ども育成プラン」の成果と課題の整理及び次年度計画を立てる。		



**事業名:** 教育活動の充実に向けた支援体制の強化 ■教育指導課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ-(2)-07
事業概要	外部人材等を活用し、教育活動や学校運営を支援する体制の増強を図ることで教育活動の充実を図る。また、教員の業務支援体制の強化を行い、教員のさらなる負担軽減を図る。		
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務改善モデル校 2 校にエデュケーション・アシスタントを配置</li> <li>・中目黒小学校に理科専科教員を加配</li> </ul>		
計画目標	令和7年度 エデュケーション・アシスタント配置校拡大の予定 小学校における加配による教科担任制の拡大		

**事業名:** 学校 ICT 環境の整備 ■学校 ICT 課

事業区分	拡充	事業番号	Ⅱ-(2)-08
事業概要	「MEGUROスマートスクール・アクションプラン」に基づき、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む学びを支える学校ICT環境を実現するため、区立小・中学校の児童・生徒の情報教育の推進を図るとともに、区立小・中学校配備のコンピュータ機器リース期間満了に合わせ、機器の更新等を行う。		
現況	令和5年度実績 ・区立小学校 10 校、中学校 5 校の教育用ICT機器(教育システム(指導者用PC、大型提示装置等))及び校内ネットワーク更新(高速大容量化)を行った。 令和6年度実績 ・区立小学校 8 校、中学校 2 校の教育用ICT機器(教育システム(指導者用PC、大型提示装置等))及び校内ネットワーク更新(高速大容量化)を行った。 ・区立全小・中学校 31 校の校務システム更新を行った。		
計画目標	令和7年度 ・区立小学校 4 校、中学校 2 校の教育用ICT機器(教育システム(指導者用PC、大型提示装置等))及び校内ネットワーク更新(高速大容量化)を行う。 ・GIGA システム(1人1台学習用情報端末)の更新を行う。 令和11年度 ・校務システムと教育用ICT機器(教育システム(指導者用PC、大型提示装置等))の統合を行う。		

**事業名：** 目黒区エコプラザによる環境学習  
(出前講座) ■環境保全課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ-(2)-09
事業概要	目黒区エコプラザの指定管理者が実施する出前講座(小学校、学童保育クラブ、児童館、その他子ども向けイベント等)を活用し、環境学習を推進する。		
現況	環境に配慮した生活を提案するために、子どもたちが家庭や学校など身近なところにあるものを使った工作などを体験することで、ゼロカーボンやSDGsについて楽しく学べる出前講座・講習会を企画・運営する。(実施先:小学校、学童保育クラブ、児童館、その他イベント等) 令和5年度実績 ・小学校 2校/142人、児童館 8回/61人 ・その他イベント 2回/395人		
計画目標	計画期間中に実施回数を5割増やし、環境学習の機会を充実させる。 ・小学校・学童保育クラブ・児童館 15回 ・その他イベント 3回		

**継続事業**

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ-(1)-03	子ども向け消費生活講座 <再掲>	子どもたちが小さい頃から消費者としての力や知恵を身に付けることを目的として、子どもとその保護者を対象に出張消費生活講座を行う。また夏休みに子ども向けの消費生活講座を実施する。	産業経済・消費生活課
Ⅱ-(2)-10	認定こども園の運営及び設置支援	多様化する小学校就学前の教育・保育に対するニーズに対応するため、既存施設の運営に加え、認定こども園を新たに設置する事業者に対して支援を実施する。	子育て支援課 保育課 保育計画課 学校運営課
Ⅱ-(2)-11	幼児と児童の交流活動	様々な関わりを通して相互の「学びの力」を育成するとともに、就学前の子どもたちが円滑に小学校生活に移行していけるよう、幼児と児童の交流活動を推進する。	保育課
Ⅱ-(2)-12	訪問型病児・病後児保育 利用料助成	保護者の経済的な負担の軽減を図り、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育対応のベビーシッターを利用する保護者に対し、利用に要した費用の一部を助成する。	保育課
Ⅱ-(2)-13	認可外保育施設保育料助成	認可保育園に入園できなかったために認証保育園等を利用せざるを得なかった「保育が必要な世帯」に対し保育料の一部を助成することにより、認可保育園の保育料との格差是正と経済的負担の軽減を図る。	保育課

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ-(2)-14	障害のある乳幼児の保育の充実	障害や特別な配慮の必要性の有無にかかわらず、すべての子どもに対して平等に保育の提供を行う。	保育課
Ⅱ-(2)-15	認証保育園支援	認可保育園を補完し待機児童の解消に寄与していることから、引き続き運営支援を行う。	保育課
Ⅱ-(2)-16	第三者評価	認可保育園及び認証保育園において、保育サービスの質の向上を図ることを目的として福祉サービス第三者評価を実施し、評価結果を公表することで利用者が施設を選択をしやすくする。	保育課
Ⅱ-(2)-17	延長保育	保育園に入園した児童について、やむを得ない理由により、通常の利用日や時間帯を超えて保育が必要な場合に保育事業を実施する。	保育課 保育計画課
Ⅱ-(2)-18	一時保育(一時預かり事業)	①緊急一時保育:保護者の疾病やけが等により短期的に保育が必要な児童を保育園で保育する。 ②一時保育:家庭で育児にあたる保護者のリフレッシュ等のために、保育園等で日・時間単位で一時的に児童を預かる。	保育課 保育計画課
Ⅱ-(2)-19	地域型保育事業	認可保育園を補完し待機児童の解消に寄与していることから、引き続き運営支援を行う。	保育課 保育計画課
Ⅱ-(2)-20	家庭福祉員制度	自宅等家庭的な環境の中で、区の認定した家庭福祉員が、保護者の就労等で保育が必要な3歳未満の子どもを保育する。	保育計画課
Ⅱ-(2)-21	「ヒーローバス」運行事業	園庭のない保育園の子どもたちがのびのびと遊べる環境を確保していくため、幼児専用車「ヒーローバス」を用い、保育園の子どもたちと保育士を近くの敷地の広い公園等まで送迎する。	保育計画課
Ⅱ-(2)-22	区立保育園の民営化	民間活力の活用・連携を推進し、多様な保育ニーズに対応するとともに、「区立保育園の民営化に関する計画」に基づき、国・都の補助を活用して、保育施設を更新する。	保育計画課
Ⅱ-(2)-23	区立こども園の中・長時間保育	働きながら幼稚園教育を受けさせたいといった多様化する保護者のニーズに対応するため、区立こども園の中・長時間保育を実施する。	学校運営課
Ⅱ-(2)-24	区立幼稚園・こども園での障害のある幼児の受入れ	区立幼稚園・こども園での生活において、特別な支援が必要な幼児に対して支援を行う幼稚園・こども園特別支援員を配置する。	教育支援課
Ⅱ-(2)-25	区立幼稚園・こども園、小・中学校への通訳派遣・翻訳等の実施	日本語での意思疎通が難しい場合に、入学入園説明会や保護者面談等への通訳の派遣、連絡文書や学校便り等の翻訳を行う。	学校運営課

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ-(2)-26	学校環境改善	児童生徒の学習環境と生活環境の改善のため、トイレ改修、校庭整備などを計画的かつ重点的に進める。	学校施設計画課
Ⅰ-(4)-03	人権教育・人権啓発事業 <再掲>	人権尊重の理念を定着させ、同和問題、男女平等及び性の多様性の尊重などの人権教育を推進するとともに、いじめや差別をなくすため、区立学校における授業や課外活動、人権オープンスクール、社会教育館等の事業を通して、人権に関わる取組を行う。	人権政策課 教育指導課 生涯学習課
Ⅱ-(2)-27	ICT を活用した教育の推進	個人情報保護への配慮も含め、子どもたちの情報活用能力をさらに高めるため、授業の多様化を図り情報教育を充実する。また、携帯電話等の情報機器の利用において、子どもたちがトラブルや事件の加害者や被害者にならないよう情報モラルの指導を進める。	教育指導課
Ⅱ-(2)-28	英語教育の充実	生徒が英語を実践的に話す機会を設けるため、中学校第1学年全生徒を対象に TOKYO GLOBAL GATEWAY(TGG)を利用して実施する日帰り体験型英語学習事業や、中学校第2学年の希望する生徒を対象に夏季休業中に八ヶ岳林間学園にて、イングリッシュ・キャンプを実施する。	教育指導課
Ⅱ-(2)-29	区立幼稚園・こども園における遊びを通じた教育	健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、豊かな感性と表現等をはぐくむため、自発的な活動としての遊びを中心とした教育の充実を図る。	教育指導課
Ⅱ-(2)-30	体育・健康教育	幼児・児童・生徒が健康に関する知識を身に付け、自分の生活の中でその認識を深めることを目的として、全区立幼稚園・こども園及び小・中学校において、家庭とも連携しながら健康三原則（運動、食事、休養及び睡眠）の大切さを伝える取組を行う。体育の時間や体育的行事を通じ生涯にわたり運動に親しむ態度を育てるとともに、体力テストにより子どもたちの体力や運動能力の課題を明らかにし、指導方法の改善に努める。	教育指導課
Ⅰ-(4)-06	体罰等の防止に向けた取組<再掲>	体罰等の防止、根絶に向けて、教職員や部活動における外部指導員等を対象とした研修を実施する。また、東京都教育委員会が教員に配布する「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用し、教職員や部活動外部指導員等の意識啓発を図る。	教育指導課 学校運営課

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ-(2)-31	日本語国際学級・日本語教室	基礎的な日本語の習得と学校生活等への適応を図るため、日本語指導を必要とする児童・生徒を対象に、児童・生徒の日本語能力の状態を把握し、個に応じた指導を行う。	教育指導課
Ⅱ-(2)-32	日本の伝統文化理解教育	子どもが伝統文化に触れる機会をつくるため、伝統芸能継承者を区立学校へ派遣する。	教育指導課
Ⅱ-(2)-33	職場体験やボランティア活動等の推進	職場体験やボランティア活動などを学校や地域の特性に応じて取り組み、働くことの意義を理解したり社会に奉仕する心を育てたりする。	教育指導課
Ⅱ-(2)-34	自然体験・生活体験の場の確保	①自然を愛する心や環境を保全する態度の育成、②自律の精神・協調性・規範意識の育成、③自ら学び考える力の育成、④心身の健康や体力の増進を図ることを目的に、区立の小学校4年生から中学校1年生までの児童・生徒を対象に毎年、「自然宿泊体験教室事業」を実施し、区立小・中学校の児童・生徒が校外での豊かな自然環境の中で自然体験や宿泊体験を行う。	教育指導課 学校運営課
Ⅱ-(2)-35	学校・園評価	保護者・地域の方の学校・園運営への参画を促進し、保護者や地域の方に支えられる開かれた学校・園づくりを進めるため、区立学校・園による自己評価を徹底するとともに、教育委員会で策定した学校・園評価の指針に基づき保護者や地域、学校評議員による評価を引き続き実施・公表する。	教育指導課
Ⅱ-(2)-36	特別支援教育の推進	多様な子どもが共に学ぶための環境整備、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導・支援の充実、保護者や関係機関等が一体となった切れ目ない支援体制の充実を図るため、①区立学校・園における支援体制の充実、②学びの場の環境整備、③心のバリアフリーの推進、④区立学校・園における多様な学びの場での指導・支援の充実、⑤就学前における早期からの連携による相談・支援体制の充実、⑥卒業後までを見通した連携による支援体制の充実の6つの推進施策を行う。	教育支援課

### (3) 子どものための多様な居場所づくり

#### 現状と課題

近年、地域のつながりの希薄化や少子化の進展により、地域の中で子どもたちのコミュニティを形成することが難しくなりつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の流行やSNSの発達、子どもたちの生活スタイルや人間関係づくりの面で多大な影響を与えています。そうした環境の中で、生きづらさを抱えている子どもたちは確実に増加しており、いじめや不登校、自殺者の増加の一因にもなっていると考えられています。

子ども総合計画改定に係る基礎調査では、中高生世代が希望を持てるように区が特に取り組むべきことについて 39.7%が自由に過ごせる居場所の充実と回答していることから、若者自身が自分らしくいられるような居場所づくりが求められています。

小学校児童の放課後の居場所づくりに関して、区では子育て支援部と教育委員会が連携して、放課後子ども総合プランの実施に向けて整備を進めてきました。引き続き、保育の必要性の有無に関わらず、すべての子どもが安全・安心に過ごせる居場所の確保と利用環境の充実が必要です。また、区立小・中学校が把握した不登校児童・生徒の心身の状態や置かれた状況を見ると、学校生活に対するやる気の喪失をはじめ、生活リズムの不調や親子の関わり方に関する問題など、多岐に渡り、その支援については多面的に取り組む必要があります。

その他、子どもたちの自主性や冒険心をはぐくみ、いきいきと成長できる遊び場・居場所づくりの必要性が高まっています。

#### 施策の方向性

- 児童館利用者である、乳幼児、小学生、中高生にとって魅力ある児童館での居場所づくりの拡充・多様な子どもの居場所の確保のために児童館の機能強化を図ります。
- 養育環境に困難を抱えた子どもが、信頼できる大人と安定的な関係を築き、孤立や不安を解消し社会と繋がりを持てるような居場所づくりを目指します。

#### 関連する SDGs 分野



#### 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
地域に何でも悩みを相談できる人がいると思う中高生の割合	12.3%	25.0%



## プロジェクト事業

**事業名:** 生きづらさを抱える子どもたちのための居場所づくり ■子ども家庭支援センター

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ-(3)-01
事業概要	区有施設等を活用し、様々な事情から不安を有する子どもが安心して過ごすことのできる地域の”居場所”であるフリースペースを整備する。		
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体への事業視察を実施し、事業内容及び実施方法を調査研究した。</li> <li>・令和6年9月に様々な地域団体との連携構築を目指した「めぐろ子ども子育てサポートグループ」との会議を開催した。</li> <li>・新たな子どもの居場所の事業実施に向けて分科会での検討を始めた。</li> </ul>		
最終年度達成目標	地域の居場所において、大人と安定した関係を築きながら、子どもが新たな一歩を踏み出すことができる支援が行われている。		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリースペースの開設に向けての子どもたちのニーズ調査、分析</li> <li>・運営方法、整備地等の検討 等</li> </ul>		

**事業名:** 多様な学びの場、居場所の確保 ■教育支援課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ-(3)-02
事業概要	区立小・中学校における不登校児童・生徒数が増加する中、既存の場所以外にも子どもの生活環境や個々の特性に応じて、安心して過ごせる居場所や多様な学びの場が求められている状況から、学習支援教室の機能拡充を図る。		
現況	<p>区立小・中学校に在籍する長期欠席状態にある児童・生徒を対象に、学習支援教室「めぐろエミール」を設け、学習の指導・支援、学校への復帰や社会的な自立に向けた支援を行っている。「めぐろエミール」は、学習支援を行うだけでなく、心理的に安定する場所、心のつながりの保てる場所であることを目指している。</p> <p>&lt;経緯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成7年6月守屋教育会館研究所事業として「めぐろエミール」開設</li> <li>・平成20年4月「学習・相談サポート、学習支援教室めぐろエミール」</li> <li>・令和6年5月「東根住区センター児童館」にて室外指導事業を開始</li> </ul>		
最終年度達成目標	不登校児童・生徒のニーズを把握しながら、学習支援教室「めぐろエミール」の機能が拡充され、適切な受け皿が確保できている。		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援教室のあり方検討(現状、課題分析)</li> <li>・学習支援機能拡充についての意見聴取(子ども・保護者等)</li> <li>・学習支援教室の拡充事業実施</li> </ul>		

**事業名：** 乳幼児から中高生までの新たな居場所の創設 ■子育て支援課  
 ■放課後子ども対策課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ-(3)-03
事業概要	区有施設を活用して「地域子育てふれあいひろば」と「子供の居場所創設事業」の2つの事業をタイムシェアにより一体的に展開する事業を実施する。		
現況	地域の子育て機能の強化及び中高生が気軽に集える居場所づくりの必要性を念頭に置きつつ、地域との連携の観点も踏まえて検討を進めている。		
最終年度達成目標	地域の子育て親子の交流等が促進されるとともに、小学生から高校生までが気軽に集える居場所が確保されている。		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等への説明、合意形成</li> <li>・実施事業者の決定</li> <li>・施設内部の工事</li> <li>・事業の開始</li> </ul>		

**事業名：** 児童館等の役割再構築 ■放課後子ども対策課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ-(3)-04
事業概要	地域における子ども等の居場所である児童館等のあり方を検討し、時代に即した新たな児童館としての再構築を図る。		
現況	<p>区はこれまで児童館、学童保育クラブ、ランランひろば(以下「児童館等」という。)など、子どもや子育て家庭の居場所として、地域における児童福祉の向上の役割を果たしてきた。これまでの機能・役割に加え、中高生への支援、虐待・貧困などの社会を取り巻く福祉課題への対応、SNS等の活用やオンラインでの交流など、社会情勢の変化に合わせた見直しをすることが、今後の総合的な子ども家庭支援体制の構築に向けて重要な課題となる。</p> <p>現在、子どもを取り巻く状況の変化に伴う課題を洗い出し、今後の児童館等のあり方の方向性を検討している。</p>		
最終年度達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館等がこれまで以上に中高生の居場所として機能している。</li> <li>・第三の居場所として虐待やいじめ、貧困などの福祉的課題にも対応している。</li> <li>・地域における子ども等の居場所として、児童館等の各事業を展開している。</li> <li>・総合的な子ども家庭支援体制の一つとして機能し、関係機関と連携しながら、子どもや子育て家庭の様々な課題に取り組んでいる。</li> </ul>		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館等のあり方の検討</li> <li>・子どもたち(特に中高生を中心とした)ニーズの把握、検証</li> <li>・児童館等の役割再構築に関する計画策定</li> <li>・策定した計画に基づいて、各取組・事業を実施</li> </ul>		



事業名: 既存の社会資源などを活用した子どもの居場所事業

■子育て支援課  
■みどり土木政策課  
■道路公園課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ-(3)-05
事業概要	子どもが自らの意思で自由に活動できる居場所づくりに向けて、子どもに関連する社会資源(学校、児童館、公園など)を有効活用しながら、子どもがいきいきと成長していくことができる環境を整備する。		
現況	子どもが過ごす居場所として学校、児童館、学童保育クラブ、公園をはじめとして様々な居場所があるが、制約が多い場所も多く、子どもが自分の発想で自由に遊んだり、学んだりすることができる場所が限られている。		
最終年度達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが自分の意思で自由に活動できる居場所づくりが実現している。</li> <li>・子どもがいきいきと過ごせる場所が確保されている。</li> </ul>		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものニーズ把握、検証</li> <li>・公園等を活用した子どもの居場所づくりに向けた検討</li> <li>・有効活用が見込める社会資源の調査、関係機関へのアプローチ</li> </ul>		

事業名: すべての小学生のための放課後の居場所づくり

■放課後子ども対策課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ-(3)-06
事業概要	すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供するため、子育て支援部と教育委員会が連携して、学童保育クラブ、ランランひろば及び子ども教室を同一小学校内で実施する一体型を中心とした放課後子ども総合プランの実施に向けて整備を進める。		
現況	平成31年度にモデル事業を開始し、令和3年度以降、開設可能な小学校から順次整備を進めている。令和6年度現在、21校で一体型(校内交流型)の事業を実施している。		
最終年度達成目標	新たな放課後の子どもの居場所事業が実施され、児童が放課後等を安全・安心に過ごす環境が整備されている。		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度 ランランひろばのサービス拡大開始</li> <li>・令和8年度 ランランひろば新規開所(1か所)</li> <li>・令和9年度以降 新たな放課後の子どもの居場所事業実施</li> </ul>		

**事業名：** 地域で活動する子育て支援団体との連携支援 ■子育て支援課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ-(3)-07
事業概要	めぐろ子ども子育てサポートグループ制度を通じて区とグループ間の連携、グループ同士の相互の連携によるネットワーク化を図ると共に、地域で活躍する子育て関連企業や教育機関とも連携する総合的な子ども家庭支援体制の構築を目指す。		
現況	令和6年4月にめぐろ子ども子育てサポートグループの登録に関する要綱を定め、登録グループの募集を開始した。登録グループによる子どもサポート連絡協議会を設置して、子ども施策の推進に向けて様々な議論を進めている。		
最終年度達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子育て支援団体と連携し、子どもが自分の意思で自由に活動できる居場所づくりが実現している。</li> <li>・子どもが地域でいきいきと過ごせる場所が確保されている。</li> </ul>		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもサポート連絡協議会を通しての連携構築</li> <li>・地域における子ども関連団体のネットワークづくり</li> </ul>		

**新規・拡充事業**

**事業名：** 区有施設建て替えに伴う児童館及び学童保育クラブの再整備及び複合化 ■放課後子ども対策課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ-(3)-08
事業概要	区有施設(小学校、区民センター等)の建て替えに伴い、児童館及び学童保育クラブを再整備し、多様な子どもの居場所となるように児童館の機能強化、学童保育クラブの定員拡大を図る。		
現況	各区有施設の建替え後の児童館の機能、学童保育クラブの定員数等について検討を行った。		
計画目標	<p>【向原小学校内学童保育クラブ、向原住区センター児童館・学童保育クラブ】 令和7年7月～令和9年9月頃</p> <p>【鷹番小学校内学童保育クラブ、鷹番学童保育クラブ】 令和9年度以降</p> <p>【区民センター児童館・学童保育クラブ、下目黒小学校内学童保育クラブ】 令和11年度以降</p>		

## 事業名： 芝生・キッズパークエリアの再整備 ■総務課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ-(3)-09
事業概要	地域における子どもの多様な居場所づくりを目的とし、目黒区総合庁舎屋上庭園の芝生・キッズパークエリアの再整備を行うことで、総合庁舎の屋上からの景色を楽しみながら親子でくつろげる空間を新たに創出する。		
現況	令和6年度に芝生・キッズパークエリアの整備を行った。		
計画目標	総合庁舎屋上庭園の芝生・キッズパークエリアが、子どもと子育て家庭の憩いの場所となっている。		

## 継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ-(3)-10	障害のある子どもへの居場所の提供	障害のある子どもが児童館・学童保育クラブで過ごすことができるように保護者と連携しながら充実を図る。障害のある子どもによるランドセル来館の利用も行う。また、障害のある子どもが参加しやすい事業として、「あそびのつどい」を実施する。年1回、児童館・学童保育クラブを利用する障害のある子どもの保護者と懇談会を実施し、保護者同士の交流・意見要望などを通して情報交換を行い、居場所の充実を図る。	放課後子ども対策課
Ⅱ-(3)-11	ランドセル来館の充実	放課後の子どもの居場所づくりとして、学童保育クラブの補完機能となる、ランドセルを持ったまま直接来館できる「ランドセル来館」を実施していく。運営に当たっては各館の施設状況を踏まえ、環境整備や利用条件等について改善を図っていく。	放課後子ども対策課
Ⅱ-(3)-12	児童館における中高生の居場所の拡大	児童館において、中高生向けの利用時間やスペースを確保し、中高生の利用の促進を図るとともに、区内公私立中学校・高校と連携し、児童館理解を深めてもらう。また、ティーンズフェスタを実施し、児童館に来館する中高生への周知と併せて、区内公私立中学校・高校を通じた参加募集を行うことにより中高生の社会参加を促し、地域の育成者や協力団体とも連携して地域のネットワークを構築する。これらのつながりを発展させ、児童館として様々な形での中高生の社会参加の促進や魅力ある事業を行う。	放課後子ども対策課
Ⅱ-(3)-13	放課後フリークラブ事業の推進	放課後や学校休業日に学校施設等において、子ども教室やランドセルひろばを通じて、子どもの安全・安心な居場所を確保するとともに、地域の人材を活用して子どもに様々な体験の機会を提供することにより、子どもの自主性、創造性、社会性を養う。	生涯学習課

## （4）こころとからだの健康づくり

### 現状と課題

子どもの生活環境は、近年大きく変化し、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、性に関する問題等さまざまな健康課題があります。こころとからだの健康は、子どもの時期をいかに過ごすかに大きな影響を受けると言われています。

区では、乳幼児健康診査の実施を通して、子どもの成長や発達を確認し、疾病や障害を発見・適切な対応をすることで早期治療や子育て子育て支援につなげています。

一方、妊娠・出産時期から子育て期の母親の健康状態や環境、ストレスレベル等も子どもの健康に大きな影響を与えます。乳幼児虐待の観点からも乳幼児健康診査の未受診者のフォローが必要です。

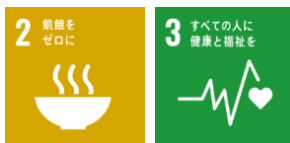
また、子どもの医療は、地域の小児科標ぼう医療機関(かかりつけ医)を受診することが望ましいですが、小児科標ぼう医療機関は減少傾向にあります。子どもの病状の急変に対応できるよう、平日の日中診療時間が終了した準夜帯や休日等に、身近な地域で軽症患者を受け入れることのできる体制を構築していく必要があります。

各区立学校・園では、食に関する指導に加え、体育科の授業や体育的行事等を通じ、幼児・児童・生徒の健康保持増進に取り組んでいます。

### 施策の方向性

- 乳幼児健康診査では、疾病や障害の有無等、全身の状態を確認し、口腔内の機能の発達や栄養についての保健相談を行い正しい知識の普及を図ります。また、定期健康診査とあわせて個々の相談にも対応し、保護者の不安を軽減できるよう努めます。
- 子どもが生涯にわたって心身ともに健康な生活を営むことができるよう、食育や健康教育を推進します。

### 関連する SDGs 分野



### 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
学校でたくさん運動をしたり、健康に気を付けたりして生活している児童・生徒の割合	小学校低学年:91.2% 小学校高学年:85.4% 中学校生徒:87.9%	増加
3歳児健康診査の受診率	88.5%	88.5%

## 新規・拡充事業

## 事業名: もぐもぐピカピカ歯みがき教室 ■保健予防課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ-(4)-01
事業概要	1歳の誕生日を迎えた子どもの歯科保健教育や栄養指導を行い、むし歯の発生を早期に予防することや食事の悩みの解決を図る。		
現況	令和6年度から実施。令和6年度 延べ11人参加(5月末現在)		
計画目標	歯科衛生士と栄養士による早期の衛生教育として実施する。		

## 事業名: 歯科予防処置 ■保健予防課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ-(4)-02
事業概要	乳幼児の歯をむし歯から守るため、歯科健診受診後に希望者にフッ化物塗布や歯みがきの練習を行う。あわせて望ましい健康習慣をつくるため保健指導を行う。		
現況	令和3年度 延べ671人 令和4年度 延べ863人 令和5年度 延べ856人		
計画目標	個々の成長に応じた歯科保健指導を実施する。		

## 事業名: 離乳食講座 ■保健予防課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ-(4)-03
事業概要	生後4～6か月児の保護者を対象に離乳を始める目安や離乳のすすめ方等離乳食に関する知識の普及啓発及び、離乳食についての保護者の不安を解消する。		
現況	令和4年度から実施 令和4年度 48回 621人 令和5年度 48回 606人		
計画目標	乳幼児の健全な食生活のための離乳食の支援を行う。		

## 事業名: みんなの栄養相談 ■保健予防課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ-(4)-04
事業概要	離乳食の相談や子どもの偏食・少食等、乳幼児の食事相談を行い保護者の不安を解消するとともに、子どもの健康保持及び増進を図る。		
現況	令和4年度から実施 令和4年度 13人 令和5年度 23人		
計画目標	乳幼児の成長に応じた個別の栄養指導を実施する。		

継続事業			
No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ-(4)-05	薬物乱用防止活動	薬物乱用防止推進目黒地区協議会等と連携協力して、「危険ドラッグ」等の有害性についての情報提供を始めとする薬物乱用防止のための啓発活動を進める。	健康福祉計画課
Ⅱ-(4)-06	休日テレホンセンター事業支援	日曜・祝休日・土曜準夜・年末年始に診療機関を案内する目黒区医師会の休日テレホンセンター事業を支援する。	健康福祉計画課
Ⅱ-(4)-07	平日夜間小児初期救急診療事業	小児初期救急医療体制を安定的に確保し、小児医療の充実を図るため、一般の小児科医療機関が休診となる時間帯にも、子どもたちが安心して受診できる体制を引き続き整え、その体制を広く周知していく。	健康推進課
Ⅱ-(4)-08	休日・休日準夜・土曜準夜診療事業	一般の診療所が休診している日曜・祝休日・年末年始及び土曜準夜について、目黒区医師会に初期救急事業を委託して実施する。	健康推進課
Ⅱ-(4)-09	公害補償福祉・予防	大気汚染の影響による健康被害の予防のため、呼吸器疾患やその疑いのある子どもの保護者を対象に、医師等による健康教室、健康相談等を実施し、知識の普及を図る。	健康推進課
Ⅱ-(4)-10	大気汚染健康障害者の医療費助成申請事務	気管支ぜん息（18歳未満は慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫も対象）を患っている者に対して、医療費の保険診療の自己負担分を助成する都制度の申請事務を実施する。	健康推進課
Ⅱ-(4)-11	食育推進のための普及啓発	食育関係者及び食育に関わる民間団体等とも連携協力して、食育の推進に関する普及啓発を図るための活動や行事を実施する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅱ-(4)-12	栄養相談	親の育児不安の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、乳児健診等の実施時に、個別の栄養相談を実施する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅱ-(4)-13	夏休み子ども食育セミナー・親子食育セミナー	食に対する関心を高め、健康的な食生活を実践するきっかけを作るため、主に小学生を対象として、「健康な自分の体」「栄養知識と調理」「食品衛生」等についてセミナーを開催する。また、幼児の健全な食生活について集団栄養指導を実施する	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅱ-(4)-14	新生児聴覚検査	新生児の聴覚障害を早期発見し、早期療育を図るために、費用の一部を助成し契約医療機関へ委託して聴覚検査を実施する。	保健予防課 碑文谷保健センター



No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ-(4)-15	4か月児健康診査	発育状態や疾病の有無等について、健康診査を行い、その保護者に適切な保健相談を行う。また、親の育児不安の軽減を図り、児童虐待の兆候を早期に発見し、防止するための個別相談を実施する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅱ-(4)-16	乳児健康診査(6か月児) (9か月児)	乳幼児健診の実施により、子どもの成長や発達をチェックし、早期に病気や発達障害を発見・対応することで早期治療による健康維持を図るため、該当の乳児に対して受診票を発行して、委託医療機関で健康診査を実施する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅱ-(4)-17	1歳6か月児健康診査	乳幼児健診の実施により、子どもの成長や発達をチェックし、早期に病気や発達障害を発見・対応することで早期治療による健康維持を図るため、発育状況の一般診査と精神発達面の診査を医療機関へ委託して実施する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅱ-(4)-18	3歳児健康診査	身体発育、運動・精神発達、視力・聴力についての健康診査を行い、心身障害の早期発見と早期治療につなげる。また幼児の健康な発育・発達を促すため、その保護者に保健相談や心理相談を行い、育児不安の軽減や虐待等の早期発見・予防に努める。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅱ-(4)-19	4～5歳児健康診査	幼児の健全な育成を図るため、身体面、精神発達面の健康診査及び保護者の育児に関する状況把握を医療機関へ委託して実施する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅱ-(4)-20	1歳6か月児歯科健診	乳歯の萌出からそしゃく機能の発達へつなげる重要な時期であるため、歯科健診と適切な口腔衛生指導を実施する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅱ-(4)-21	2歳児歯科健診	むし歯の発生しやすい時期であり乳歯をむし歯から守るため、歯科健診と適切な口腔衛生指導を実施する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅱ-(4)-22	3歳児歯科健診	むし歯予防や自分で歯みがきをする習慣をつくる重要な時期であるため、歯科健診と適切な口腔衛生指導を実施する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅱ-(4)-23	5～6歳児フッ素塗布	萌出したての永久歯の歯質強化を図るため、歯科健診とフッ化物塗布を医療機関へ委託して実施する。	保健予防課 碑文谷保健センター

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ-(4)-24	子どもの健康教室	1歳6か月児健診や2歳児歯科健診、3歳児健診を始めとする幼児の各種事業の結果、軽度のことばの遅れのある子ども、母子分離できない子ども、友だちと遊べない子ども等を対象に集団遊びを通じて、親と子どものかかわり方を理解することを目的として実施する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅱ-(4)-25	個別相談	保健相談の必要があると思われる家庭や電話・文書・来所により相談のあった区民に対して、個別訪問や個別面接により対応する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅱ-(4)-26	歯科健康教育	講座等で子どもの成長に合わせた歯科健康教育を実施する。依頼に応じて、社会福祉施設や児童館等で歯科健康教育を実施する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅱ-(4)-27	予防接種の勧奨	集団免疫を獲得しておくことで感染を予防し、子どもの健康を保つため、定期予防接種については、標準の接種年齢にあわせて接種票を個別送付するとともに、周知を工夫しながら接種率の更なる向上を図る。	感染症対策課
Ⅱ-(4)-28	私立幼稚園児の歯科検診委託	区内の私立幼稚園に通う全園児を対象に、園児の健康の維持を目的として目黒区歯科医師会に委託して歯科検診を実施する。	子育て支援課
Ⅱ-(4)-29	区内認可保育園の歯科検診委託	区内の認可保育園(私立を含む。)に通う全園児を対象に園児の健康の維持を目的として、目黒区歯科医師会に委託して歯科検診を実施する。	保育課
Ⅱ-(4)-30	「学校における食育指針」に基づく取組	学校と家庭・地域が連携しながら、子どもたちの「食」への意識を高め、児童・生徒一人ひとりが健全な食生活を実践することができるように策定した指針に基づく取組を実施する。	学校運営課
Ⅱ-(4)-31	特別給食の実施	伝統的な食文化に親しみ、それを継承することの大切さを理解するよう、日本の行事にちなんだ行事食や、各地の郷土料理、また、国際理解を深めるための世界の料理等を取り入れた特別給食を実施する。	学校運営課
Ⅱ-(1)-13	健康教育の推進<再掲>	健康づくりに関する専門の職員(学校健康トレーナー)を区立小学校へ派遣するとともに、肥満、体力不足等の健康課題を持つ児童を対象に「めぐろ元気あつぷ教室」を開催し、課題の改善に取り組む。	学校運営課



No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ－(2)－30	体育・健康教育<再掲>	<p>幼児・児童・生徒が健康に関する知識を身に付け、自分の生活の中でその認識を深めることを目的として、全区立幼稚園・こども園及び小・中学校において、家庭とも連携しながら健康三原則(運動、食事、休養及び睡眠)の大切さを伝える取組を行う。体育の時間や体育的行事を通じ生涯にわたり運動に親しむ態度を育てるとともに、体力テストにより子どもたちの体力や運動能力の課題を明らかにし、指導方法の改善に努める。</p>	教育指導課
Ⅱ－(4)－32	スクールカウンセラーの区立学校派遣	<p>スクールカウンセラーを区立幼稚園・こども園、小・中学校に派遣し、幼児・児童・生徒や保護者等を対象に、子どもが抱える悩みや生活上の困難さ、保護者等が抱える養育上の悩みに対して、寄り添いながら課題を整理する等相談・支援を行う。</p>	教育支援課

## 基本目標Ⅲ

### 子どもを安心して産み親子でいきいきと成長することができるまち

#### (1) 誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

##### 現状と課題

子どもたちを取り巻く家庭・社会の環境が変化する中、子育ての負担感や不安感、孤立を解消し、次代を担う若者が安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められています。そのためには、妊娠、出産、子育ての全期間にわたって切れ目のない支援体制を構築し、すべての子どもが、心身ともに健やかに育つことができる環境を整えることが必要です。

区では、ベビーシッターや家事育児サポーター(産後ドゥーラ)を利用した際、費用の一部を助成する経済的支援、保育施設の利用申し込みや一時保育における利用予約のオンライン化など様々な事業を開始していますが、更なる利便性の向上と情報発信が必要となっています。

また、家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断等の基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身につける上で重要な役割を果たすものです。しかし、近年、家庭状況の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭が増加するなど、家庭教育を行う上での課題が指摘されています。

##### 施策の方向性

- 産前産後の母親や家庭の家事、育児の負担を軽減する取組を進め、子育ての負担軽減を図るとともに電子申請やオンライン予約の利便性向上を進めます。
- 保健師等専門職による相談体制を充実させ、医療や福祉などの関係機関が連携して切れ目のない支援を行います。
- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育に関する学習機会提供を行い、子どもの生活習慣の習得や自立心の育成に向けて、より効果的な支援を行うための検討を進めていきます。

##### 関連する SDGs 分野



##### 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
子育てについて、楽しいことが多いと思う保護者の割合	未就学児保護者:84.8% 小学生保護者:76.9%	90.0%

## プロジェクト事業

事業名: 母子保健サービスの充実

■保健予防課

■碑文谷保健センター

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	Ⅲ-(1)-01
事業概要	妊娠期から出産・子育て期にわたり、一貫して相談支援を行う「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施し、安心して出産・子育てができるよう、包括的な支援体制の充実に向けて取り組む。		
現況	全妊婦を対象とした妊婦面接等の実施を通して、支援が必要な妊婦等を把握し、関係機関と連携しながら継続的な相談・支援を行っている。また、妊婦面接実施に併せて育児用品カタログギフト等の配布を行い、経済的な支援を図っている。さらに、産後の母親に対し、心身のケア、育児の相談等を行う産後ケア事業を拡充する等、妊娠期から出産・子育て期にわたる支援の充実に努めている。		
最終年度達成目標	出産や育児に不安を抱える区民が適切に把握され、保健師等の専門職が繋がり、医療、福祉、子育て分野等の関係機関による必要な支援が行われている。		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦面接の実施や、健診事業・産後ケア事業等の効果的な展開を図ることにより、保健師等の専門職が繋がる一層の機会を創出</li> <li>・相談・支援の充実に向けた検討、関係機関との連携強化</li> </ul>		

事業名: こども総合相談センター(仮称)の整備&lt;再掲&gt;

■子育て支援課

■子ども家庭支援拠点整備課

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-02
事業概要	令和13年度を目途に妊娠期から青年期までの子どもとその家庭に対する総合的な支援体制の構築、拠点整備を目的として、こども総合相談センター(仮称)整備に向けた検討を進める。		
現況	こども総合相談センター(仮称)で行う支援のあり方を見据え、鷹番保育園跡で開設する「こども家庭センター」での事業のあり方(児童福祉と母子保健事業の連携内容、子育てふれあい広場事業のあり方と事業展開等)の検討を進めた。		
最終年度達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども総合相談センター(仮称)内に設置する機能、サービス内容等詳細の決定</li> <li>・実施設計に基づく施設建設に着工</li> </ul>		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センター運営を通じたノウハウの蓄積</li> <li>・こども総合相談センター(仮称)整備に向けた取組</li> </ul> (先進自治体の調査・研究及び機能検討、施設整備に向けた関係所管との調整、基本構想・基本設計・実施設計の策定)		

**事業名： こども家庭センター開設<再掲> ■子ども家庭支援拠点整備課**

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-04
事業概要	総合的な子ども家庭支援体制の構築に向けた第一段階として、こども家庭センターを開設し、児童福祉機能と母子保健機能の一体的運営を試行していく中で、子どもの健やかな成長と安心して子どもが産み育てられる環境づくりに取り組む。		
現況	令和7年度のこども家庭センター開設に向けて、児童福祉機能と母子保健機能の一体的なサービス運営の進め方について検討を進めている。また、地域で活動をしている団体と、地域で子育て子育てを支援していくためのあり方の検討を進めている。		
最終年度達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センター運営において、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な支援が確立している。</li> <li>・こども家庭センターが、子育て家庭につながる拠点となっている。</li> <li>・公民連携による子育て子育て支援のネットワークの方向性が具体化している。</li> </ul>		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センターでの児童福祉と母子保健サービスの一体的な運営</li> <li>・めぐろ子ども子育てサポートグループ登録団体との連携協力による、子どもと子育て家庭が気軽に立ち寄れる居場所づくり、子育てネットワークの創出</li> </ul>		

**新規・拡充事業****事業名： ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援) ■保育課**

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ-(1)-02
事業概要	日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等の目的により一時的に保育が必要となった場合や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者がベビーシッターを利用する際に、料金の一部を助成する。		
現況	児童1人につき年度当たり144時間(多胎児(双子等)の場合は、児童1人につき年度当たり288時間まで)を上限に、日中利用は1時間2,500円、夜間利用は1時間3,500円上限として補助を行っている。		
計画目標	利用者数の増加		

事業名: **保育に係る各種手続のオンライン化** ■保育課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ-(1)-03
事業概要	認可保育園の申込等、各種手続のオンライン申請環境の拡充を図り、保護者の利便性を向上させる。		
現況	令和6年10月から、教育・保育の給付認定申請及び保育施設の利用申込について、ぴったりサービスを用いたオンライン申請を開始した。その後も順次、対応手続の拡大、申請方法の充実を図っている。		
計画目標	保育施設利用の申込におけるオンライン申請の割合向上		

事業名: **一時保育予約申込のオンライン化** ■保育課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ-(1)-04
事業概要	一時保育利用予約のオンライン化を行い、保護者の負担軽減及び利便性の向上を図る。		
現況	令和6年5月1日から一時保育実施施設 3 園でオンラインによる予約申込の先行導入を開始した。今後実施施設の拡充及び更なる利便性の向上を図る。		
計画目標	令和7年度 8 施設 令和8年度 10 施設		

事業名: **家事育児サポーター(産後ドゥーラ)利用費助成事業** ■子ども家庭支援センター

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ-(1)-05
事業概要	不安を抱えやすい産後間もない母親に寄り添い、子育てが軌道に乗るまでの期間、心身の回復や家事育児のサポート等を区と連携している家事育児サポーター(産後ドゥーラ)により実施し、同サポーターによる支援サービスを利用した区民に対し、利用費の一部を助成する。		
現況	令和4年度に事業開始。令和5年度の実施状況は以下のとおりで、令和6年度も同内容で推移を想定 【単胎児】プランニング:123回、支援サービス:4,534時間 【多胎児】プランニング:7回、支援サービス:322時間		
計画目標	令和7年度以降安定的に実施する。 利用者と家事育児サポーターのマッチングが適切に行われるように継続して支援を行う。		

**事業名： 伴走型相談支援**

■保健予防課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ-(1)-06
事業概要	妊娠期から出産・子育て期にわたり、助産師等の専門職が妊娠・出産・子育てに関する相談に身近な地域で応じる伴走型相談支援を実施する。		
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆりかご・めぐろ事業(妊婦面接相談) ゆりかご相談員(助産師等)が、面接を実施し、情報提供や相談対応を行っている。継続的に支援が必要な妊婦には支援プランを作成し、関係機関等と連携し見守りや支援を行っている。</li> <li>・妊娠8か月面接 妊娠8か月頃の妊婦にアンケートを実施し、面接等を希望する妊婦及び回答内容から支援が必要と判断した妊婦を対象に面接及び電話相談を実施している。</li> </ul>		
計画目標	妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産を迎えるために、継続して実施していくとともに、見守りや継続支援ができるよう支援体制の充実を図る。		

**事業名： 多胎児家庭等への支援**

■保健予防課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ-(1)-07
事業概要	<p>同時に二人以上の妊娠、出産、育児等をするに伴う身体的又は精神的負担等多胎児家庭特有の困難に対して支援を行い、多胎児家庭が安心して子育てをする環境を整備する。</p> <p>多胎妊娠に伴い自費で受診した妊婦健康診査費用の一部助成や予防接種や乳幼児健診に参加する際の移動経費を補助する。</p>		
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多胎妊婦に対する妊婦健康診査費用助成 多胎妊娠に伴い、妊婦健康診査受診券14回分の回数を超えて自費で受診した健診費用について、一定額を助成している。</li> <li>・多胎児家庭支援事業(さくらんぼ・めぐろ) 外出時の困難さを抱える多胎児家庭を支援するため、乳幼児健診や予防接種、多胎児懇談会等に参加する際の移動経費を補助している。</li> <li>・多胎プレファミリー講座及び多胎児懇談会 妊婦に対する多胎の知識や実際の育児について学ぶ講座の開催、多胎児とその家族等の交流、情報交換及び育児の悩み相談を目的とした懇談会を行っている。</li> </ul>		
計画目標	胎児家庭特有の困難に対して支援を実施していくとともに、ニーズに合ったサービスの検討を進めていく。		



**事業名:** 特定不妊治療費(先進医療)助成事業 ■保健予防課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ-(1)-08
事業概要	保険適用された特定不妊治療と併用して実施する先進医療に係る自己負担額に対して助成を行い、不妊治療にかかる経済的な負担の軽減を図る。		
現況	令和5年9月事業開始 令和5年度実績(延べ件数) 51件		
計画目標	効果的な事業の周知に努め、継続して実施する。		

**事業名:** 妊婦ごはんとオーラルケア ■保健予防課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ-(1)-09
事業概要	妊娠中に適切な栄養指導や歯科保健教育を行うことで知識の向上を図り、健康づくりを推進する。		
現況	令和3年度から実施 令和3年度 33人 令和4年度 43人 令和5年度 44人		
計画目標	衛生教育を実施することで、健康に関する正しい知識の普及を行う。		

**事業名:** 産後ケア事業 ■碑文谷保健センター

事業区分	拡充	事業番号	Ⅲ-(1)-10
事業概要	目黒区内に在住する(区内に住民登録がある)出産後1年未満(宿泊型・通所型・訪問型によってそれぞれ利用可能な対象月齢が異なる。)で、心身の不調や育児支援が得られない等の母子に対し、ケアや育児指導等を行う。		
現況	産後ケア事業(訪問型・宿泊型・通所「集団」型)を実施している。 令和5年度(延べ) ・訪問型 268人・宿泊型 588人・通所「集団」型 104人		
計画目標	支援を必要とするすべての産婦が利用できるよう産後ケア事業の拡充など支援の体制を強化していく。 ・通所(個別)型の事業検討・実施 ・令和7年度～ 宿泊型の利用施設を拡大		

継続事業			
No	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ-(1)-11	妊婦健康診査	妊娠の届け出をした妊婦に対して、妊婦死亡率の低下や妊娠中の母体と胎児の健康を守るため、妊婦健康診査、妊婦超音波検査、妊婦子宮がん検診を医療機関に委託して実施する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅲ-(1)-12	妊産婦・新生児・未熟児訪問指導・乳幼児全戸訪問事業	新生児・未熟児に対して、区の保健師又は委託による助産師が訪問し、指導を行う。子育て家庭の状況を把握し、早期からの育児不安の軽減や児童虐待の早期発見等を目的として、乳児家庭に対して訪問を行う。	保健予防課 碑文谷保健センター 子ども家庭支援センター
Ⅲ-(1)-13	出産準備教室	父親の育児参加を促すとともに、初めての育児を支援するため、沐浴実習や育児体験等を実施する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅲ-(1)-14	妊娠高血圧症候群助成	妊娠高血圧症候群は、妊産婦の死亡原因になるとともに、未熟児等の発生原因となる等出生児に対する影響もあり得るため、早期に適切な医療を受けることを容易にするために必要な医療費の助成を行う。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅲ-(1)-15	保健指導（保健指導票の交付）	生活保護世帯や非課税世帯の妊産婦・乳児に対し、専門医の保健指導が無料で受けられる保健指導票を交付する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅲ-(1)-16	妊産婦歯科健診	妊産婦の歯科疾患の予防及び早期発見による口腔衛生向上を図るため、目黒区歯科医師会へ委託して歯科健診を区内契約医療機関で実施する。	保健予防課 碑文谷保健センター
I-(1)-04	子育て情報の提供＜再掲＞	子育て情報ポータルサイト「めぐろ子ども・子育てネット」及び子育てアプリを活用し、区の子育てに関するサービスやイベント情報、施設情報等、区民が利用しやすい情報提供・発信を行う。また、総合的な子育て情報誌「めぐろ 子育てホッ！とブック」を発行する等、あらゆる媒体で情報が手軽に入手できるようにする。	子育て支援課
Ⅲ-(1)-17	子育て講座	家庭における子育て力の向上を目的として、身近なテーマを取り上げて講座を開催する。	子育て支援課
Ⅲ-(1)-18	子育て家庭への就労支援	ほ・ねっとひろばで、子育て中の保護者に対してマザーズハローワークと連携して就労相談を行う。	子育て支援課



No	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ-(1)-19	利用者支援事業(基本型)の実施	一人ひとりの子どもが健やかに成長できるように子育て家庭の身近な場所で相談に応じ、個別ニーズを把握して適切な施設や事業を円滑に利用できるように支援する。	子育て支援課
Ⅲ-(1)-20	子育て相談・子育て相談	児童館や保育園等の各施設において、保護者や子どもからの子育てに関する悩み等に対する相談支援を行う。関係機関と連携しながら身近な相談窓口としての役割を果たしていく。	放課後子ども対策課 保育課
Ⅲ-(1)-21	家事育児支援ヘルパー派遣事業	産前・産後における妊産婦や養育者の家事負担、育児負担の軽減を目的として、一定期間、産前・産後支援ヘルパーを派遣し、育児・家事のサービスを提供する。	子ども家庭支援センター
Ⅲ-(1)-22	子育てスーパーバイザー派遣事業	子育てに関する不安や負担を感じる家庭の様々な課題に対応するため、子育てスーパーバイザーを児童館、保育園等に派遣することにより、職員が専門的な相談にも対応できるようにする。	子ども家庭支援センター
Ⅲ-(1)-23	入院助産費用の援助	経済的理由で病院に入院して出産することが困難な妊産婦に対して、指定の助産施設(病院、助産院)での出産費用の一部を援助する。	子ども家庭支援センター
Ⅲ-(1)-24	家庭教育講座	学校や地域社会における集団生活のルールやマナーを子どもが身につけていけるように、家庭でのしつけ等について、学習や交流の機会を提供する。	生涯学習課
Ⅲ-(1)-25	委託家庭教育講座の充実	地域社会や家庭の環境が変化する中で、どのような家庭教育が望ましいのかを保護者自身が考えあい、学び合う機会を提供する。また、PTAが家庭教育講座に取り組みやすいよう、情報提供や学習相談を行う。	生涯学習課

プロジェクトコラム①

## -Part3- こども家庭センターを設置し

### 児童相談所との連携が重要になっています

<Part2のつづき>

このように児童相談所は、児童虐待に対することだけでなく、日ごろの子育て相談支援や子どもの障害についての相談支援など幅広い業務を担っており、児童相談所の必要性をご理解いただけたかと思います。

しかし、虐待相談対応件数案件の増加（顕在化）だけでなく、核家族化の進展等により子育て家庭の孤立、育児不安の増加が社会的な問題となっており、こうした問題に対して児童相談所だけで対応するのは限界にきています。

そうした状況を背景として、平成16年に児童福祉法が改正され、身近な子育て支援に関する相談支援は区市町村業務とすることが明確化されました。また、平成28年の児童福祉法改正では、子どもを主体として、区市町村は、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」と子どもに対する必要な支援を行うための拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務とされました。

さらに令和4年の児童福祉法改正では、区市町村は「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の組織を見直し、すべての妊産婦、子ども、子育て世帯へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。区では、旧鷹番保育園を改修して、令和7年4月にこども家庭センターを開設する予定です。

さらに、令和13年度を目途に、東京都児童相談所とこども総合相談センター（仮称）が整備されることにより目黒区としての「総合的な子ども家庭支援体制」環境が整う予定です。総合相談支援拠点を核として妊娠期から青年期における子育てを地域で支援する「子育て地域ネットワーク」の構築により、子ども子育てコミュニティが区内の至るところに形成されることを目指します。また、要保護児童対策地域協議会を通じて、子どもに関してあらゆる関係機関がつながり、児童虐待の予防と適切な対応に取り組み、すべての子どもが健やかに成長するとともに、大人として羽ばたいていくことができるまちづくりにチャレンジしていきます。（完）

## (2) 子育て家庭への経済的支援

### 現状と課題

少子化の要因は様々ありますが、理想の数の子どもを持たない選択をしたり、そもそも子どもを産むことをあきらめてしまう要因の一つが、子育てに伴う経済的負担が大きいことです。

2021年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「出生動向基本調査」によると、理想の数の子どもを持たない理由として圧倒的に多かったのは「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」でした。

国の「こども大綱」を受けて示された「こどもまんなか実行計画 2024」では、若い世代の生活基盤の安定、子育てや教育に関する経済的負担の軽減などに取り組んでいくとされています。

区においても、子育て家庭に対する給付等を通じて、様々な経済的支援を行っています。

次代を担う子どもたちが将来、安心して子どもを産み育てられる持続性のある循環型社会の構築に向けて、個々の状況に応じて適切な経済的支援を受けられる仕組みづくり、国、都と連動した効果的な支援が求められます。

### 施策の方向性

- 妊娠の届出時から身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出産・子育てに係る経済的支援を継続していきます。
- 教育、医療、障害、子育てなど、個々の状況に応じた手当、給付などを通じて、子どもと子育て家庭に対する経済的支援を進めていきます。
- ひとり親家庭に対する経済的支援を通じて、子どもの育ちを支えていきます。

### 関連する SDGs 分野



### 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
経済的支援を必要としている保護者	未就学児保護者:43.1% 小学生保護者:42.2%	40.0%

## 新規・拡充事業

事業名： 伴走型相談支援&lt;再掲&gt; ■保健予防課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ-(1)-06
事業概要	妊娠期から出産・子育て期にわたり、助産師等の専門職が妊娠・出産・子育てに関する相談に身近な地域で応じる伴走型相談支援を実施する。		
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆりかご・めぐろ事業(妊婦面接相談)</li> <li>ゆりかご相談員(助産師等)が、面接を実施し、情報提供や相談対応を行っている。継続的に支援が必要な妊婦には支援プランを作成し、関係機関等と連携し見守りや支援を行っている。</li> <li>・妊娠8か月面接</li> <li>妊娠8か月頃の妊婦にアンケートを実施し、面接等を希望する妊婦及び回答内容から支援が必要と判断した妊婦を対象に面接及び電話相談を実施している。</li> </ul>		
計画目標	妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産を迎えるために、継続して実施していくとともに、見守りや継続支援ができるよう支援体制の充実を図る。		

事業名： 妊娠期・出産・子育て期にわたる伴走型相談支援と経済的支援 ■保健予防課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ-(2)-01
事業概要	妊娠期から出産・子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に身近な地域で応じる伴走型相談支援を実施するとともに、育児用品の購入費等を支援する経済的支援を一体的に行う。		
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回産科受診費用助成事業</li> <li>低所得世帯に属する妊婦の初回の産科受診費用を助成している。</li> <li>・出産・子育て応援ギフト</li> <li>育児用品の購入費等を支援するため、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトとして専用ウェブサイトを利用可能な電子クーポンを支給している。</li> <li>・新生児誕生祝金</li> <li>目黒区へ出生通知票を提出した世帯に対し祝金を支給している。</li> <li>・ファーストバースデーサポート</li> <li>1歳の誕生日頃にアンケートを実施し、育児に役立つギフトを支給している。</li> </ul>		
計画目標	安心して出産・子育てができるよう経済的負担の軽減を図りつつ、家庭状況を継続的に把握し必要な支援につなげる。		

継続事業			
No	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ-(2)-02	外国人学校補助	外国人学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、その授業料負担の軽減を図るために一定額の補助金を支給する。	総務課
Ⅲ-(2)-03	養育医療(未熟児養育医療)費助成	未熟児又は呼吸器系や消化器系の異常等により入院養育が必要と認められ、指定医療機関に入院した乳児を対象に、医療費の自己負担分を助成する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅲ-(2)-04	小児慢性疾患の医療費助成	小児慢性特定疾病に罹患している児童を対象に、医療費の自己負担分を助成する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅲ-(2)-05	育成医療費助成	身体に障害があり、手術等によって障害の軽減が期待できる18歳未満の児童を対象に医療費を助成する。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅲ-(2)-06	障害児福祉手当の支給	政令で定められた障害の程度に該当する障害児を対象に、生活の安定を確保するため、障害児福祉手当の受付及び給付事務を行う。	障害者支援課
Ⅲ-(2)-07	児童手当、子ども医療費助成	児童の保健の向上に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を目的として、高校生年代までの児童の養育者に手当を支給し、児童の医療費を助成する。	子育て支援課
Ⅲ-(2)-08	児童育成手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等に手当を支給し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図る。	子育て支援課
Ⅲ-(2)-09	児童育成手当(障害手当)、特別児童扶養手当	障害のある児童の監護・養育者に手当を支給し、その福祉の増進を図る。	子育て支援課
Ⅲ-(2)-10	私立幼稚園等園児保護者に対する負担軽減	私立幼稚園等園児の保護者に対して、経済的な負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図る目的から、入園料補助、保育料補助、施設等利用給付等を実施する。	子育て支援課
Ⅲ-(2)-11	母子及び父子福祉資金貸付	20歳未満の子どもを扶養している母子及び父子家庭に、入学や修学、技能習得等自立に必要な資金の貸付けをする。	子ども家庭支援センター
Ⅲ-(2)-12	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親の就労を促進するため、雇用保険の教育訓練給付金制度の指定教育訓練講座を受講し、修了したときに講座受講料を一部支給する。	子ども家庭支援センター

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ-(2)-13	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親の就業に向けた資格の取得のため、修業訓練中における生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするため、訓練促進給付金を支給する。	子ども家庭支援センター
Ⅲ-(2)-14	就学援助	経済的理由により就学困難な国公立小・中学校に在学する児童・生徒に対し就学援助費を支給する。	学校運営課
Ⅲ-(2)-15	ファミリー世帯家賃助成	目黒区内の民間賃貸住宅に居住する、18歳未満の子を扶養する世帯に対して家賃の一部を助成することにより、居住の継続と子育ての支援を行う。	住宅課
Ⅲ-(2)-16	ひとり親世帯に対する民間賃貸住宅居住支援	ひとり親世帯等に対して民間賃貸住宅家賃助成等の居住支援を行う。	住宅課

### (3) 子どもと家庭への多様な支援

#### 現状と課題

子どもの養育、教育、健康、経済面などにおいて様々な課題を抱えて生活をしている社会的配慮が必要な家庭が増えています。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが健やかに育つ環境の整備が求められています。

そして、若者の自立に向けた取組も重要です。持続可能な社会を維持するためには、若者が社会的に自立し、子どもを産み育てたいという希望が叶う環境づくりを構築することが必要不可欠です。

また、ひとり親家庭の多くは、子どもの養育、教育、住宅など、様々な課題を抱えて生活しています。全国ひとり親世帯調査(令和3年度)によると、特に母子家庭については、就業者のうち非正規雇用が約4割を占め、平均年間就労収入が236万円と所得の低いことが深刻な問題となっており、社会的・経済的・精神的自立をめざした支援が必要です。

さらに、いじめや不登校、暴力行為等問題行動の背景には、貧困や虐待、児童・生徒の心理的な課題や、家庭や友人関係の児童・生徒が置かれている環境に課題がある場合があり、様々な要因が複雑に絡み合っていることから学校だけでは問題の解決が困難な場合も多く、積極的に関係機関等と連携して対応することが求められています。

#### 施策の方向性

- 地域の力を活かし子どもの学習支援及び居場所づくりを進めていきます。
- 学校、家庭、関係機関等との連携を図り、児童・生徒が置かれた環境へ働きかけるなど、福祉的な支援に取り組んでいきます。
- 次代を担うすべての若者が、一人ひとりの個性や希望に応じて必要な支援を受けられるような仕組みづくりを進めていきます。

#### 関連する SDGs 分野



#### 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
子ども食堂の認知度	小学生:55.1% 中高生:76.1%	小学生:60% 中高生:80%
子ども食堂の利用率	小学生:8.7% 中高生:4.5%	10%



## プロジェクト事業

事業名: **次代を担う若者への自立に向けた支援策づくり** ■子育て支援課

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	Ⅲ-(3)-01
事業概要	次代を担うすべての若者が、一人ひとりの個性や多様な価値観に基づき、社会的に自立していくことが出来るよう、必要な支援策づくりに取り組む。		
現況	少子化対策は待たなしであり、持続可能な社会を維持していく上で、次代を担う若者たちが、社会的に自立し子どもを産み育てたいという希望が叶う環境づくりに取り組むことが必要不可欠な状況となっている。		
最終年度達成目標	若者たちの多様な価値観に基づき、適切な時期に必要な支援が受けられるような仕組みが構築されている。		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者分野を担う組織執行体制の構築</li> <li>・多様な若者支援に向けたニーズの把握、実態調査</li> <li>・具体的支援策の検討、実施</li> </ul>		

## 新規・拡充事業

事業名: **養育費確保支援事業** ■子ども家庭支援センター

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ-(3)-02
事業概要	離婚前後の家庭等を対象に、離婚に際し子どもの権利を尊重するために必要な情報を伝える離婚前後の親支援講座の実施、養育費の取り決めにかかる公正証書作成費用の補助等により子どもの安全・安心な生活を支援する。		
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親支援講座 令和3年度から開始 令和4年度～オンライン講座に変更</li> <li>・養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業 養育費保証契約促進補助金事業 令和3年度から開始 令和4年度～継続</li> </ul>		
計画目標	親支援講座については、より効果的に情報を伝えられるよう、講座の実施方法等の見直しを図りながら、継続して実施する。 養育費の取り決めにかかる公正証書作成費用の補助等については、親権や養育費に関する民法等の規定の見直しを踏まえ、必要な拡充等について検討していく。		

## 事業名: 子ども食堂推進事業

## ■子育て支援課

事業区分	拡充	事業番号	Ⅲ-(3)-03
事業概要	食を通じて、地域における子どもの居場所を充実させるとともに、子どもの生活状況を把握し必要な支援につなげることを目的として、子ども食堂を運営する団体への支援を行う。		
現況	令和6年度に子ども食堂の運営支援にかかる内容を拡充し、開設支援の取組等を開始した。連絡会等により団体と情報共有を行いながら、より地域に根差した活動となるよう引き続き支援を行っていく。		
計画目標	子どもの声を取り入れつつ、子ども食堂運営団体と連携しながら、子どもが気軽に通える居場所づくりを推進していく。		

## 事業名: ヤングケアラー支援事業&lt;再掲&gt;

## ■子ども家庭支援センター

事業区分	新規	事業番号	I-(4)-01
事業概要	ヤングケアラーとその家庭への支援を目的として、アドバイザー配置やSNSを活用した相談対応、教育・福祉・介護・医療分野等との綿密な連携を通じてヤングケアラー支援を促進する。 また、悩みや経験を共有できる当事者同士のつながりづくりを実施していく。		
現況	令和5年度実績 ヤングケアラー支援講演会の実施や、子ども向けリーフレットを通じた周知及び啓発、関係機関や職員向けにヤングケアラー研修を実施した。 令和6年度実績 ヤングケアラーとその家庭への支援として、専門的な知見を有するアドバイザーの配置や、SNS相談を通じたヤングケアラーへの相談対応、教育・福祉・介護・医療分野等との綿密な連携による支援を推進した。		
計画目標	関係部署、関係機関の支援力をより向上するために、ヤングケアラーに対する理解促進を図る。また、悩みや経験を共有できる当事者同士のつながりづくりも実施していく。		

## 継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ-(3)-04	思春期・青年期親の会	ひきこもり、不登校、摂食障害など子どもの問題に悩んでいる保護者に対し、グループや個別相談を実施し、問題に対応していく力をつける。	保健予防課
Ⅲ-(3)-05	母親の会	母親同士のグループワークにより育児不安の軽減を図る。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅲ-(3)-06	地域の学習支援団体への支援事業	子どもの居場所の一つとして、地域で活動している学習支援団体を対象とし、より安定した活動ができるよう支援を行う。	子育て支援課

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ-(3)-07	ファミリー・サポート・センターの充実	子育てを支援する人(協力会員)、子育てを支援してほしい人(利用会員)が登録をし、区民相互の子育て支援活動として、必要なときに子どもを預かる等の支援を行う。	子育て支援課
Ⅲ-(3)-08	子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施	保護者の病気、出張などにより、一時的に児童の養育が困難となった区民の児童を、区内の児童養護施設等で短期間養育する。	子ども家庭支援センター
Ⅲ-(3)-09	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	ひとり親家庭で、日常生活に著しく支障がある場合、ヘルパー派遣が受けられる介護券を交付する。	子ども家庭支援センター
Ⅲ-(3)-10	母子生活支援施設の運営	子どもの養育が十分にできない等、地域での生活が困難な母子家庭の入所施設の運営を行うとともに、母子が地域で自立し、安定した生活を送ることができるように、様々な支援を行う。	子ども家庭支援センター
Ⅲ-(3)-11	学習支援事業	ひとり親家庭や低所得世帯の子どもを対象に、学習機会の確保を図るための学習支援事業を実施する。	福祉総合課 子ども家庭支援センター
I-(4)-08	スクールソーシャルワーカー(SSW)の学校や家庭等への派遣<再掲>	不登校や虐待、非行等の子どもの抱える課題解決に向けて、学校からの要請を受け、家庭、関係機関等との連携を図り、福祉的な支援に取り組む。	教育支援課
Ⅱ-(2)-31	日本語国際学級・日本語教室<再掲>	基礎的な日本語の習得と学校生活等への適応を図るため、日本語指導を必要とする児童・生徒を対象に、児童・生徒の日本語能力の状態を把握し、個に応じた指導を行う。	教育指導課

## (4) 子育て家庭が集える環境づくり

### 現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てを巡る環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親子の孤独感や不安の増大といった問題が生じています。

そのため、一人で子育てに悩む親の気持ちに寄り添い相談に乗ることや、子育て家庭が自主的な交流を進めるための場を提供することが重要となります。親同士で支え合う仲間づくりの支援に取り組み、安心して子育てができる環境を確保するとともに、地域で活動している様々な団体と連携を通じて多様なニーズへの対応、相談支援プログラムの充実など、機能の拡充が求められます。

子育てをする保護者同士の交流や地域の子どもたちの異年齢間でのふれあい、集団での遊びなど、地域における活動拠点として、地域子育てふれあいひろばを開設しています。また、児童館においては、地域の中で気軽に利用できる子育て支援施設として、保護者が子育ての悩みなどを気軽に相談できる場であることから、職員の相談スキルの向上が求められます。

### 施策の方向性

- 地域で活動している子ども子育てサポートグループをはじめ様々な団体など、地域の力と連携した多様なニーズへの対応やプログラムの充実を図っていきます。
- 地域子育てふれあいひろば、児童館などのネットワークを強化します。
- 職員の相談スキルの向上を目指し、研修などの充実を図ります。

### 関連する SDGs 分野



### 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
子育てふれあいひろば事業の年間延べ利用人数	56,945人	増加
子育てをしている親同士の仲間が身近にいないと答えた割合	未就学児保護者:32.4% 小学生保護者:26%	未就学児保護者:25% 小学生保護者:20%

プロジェクト事業

事業名: **公民連携による地域子育てネットワークの構築** ■子育て支援課  
 ■子ども家庭支援センター  
 ■子ども家庭支援拠点整備課

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	Ⅲ-(4)-01
事業概要	目黒区子ども条例に掲げる「地域で子育てを支える」ことを目指して、地域の様々な主体との連携を通じて、地域で子どもの育ちを支えるネットワークづくり、コミュニティづくりに取り組んでいく。		
現況	令和6年5月、地域、企業、教育機関など様々な主体との連携構築を目指して、「めぐろ子ども子育てサポートグループ」制度を立ち上げ、9月には第1回の会議を開催した。その中で、区が目指す子育てのためのネットワークづくりに賛同いただいた団体と仕組みづくりについて検討をスタートした。		
最終年度達成目標	こども家庭センターを拠点として、子育て子育てのためのネットワークづくりが進んでいる。		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センター内での子ども子育て相談支援事業を通じた居場所づくり</li> <li>・めぐろ子ども子育てサポートグループ登録団体を中心とした地域ネットワークづくりに向けた連携協力</li> <li>・民生委員・児童委員・主任児童委員等、その他様々な主体とのネットワークづくり</li> </ul>		

事業名: **こども家庭センター開設<再掲>** ■子ども家庭支援拠点整備課

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-04
事業概要	総合的な子ども家庭支援体制の構築に向けた第一段階として、こども家庭センターを開設し、児童福祉機能と母子保健機能の一体的運営を試行していく中で、子どもの健やかな成長と安心して子どもが産み育てられる環境づくりに取り組む。		
現況	令和7年度のこども家庭センター開設に向けて、児童福祉機能と母子保健機能の一体的なサービス運営の進め方について検討を進めている。また、地域で活動をしている団体と、地域で子育て子育てを支援していくためのあり方の検討を進めている。		
最終年度達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センター運営において、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な支援が確立している。</li> <li>・こども家庭センターが、子育て家庭がつながる拠点となっている。</li> <li>・公民連携による子育て子育て支援のネットワークの方向性が具体化している。</li> </ul>		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センターでの児童福祉と母子保健サービスの一体的な運営</li> <li>・めぐろ子ども子育てサポートグループ登録団体との連携協力による、子どもと子育て家庭が気軽に立ち寄れる居場所づくり、子育てネットワークの創出</li> </ul>		

継続事業			
No	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ-(4)-02	はじめての子育ての集い	生後2～5か月までの乳児と母が集まり、交流を深め、情報交換をすることにより、育児不安の軽減を図る。	保健予防課 碑文谷保健センター
Ⅲ-(4)-03	子育てふれあいひろばの運営及び民間ふれあいひろばへの支援	0歳から概ね3歳未満の子どもと子育て家庭を対象とした施設で、おもちゃや絵本がある乳幼児の遊び場があり、子育て講座や相談などを通じて、就学前の子どもを持つ家庭の子育ち子育て支援に向けた運営を行っている。また、民間事業者等が行っているひろば事業に対しては補助などの支援を行う。	子育て支援課 保育課
Ⅲ-(4)-04	児童館における乳幼児活動	児童館において、乳幼児とその保護者を対象に、子どもや親同士が知り合い、仲間づくりをする場として事業を展開する。また、母親の孤立化を防ぎ、子育てについての情報交換や不安の解消等に取り組む。 ①「乳幼児クラブ」 乳幼児と保護者が楽しみながら友達を作り、地域の中で子育ての輪を広げていくとともに、その後の活動が発展していくことも視野に入れた支援を行う。 ②「乳幼児のつどい」 専門家や職員による子育て講座を実施する。 ③「ベビー活動」 活動をきっかけとして児童館利用の定着を促し、保護者同士の交流を図る。	放課後子ども 対策課
Ⅲ-(4)-05	区立保育園開放	保育園在園児以外の親子を対象に保育園の施設開放や、保育園が行う行事等への参加を促し、子育て家庭の交流を図る。 施設開放：園庭、プール、園舎内空きスペース 行事など：身体測定、納涼会、運動会など	保育課
Ⅲ-(4)-06	区立幼稚園・こども園の園庭・保育室開放	未就園児の親子に園庭や保育室を開放し、子どもの遊びを通じた子ども同士の交流や保護者の交流を図る場や機会を提供する。	学校運営課



## 基本目標Ⅳ 子どもが地域で育てられともに成長するまち

### (1) 多様な活動場所の提供

#### 現状と課題

目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査における、「放課後に出来ることよいこと」では、「自由に遊びたい」が最も多く、小学生で70.9%、中学生で51.4%が回答しています。また、「自分が落ち着ける、安心していられる場所」の質問では、「学校」と答えた小学生が50.7%、中学生が39.7%で、「児童館・学童保育クラブ」と答えた小学生が25.0%、中学生が2.5%となりました。

児童館では、遊びを通じて子どもの健康を増進し、情操をはぐくむことを目的に、子どもに健全な遊びの場を提供しています。乳幼児の保護者をはじめ、すべての子育て家庭の支援拠点として地域の子育ち・子育て相談の機能を確保するとともに、小学生、中学生の安全・安心できる居場所として、その重要性が高まっています。

一方、既存の公共施設は、子どもだけの施設ではないこともあり、様々な決まりごとや規制も多く、子どもが自由に遊べるような環境にはなっていないとの指摘もあります。

区内で、子どもの意思により自由に遊ぶことや、友達同士で活動できる新たな活動場所の確保が難しい中で、改めて公共施設も含めた既存施設などの有効活用手法について検証していくことも必要です。

#### 施策の方向性

- 既存施設などを有効活用して、多様な子どもの活動場所の確保に向けた検討を進めます。
- 児童館利用者である18歳未満のすべての子どものグルーピングを見直し、各年代の子どもたちがより効率的かつ快適に過ごせる居場所づくりに向けた検討を進めながら、活動場所の拡充を考えていきます。
- 学校開放運営委員会の活動を支援し、子どもの居場所を確保します。

#### 関連するSDGs分野



#### 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
中高生の児童館の年間延べ利用人数	25,360人	20%増



## プロジェクト事業

**事業名:** 児童館等の役割再構築<再掲> ■放課後子ども対策課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ-(3)-04
事業概要	地域における子ども等の居場所である児童館等のあり方を検討し、時代に即した新たな児童館としての再構築を図る。		
現況	<p>区はこれまで児童館、学童保育クラブ、ランランひろば(以下「児童館等」という。)など、子どもや子育て家庭の居場所として、地域における児童福祉の向上の役割を果たしてきた。これまでの機能・役割に加え、中高生への支援、虐待・貧困などの社会を取り巻く福祉課題への対応、SNS等の活用やオンラインでの交流など、社会情勢の変化に合わせた見直しをすることが、今後の総合的な子ども家庭支援体制の構築に向けて重要な課題となる。</p> <p>現在、子どもを取り巻く状況の変化に伴う課題を洗い出し、今後の児童館等のあり方の方向性を検討している。</p>		
最終年度達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館等がこれまで以上に中高生の居場所として機能している。</li> <li>・第三の居場所として虐待やいじめ、貧困などの福祉的課題にも対応している。</li> <li>・地域における子ども等の居場所として、児童館等の各事業を展開している。</li> <li>・総合的な子ども家庭支援体制の一つとして機能し、関係機関と連携しながら、子どもや子育て家庭の様々な課題に取り組んでいる。</li> </ul>		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館等のあり方の検討</li> <li>・子どもたち(特に中高生を中心とした)ニーズの把握、検証</li> <li>・児童館等の役割再構築に関する計画策定</li> <li>・策定した計画に基づいて、各取組・事業を実施</li> </ul>		

**事業名:** 既存の社会資源などを活用した子どもの居場所事業<再掲> ■子育て支援課  
■みどり土木政策課  
■道路公園課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ-(3)-05
事業概要	子どもが自らの意思で自由に活動できる居場所づくりに向けて、子どもに関連する社会資源(学校、児童館、公園など)を有効活用しながら、子どもがいきいきと成長していくことができる環境を整備する。		
現況	子どもが過ごす居場所として学校、児童館、学童保育クラブ、公園をはじめとして様々な居場所があるが、制約が多い場所も多く、子どもが自分の発想で自由に遊んだり、学んだりすることができる場所が限られている。		
最終年度達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが自分の意思で自由に活動できる居場所づくりが実現している。</li> <li>・子どもがいきいきと過ごせる場所が確保されている。</li> </ul>		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものニーズ把握、検証</li> <li>・公園等を活用した子どもの居場所づくりに向けた検討</li> <li>・有効活用が見込める社会資源の調査、関係機関へのアプローチ</li> </ul>		

**事業名：** すべての小学生のための放課後の  
居場所づくり<再掲> ■放課後子ども対策課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ-(3)-06
事業概要	すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供するため、子育て支援部と教育委員会が連携して、学童保育クラブ、ランランひろば及び子ども教室を同一小学校内で実施する一体型を中心とした放課後子ども総合プランの実施に向けて整備を進める。		
現況	平成31年度にモデル事業を開始し、令和3年度以降、開設可能な小学校から順次整備を進めている。令和6年度現在、21校で一体型(校内交流型)の事業を実施している。		
最終年度達成目標	新たな放課後の子どもの居場所事業が実施され、児童が放課後等を安全・安心に過ごす環境が整備されている。		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度 ランランひろばのサービス拡大開始</li> <li>・令和8年度 ランランひろば新規開所(1か所)</li> <li>・令和9年度以降 新たな放課後の子どもの居場所事業実施</li> </ul>		

### 新規・拡充事業

**事業名：** 芝生・キッズパークエリアの再整備 ■総務課  
<再掲>

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ-(3)-09
事業概要	地域における子どもの多様な居場所づくりを目的とし、目黒区総合庁舎屋上庭園の芝生・キッズパークエリアの再整備を行うことで、総合庁舎の屋上からの景色を楽しみながら親子でくつろげる空間を新たに創出する。		
現況	令和6年度に芝生・キッズパークエリアの整備を行った。		
計画目標	総合庁舎屋上庭園の芝生・キッズパークエリアが、子どもと子育て家庭の憩いの場所となっている。		

### 継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅳ-(1)-01	学校開放	子どもの地域での安全な居場所、またスポーツレクリエーションや交流の場として、小学校の校庭(学校ひろば)の開放を行う。	スポーツ振興課
Ⅳ-(1)-02	学校開放運営委員会の活動支援	学校が子どもの居場所や地域の人々とのふれあいの場、活動の場となるよう、住民の主体的な参加による学校開放運営委員会を支援する。	スポーツ振興課

## (2) 文化・スポーツ活動への支援

### 現状と課題

子どもにとって文化・スポーツ活動は、心身の両面にわたる健全な発達に大きな意義があります。区では、めぐろ芸術文化振興プランに基づき、子どものころから芸術文化に触れる機会の充実を図るため、様々な事業を実施しています。中でも、「伝統文化子ども教室」では、いけ花・茶の湯・日本舞踊など日本の伝統文化を体験してもらうことで、子どもたち自身のアイデンティティーの形成に寄与しています。

そして、子どもの生活環境が大きく変化する中で、今後は映像やダンスなどの新しい芸術文化に触れる機会を子どもの目線を重視しながら提供することが必要とされています。

その他、子どもたちがスポーツなどの身体活動を通じて、運動能力や体力の養成を行うことは、心身の健全な発達・成長を促し、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なことです。子どもたちに様々なスポーツ体験の機会を提供するほか、子どもたちの身近な施設での活動機会を適切に確保していく必要があります。

### 施策の方向性

- 子どもに魅力のある芸術文化事業の提供や子どもへの伝統文化の継承に関する事業を行います。
- 放課後の学校施設などで行う「子どもの居場所づくり活動」等で子どもが多様なスポーツを楽しめる機会の確保に努めていきます。
- トップアスリートの競技観戦や、e スポーツを含むスポーツ体験事業を通じてスポーツへの参加意欲の醸成やコミュニケーション能力を培います。
- デフリンピックの機運醸成などを通じ、障害への理解や障害のあるなしに関わらず、共にスポーツを楽しむ共生社会を推進していきます。

### 関連する SDGs 分野



### 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
子どもの体力・運動能力調査における体力合計点(東京都)	—	学年・男女別平均を1ポイント以上引き上げる。

## 新規・拡充事業

事業名: MDC(メグロダンスコネクション) ■文化・交流課

事業区分	新規	事業番号	IV-(2)-01
事業概要	2024パリ五輪で正式種目として採用され、近年日本でも新規プロリーグの発足などを通じて盛り上がりを見せるダンスをテーマとし、子どもから大人まで多くの区民にダンスに触れる機会を提供する。		
現況	令和6年度 初回実施		
計画目標	めぐろパーシモンホール大ホールでの出演機会を提供し、多くの子どもがダンスの楽しさを知り、気軽に体験したいと思うような機運を醸成する。		

事業名: 目黒区美術館解体に伴う継承事業 ■文化・交流課  
(目黒区芸術文化振興財団)

事業区分	新規	事業番号	IV-(2)-02
事業概要	令和10年度から建物が解体され、令和15年度にリニューアルオープンが予定されている目黒区美術館について、今までの美術館の歴史を子どもたちに伝え、新たな美術館に紡いでいくワークショップやイベントを実施する。		
現況	解体前のクロージングイベント等の企画		
計画目標	令和8、9年度に目黒区美術館の指定管理者である目黒区芸術文化振興財団によるクロージングイベントの一環として実施する。 実施内容は、ワークショップ、アーカイブ作成とその紹介等を企画する。		

事業名: アウトリーチプログラム ■文化・交流課  
(目黒区芸術文化振興財団)

事業区分	拡充	事業番号	IV-(2)-03
事業概要	公益財団法人目黒区芸術文化振興財団が行うアウトリーチプログラムによる、小学校を中心とした出張コンサートなどを実施して子どもたちへの鑑賞機会を提供する。		
現況	令和3年度実績 合計 27 施設 / 2,165 人 令和4年度実績 合計 33 施設 / 2,747 人 令和5年度実績 合計 36 施設 / 3,132 人		
計画目標	実施可能施設を網羅してきているため、公演数を増やすことにより参加人数の拡充を図る。		

**事業名： トップアスリート交流イベント** **■スポーツ振興課**

事業区分	新規	事業番号	IV-(2)-04
事業概要	子どもたちのスポーツ活動への意欲を向上させ、夢や目標を持つことを後押しすることを目的として、オリンピック等のトップアスリートと区内小・中学生との交流イベントを開催する。		
現況	令和5年度 バレーボール、バドミントン、体操の分野で実施 令和6年度 プレイキン、バスケットボール、体操の分野で実施		
計画目標	トップアスリート交流事業を通じて、子どもたちのスポーツへの動機付けを促進するとともに、夢や目標を持ってスポーツに取り組む機運が醸成されている。		

**事業名： トップアスリート競技観戦ツアー** **■スポーツ振興課**

事業区分	新規	事業番号	IV-(2)-05
事業概要	スポーツの感動や応援するきっかけづくりのため、区内在住・在学の小・中学生を対象に、国内で行われるトップアスリートの競技を観戦する。		
現況	令和4年度実績 ソフトテニス「ルーセントカップ 第63回東京インドア全日本ソフトテニス大会」 令和5年度実績 柔道「グランドスラム東京」、空手「第51回全日本空手道選手権大会」 令和6年度実績 テニス「東レパンパシフィックオープンテニス2024」、車いすバスケットボール「天皇杯第50回記念日本車いすバスケットボール選手権大会」		
計画目標	子どもたちのスポーツへの動機付けを促進するとともに、夢や目標を持ってスポーツに取り組む機運が醸成されている。		

**事業名： e スポーツ体験事業** **■スポーツ振興課**

事業区分	新規	事業番号	IV-(2)-06
事業概要	子どもから高齢者まで、性別や障害の有無にかかわらず誰もが気軽に参加することができ、健康、福祉、教育、国際交流など、様々な分野での活用が期待される e スポーツの体験イベントを実施する。		
現況	誰もがスポーツにアクセスできるようにするため、次期スポーツ推進計画(令和8年度～令和17年度)では、スポーツの定義に e スポーツを含める方向である。このため、e-スポーツを実際に体験できるイベントを企画・実施していく。		
計画目標	e スポーツの楽しみ方や今後の可能性について、区民へ普及・啓発をしていくとともに、参加した子どもたちが e スポーツを通じて社会性を育むことで、子どもたちの健やかな成長を支援する。		



## 事業名： 区民交流ポッチャ大会

## ■スポーツ振興課

事業区分	新規	事業番号	IV-(2)-07
事業概要	区民の健康の保持増進や障害者スポーツの推進につなげていくため、パラスポーツとして注目され、障害のある方はもとより、子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しむことができるポッチャの区民交流大会を実施する。		
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度実績 21チーム、82名が参加(約10名の小学生が参加)</li> <li>・令和5年度実績 31チーム、99名が参加(約5名の小学生が参加)</li> </ul>		
計画目標	<p>令和7年度以降は、外出することが困難な障害のある方等が、分身ロボットを使用して福祉施設等にいながら遠隔で大会に参加できる機会の提供なども検討していく。</p> <p>区民交流ポッチャ大会を通じて、障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず誰もが楽しんで交流を促進し、地域スポーツの振興を図る。</p>		

## 継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
IV-(2)-08	子どもに魅力のある芸術文化事業	子どもが地域において、身近に芸術文化を体験することを通じて、豊かな創造力・想像力等を養うことを目的として、美術館や文化ホール等で子どもに魅力のある事業の充実を図る。	文化・交流課
IV-(2)-09	子どもへの伝統文化の継承	伝統・文化についての子どもたちの理解が深まり、日本の良さを発信する能力や多様性を尊重できる資質を育成することを目的として、小学生やその保護者を対象に、日本の伝統文化に触れることのできる教室を実施する。	文化・交流課
IV-(2)-10	体育館等の子ども向け事業	子どもがスポーツの楽しさや喜びを体験することを通じて、心身の健全な発達を促し、豊かな心や思いやりの心をはぐくむため、「子どもサポートプラン」を実施し、区立プールを中学生以下の子どもに対して無料で開放する。また、各体育館等において、子どもや親子が参加できるスポーツ事業(教室講習会、スポーツ広場等)を開催する。	スポーツ振興課
IV-(2)-11	総合型地域スポーツクラブモデル事業	地域住民が主体となって運営し、子どもから高齢者まで、地域の誰もが年齢や興味・関心に応じて生涯を通じて活動できる多種目型のスポーツクラブの中で、子どものスポーツ活動の支援を図る。	スポーツ振興課
IV-(2)-12	地域の教育力を活かした教育活動	子どもが、スポーツに親しむための契機となるよう地域の各スポーツ活動を支援する。	スポーツ振興課

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ-(1)-17	社会教育館等の子ども向け事業<再掲>	「目黒区生涯学習実施推進計画」に基づき、社会教育事業として、社会教育館、緑が丘文化会館で青少年を対象とした自然体験・社会体験等の社会教育事業を実施する。	生涯学習課
Ⅱ-(2)-32	日本の伝統文化理解教育<再掲>	子どもが伝統文化に触れる機会をつくるため、伝統芸能継承者を区立学校へ派遣する。	教育指導課
Ⅳ-(2)-13	図書館の子ども向け事業	<p>① 学校に向けた事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等への団体貸出や、司書教諭、学校図書館司書、学校図書館ボランティア等を対象にした修理講習会を行う。</li> <li>・職場体験学習、学校訪問、図書館見学、調べ学習等の支援を行う。</li> </ul> <p>② 児童・乳幼児への事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の保護者に初めて出会う絵本を紹介することにより、乳幼児の本への興味を育成し、家庭での読書や図書館利用を促進する。</li> <li>・館内等の読み聞かせボランティアを育成する。</li> </ul> <p>③ 読書活動の推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園、保育園、児童館、学童保育クラブなどの公共施設の読書支援を行う。</li> </ul>	八雲中央図書館



### (3) 子どもの育ちを支える地域づくり

#### 現状と課題

核家族化や少子化に伴い、子どもたちが異年齢集団や異年齢の人と接する機会が失われています。目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査において、何でも悩みを相談できる人が地域にいと答えた中高生は、12.3%にとどまっています。

また、学校を取り巻く課題が複雑化・困難化する中、それらの解決には、地域と連携・協働する体制を構築し、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を一体的に推進することが求められています。

学校や児童館においては、地域の人材を活用し、子どもが地域とのつながりを感じることでできる様々な行事や取組を行っています。

子どもが地域の中で、様々な人とのふれあい、体験活動を通じて健やかに成長し、やがて地域社会の一員として活躍していく持続可能な地域共生社会を実現していくことが必要です。

子どもが安全・安心に暮らせる地域づくりがまちの活性化につながります。

#### 施策の方向性

- 子どもや子育て家庭を支援する地域活動団体と連携しながら、地域全体で子育てをする仕組みづくりを進めていきます。
- 家族や地域の人々や児童館を卒業した青年の社会参加の場として、児童館行事や活動に参加しやすい環境を工夫し、ボランティアによる地域の子育て支援を進めていきます。
- 中高生や地域と連携し、学習活動やボランティア意識の醸成を図ります。
- 学校運営協議会と地域学校協働活動との一体的推進を通じて、地域と学校が互いに連携・協力して魅力ある地域づくり・学校づくりを進めていきます

#### 関連する SDGs 分野



#### 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
めぐろ子ども子育てサポートグループ制度の登録団体数	27	増加

## プロジェクト事業

**事業名:** 要保護児童対策地域協議会の連携 ■子ども家庭支援センター  
強化<再掲>

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-05
事業概要	地域における児童相談体制の強化に向けて、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、都区との連携強化を通じて、子どもの命を守り、いきいきと成長していけるような環境づくりを目指していく。		
現況	令和5年度に警視庁と「児童虐待対応の連携強化に関する協定」、目黒警察署・碑文谷警察署と「児童虐待対応の連携強化に関する覚書」を締結した。		
最終年度 達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の機能強化が進んでいる。</li> <li>・都区との連携強化の取組が実現している。</li> </ul>		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の機能強化について検討</li> <li>・関係機関や、地域(民生委員・児童委員、主任児童委員、子育てグループ等)とのネットワークの拡大</li> <li>・東京都児童相談所サテライトオフィスを活用した都区連携の強化</li> </ul>		

**事業名:** 公民連携による地域子育てネットワークの構築<再掲> ■子育て支援課  
■子ども家庭支援センター  
■子ども家庭支援拠点整備課

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	Ⅲ-(4)-01
事業概要	目黒区子ども条例に掲げる「地域で子育てを支える」ことを目指して、地域の様々な主体との連携を通じて、地域で子どもの育ちを支えるネットワークづくり、コミュニティづくりに取り組んでいく。		
現況	令和6年5月、地域、企業、教育機関など様々な主体との連携構築を目指して、「めぐろ子ども子育てサポートグループ」制度を立ち上げ、9月には第1回の会議を開催した。その中で、区が目指す子育てのためのネットワークづくりに賛同いただいた団体と仕組みづくりについて検討をスタートした。		
最終年度 達成目標	こども家庭センターを拠点として、子育て子育てのためのネットワークづくりが進んでいる。		
取組手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センター内での子ども子育て相談支援事業を通じた居場所づくり</li> <li>・めぐろ子ども子育てサポートグループ登録団体を中心とした地域ネットワークづくりに向けた連携協力</li> <li>・民生委員・児童委員・主任児童委員等、その他様々な主体とのネットワークづくり</li> </ul>		

新規・拡充事業

事業名： 地域学校協働活動の推進 ■生涯学習課

事業区分	新規	事業番号	IV-(3)-01
事業概要	幅広い地域住民等の参加を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、各学校・園に地域学校協働本部を整備することを通じて、「学校を核とした地域づくり」を目指す。		
現況	令和7年度から小学校2校(不動小・原町小)、中学校1校(第一中)に学校運営協議会を設置し、併せて地域学校協働本部を整備する。		
計画目標	令和11年度までにすべての区立学校・園に学校運営協議会を設置し、併せて地域学校協働本部を整備する。		

事業名： 子ども食堂推進事業<再掲> ■子育て支援課

事業区分	拡充	事業番号	III-(3)-03
事業概要	食を通じて、地域における子どもの居場所を充実させるとともに、子どもの生活状況を把握し必要な支援につなげることを目的として、子ども食堂を運営する団体への支援を行う。		
現況	令和6年度に子ども食堂の運営支援にかかる内容を拡充し、開設支援の取組等を開始した。連絡会等により団体と情報共有を行いながら、より地域に根差した活動となるよう引き続き支援を行っていく。		
計画目標	子どもの声を取り入れつつ、子ども食堂運営団体と連携しながら、子どもが気軽に通える居場所づくりを推進していく。		

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
IV-(3)-02	おもちゃの病院	ボランティア(おもちゃドクター)が、壊れたおもちゃを子どもの目の前で説明しながら修理し、子どもの物を大切にすることと科学の探究心を育てる。	産業経済・消費生活課
IV-(3)-03	親子ふれあい入浴デー	子どもが小さい頃から親子で公衆浴場を利用する機会をもち、公衆浴場に親しむ。	産業経済・消費生活課
IV-(3)-04	保護司会・更生保護女性会・BBS 会の活動支援	犯罪や非行に陥った子どもの立ち直りのための支援及び犯罪や非行防止活動を行っている保護司会、更生保護女性会、BBS会に対して必要な支援を行う。	健康福祉計画課
IV-(3)-05	社会を明るくする運動への支援	犯罪や非行の防止と更生の援助に取り組む「社会を明るくする運動目黒区推進委員会」の活動を支援し、この運動の趣旨を広く区民に啓発していく。	健康福祉計画課
III-(3)-06	地域の学習支援団体への支援事業<再掲>	子どもの居場所の一つとして、地域で活動している学習支援団体を対象とし、より安定した活動ができるよう支援を行う。	子育て支援課

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ-(3)-07	ファミリー・サポート・センターの充実<再掲>	子育てを支援する人(協会員)、子育てを支援してほしい人(利用会員)が登録をし、区民相互の子育て支援活動として、必要なときに子どもを預かる等の支援を行う。	子育て支援課
Ⅳ-(3)-06	児童館でのボランティアの育成と活用	ボランティアを支援する団体とも連携協力を図りながら、児童館で育った子どもたちをはじめ、青少年がボランティアとして子どもたちとふれあう機会を提供し、達成感が持てるよう支援する。 また、地域の大人がボランティアとして館の行事や運営に参加し、共に地域の子どもを育てる。	放課後子ども対策課
Ⅳ-(3)-07	ふらっとネットワーク	児童館活動を地域で支えていく関係づくりを目指して、住区住民会議、青少年委員、主任児童委員、近隣小中学校関係者、児童館利用児童保護者などの地域の大人と、子どもたちのことや児童館運営について情報交換を行う。	放課後子ども対策課
Ⅳ-(3)-08	保護者の児童館活動への参加の促進	保護者が子どもとともに児童館活動に参加し、同じ子育て世代との交流を進め、保護者間で子育て情報の交換や発信を深める機会を提供する。特に、日ごろ児童館と関わりが薄い傾向にある父親の行事参加を促進する。 ①保護者が参加しやすい行事・活動の実施 ②親子で参加できる行事の実施 ③児童館ボランティアへの勧誘と地域のボランティアグループなどへ紹介	放課後子ども対策課
Ⅳ-(3)-09	青少年の乳幼児ふれあい体験	区立保育園全園及び児童館で、主に中高生の保育体験ボランティアや区立中学校における職業体験学習の受入れを行い、園児と触れ合いながら、乳幼児の遊びや生活等を体験してもらうことで、ボランティア意識の向上と地域への愛着心をはぐくむ。	放課後子ども対策課 保育課
Ⅳ-(3)-10	地域教育懇談会の活動支援	家庭・学校・地域が連携し、地域での教育課題の話し合いや情報交換を行い、地域ぐるみで子どもをはぐくむ活動の支援を行う。	生涯学習課

## 基本目標Ⅴ 子どもが安全にすごせる子育てにやさしいまち

### （1）防犯・防災対策の推進

#### 現状と課題

近年、大規模地震や台風の大雨などによる被害が各地で発生し、住宅の倒壊等で被災した乳幼児や児童を含めた住民の迅速な支援が重要となっています。

子どもを預かる児童福祉施設や教育施設等においては、何よりも子どもたちの安全・安心の確保と、発災以後の日常生活への配慮が大きな使命であり、今までの取組以上に対策を講じていかなければなりません。

また、子どもが犯罪から守られ、地域で安全に生活していくためには、家庭、学校、町会、PTA、ボランティア団体等が地域で連携を図りながら活動していくことが求められています。子どもの安全対策は、地域全体で取り組むことが重要であり、それには区民の防犯意識を高めるための効果的な情報提供が求められます。

区内には、町会・自治会、PTA等の多くの地域団体が「目黒区地域安全パトロール協力会」に加盟し、登下校時の子どもの見守り活動を行っています。今後も子ども見守り活動の充実を図っていく必要があります。

#### 施策の方向性

- 学校では、子どもたちが危険から身を守るための適切な行動がとれるよう、自然災害から身を守る防災教育や生活安全、交通安全などに関する安全教育の充実を進めていきます。
- 教職員を含む学校職員に対して、自然災害、犯罪や事故から子どもたちを守るために、様々な危機を想定した各種研修・訓練・講習を行い、日ごろから危機管理意識を持つように指導を行っていきます。
- 子どもが自然災害発生時に安心して避難できる避難所を充実させていきます。

#### 関連する SDGs 分野



## 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
災害時に自分の安全を守るため適切な行動をとることができると思う生徒の割合	95.7%	96%
犯罪被害や交通事故を防止するための学習に真剣に取り組んでいる児童・生徒の割合	95.3%	96%

## 新規・拡充事業

事業名: 学校における防犯対策

■教育政策課

事業区分	新規	事業番号	V-(1)-01
事業概要	全国的に、学校敷地内へ不審者が侵入し学校関係者等に危害を加える事件等が発生しており、学校・園の防犯対策の一層の強化を図るため、区立小・中学校及び幼稚園・こども園に、委託により警備員を配置する。		
現況	令和5年度実績 行事警備として、区立小・中学校及び幼稚園・こども園における運動会・体育祭の実施に当たり、委託による警備員の配置を行った。 令和6年度実績 行事警備に加え、区立小学校及び幼稚園・こども園への昼間警備を、試行として開門時間を中心に委託による警備員の配置を行った。		
計画目標	区立小学校及び幼稚園・こども園については行事警備と昼間警備を統合した形で、委託により警備員を通年配置し、中学校については引き続き行事警備を実施する。		

## 継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
V-(1)-02	生活安全パトロールの継続実施と活動強化	犯罪の未然防止や子どもの安全確保等のため、青色回転灯装備車両による生活安全パトロールを継続実施し、犯罪発生状況に即した警戒活動により区民の安全・安心を確保する。	生活安全課
V-(1)-03	犯罪防止対策の推進	子どもが安全に過ごす環境づくりを推進するため、以下の取組を行う。 ①各種広報・啓発活動の推進 ②町会、自治会、PTA等への防犯講話 ③パトロール団体に対する研修会の開催(年1回)	生活安全課
V-(1)-04	地域安全パトロール団体等への防犯資器材貸与及び防犯ブザーの配布	①地域の防犯パトロール団体の結成促進と活動支援を行い、地域に即したパトロール態勢の構築を図る。 ②子どもたちの登下校時の安全確保のため、新小学1年生に防犯ブザーを配布する。	生活安全課



No	事業名	事業内容	担当課
V-(1)-05	災害時における乳幼児や児童の防災拠点整備	日常生活においても健康面などに配慮が必要な乳幼児・児童が、災害時に安心して避難できる防災拠点を地域の中で整備する。 「目黒区地域防災計画」では、住区センター併設児童館を「補完避難所」、区立保育園5か所を「福祉避難所」として、位置づけている。	放課後子ども対策課 保育課 保育計画課
V-(1)-06	安全・安心に関する情報提供	警察から提供を受けた防犯情報等を基に、生活安全ニュースを発行し、住民の自主防犯活動を促進する。	生活安全課
V-(1)-07	保育園、児童館等における危機管理意識の高揚	犯罪被害防止の訓練や指導を通じて幼児・児童・生徒の安全確保及び保育園、児童館等の安全管理を徹底する。	放課後子ども対策課 保育課
V-(1)-08	保護者連絡システムの活用（「学校緊急情報連絡システム」）	学校生活や通学途中等における子どもの安全を守る手段の一つとして、保護者連絡システムを活用して不審者情報などの防犯情報や災害時における学校からの連絡を、区立小・中学校及び幼稚園・こども園の保護者に配信し情報を共有することで、子どもの安全を図っていく。	教育政策課
V-(1)-09	学校の防災対策・応急救護体制の実施	災害発生を想定した避難訓練や集団下校訓練の実施のほか、救命講習等を定期的実施して、学校の防災対策と応急救護体制を強化する。	教育政策課
V-(1)-10	安全教室	小学校低学年から防犯教育プログラムなどを実施することにより、子ども自身が連れ去りなどの犯罪から自分の身を守るための知識や技能を修得する。	教育指導課
V-(1)-11	学校における危機管理意識の向上	子どもの安全を確保するためには、教職員が日ごろから危機管理意識をもち続けることが不可欠であることから、危機管理研修や実践的訓練を定期的実施する。	教育指導課
V-(1)-12	安全教育	児童・生徒の健全育成の充実を図るとともに、保護者・地域の参加による非行・犯罪被害防止教育の推進を図る。	教育指導課
V-(1)-13	こども110番の家	事件や事故等による子どもたちの被害を未然に防止するため、小・中学校の通学路や遊び場周辺の在宅機会の多い家庭や商店等の協力を得て、子どもたちが身の危険を感じたときに緊急避難できる場を確保する。	生涯学習課



## (2) 交通安全対策の推進

### 現状と課題

交通安全意識や交通マナーの啓発、交通安全対策により、区内の交通事故全体の件数は減少傾向にありますが、自転車に係る事故件数の割合は令和2年度頃から増加傾向となっています。

子どもや保護者が安心して安全に移動できるよう自転車通行ルールの周知・啓発にあわせ自転車走行環境整備を計画的に進めていくとともに、すべての人が、安心して安全に外出でき、日々の生活が送れるまちの実現を目指すことが必要です。併せて、通学路の安全点検等に基づき、危険箇所の交通安全対策を進めていくことも重要です。

### 施策の方向性

- 通学路や裏通りで危険箇所の交通安全対策や自転車走行環境整備を進めます。
- 警察署や関係団体等との連携により、子どもが、安全に通行するための交通ルールやマナー、自転車の正しい乗り方などが身につくよう交通安全教育等を継続して実施します。

### 関連する SDGs 分野



### 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
保護者や地域と連携した通学路の点検実施校数	7校	12校

新規・拡充事業

事業名: **通学路の安全点検(合同点検)の推進** ■教育政策課

事業区分	拡充	事業番号	V-(2)-01
事業概要	通学路の安全確保に向けた取組を着実かつ効果的に実施するため、交通安全プログラムに基づき学校・PTA、地域住民と関係機関との合同で通学路の点検等を実施する。		
現況	学校(教職員・PTA)、地域(町会等)、区職員、警察署等と連携し、毎年7校程度、通学路の危険箇所への合同点検を実施している。 また、令和3年6月に発生した千葉県八街市での交通事故を受け、令和3年度に文部科学省からの依頼により点検対象箇所を抽出して、別途合同点検を実施した。		
計画目標	学校・PTAに合同点検の積極的な検討を促すとともに、関係機関との連携を強化しPTAからの要望に応じて順次実施校を拡大していく。		

事業名: **中高生による交通安全啓発事業<再掲>** ■土木管理課

事業区分	新規	事業番号	I-(2)-07
事業概要	交通安全という社会課題を自ら考え、同世代に伝える方法を工夫し、実施する環境をつくることを通じて、自らの能力を発見し、伸長させる方法を学ぶ機会を提供するため、中高生情報誌「めぐろう」の付録として交通安全啓発品を作成し、同世代に配布する。		
現況	令和6年度、交通安全キャラクターをデザインし、完成した交通安全キャラクターを使った啓発品を作成し、交通安全の啓発を行った。		
計画目標	啓発品配布を通じて、交通安全を周知していくとともに、子どもたちが自ら考えたものをつくり、社会に発信する機会を提供する。		

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
V-(2)-02	通園・園外保育等の交通安全対策の推進	未就学児が日常的に集団で移動する経路の通行の安全性を高めるため、保育等施設、道路管理者、警察署により実施した点検結果を踏まえ、抽出した危険箇所について関係機関が共有するとともに、連携して交通安全対策を実施する。	保育課 みどり土木政策課 道路公園課
V-(2)-03	総合的な自転車対策の推進	子どもから高齢者まで安心して利用できる自転車走行環境整備のため、交通安全対策としての優先度が高い、駅周辺を中心に区道77.7kmを整備する。	みどり土木政策課

No	事業名	事業内容	担当課
V-(2)-04	交通安全教育等	子どもの交通安全意識向上のため、警察や保育園、小学校、区民団体等との連携により道路横断訓練や自転車安全教室等の交通安全教育を実施するとともに、交通安全運動や広報等による啓発を図る。	土木管理課
V-(2)-05	安全・安心の道路交通対策	通学路や裏通りでの交通安全対策を行い、小学校児童をはじめとする歩行者のさらなる安全を確保する。	みどり土木政策課

### (3) 子育てにやさしい環境づくり

#### 現状と課題

区では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や目黒区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想などにに基づき、子どもや高齢者、障害者など、だれもが安心して安全に利用できる環境整備を進めています。

自然環境の減少や都市化など、子どもや子育て家庭への環境が大きく変化する中、子どもたちが身近に自然と触れ合う近所の公園などでは、遊具、ひろば、みどり、休息する場など、だれもが安心して安全に利用できる施設を整備するため、目黒区みどりの基本計画に基づき公園等の整備や機能拡充(リノベーション)を進めています。令和5年度末の区民1人当たりの公園面積は1.74㎡となっています。

このような中で、子どもや子どもを連れた方などが、安心して安全に外出できるよう歩道等の環境整備、公園等の整備やリノベーションにより、子どもの年齢に応じた遊びができる場所の確保などが求められています。また、子どもが健やかに成長していくために、豊かなみどりや生き物が生息する自然環境と接する場の整備が必要です。

そして、子育て世帯を中心とした区外への転出が増加傾向にあることから、地域で安定した住生活を送ることができるよう家賃助成など適切な支援や情報提供を行っていくことも必要です。

#### 施策の方向性

- 歩道や公園の整備・改修を進め、多様なニーズへの対応を図ります。
- 家賃助成や区営住宅を通じて居住支援を強化し、住生活の安定を図ります。

#### 関連する SDGs 分野

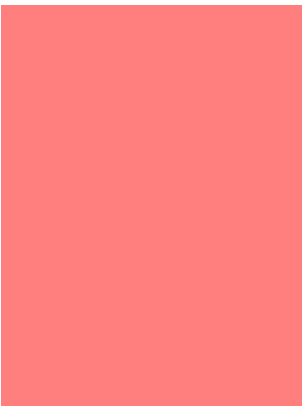



#### 成果指標

指標名	現状値	目標値(2029年)
近所に子どもを安心して遊ばせる場所がないと思う保護者の割合	未就学児保護者:40.6% 小学生保護者:42.1%	35%

継続事業			
No	事業名	事業内容	担当課
V-(3)-01	経路のバリアフリー化推進	バリアフリー新法が施行され、すべての人が日常の活動を円滑に行うことができるように歩行者空間のバリアフリー化を図ることを目的に、経路(生活関連経路等)の歩道のバリアフリー化を進める。	都市計画課 道路公園課 みどり土木政策課
V-(3)-02	公園等の整備	身近な公園が不足する地域を中心に、新規の公園等の整備を進める。整備に当たっては、利用者の意見を反映させた施設づくりに取り組む。	みどり土木政策課
V-(3)-03	公園等のリノベーション	既存公園等の機能の拡充を着実に進める。リノベーション事業実施に当たっては、利用者の意見を反映させた施設づくりに取り組む。	みどり土木政策課
V-(3)-04	公園で自然や生き物とふれあう機会の提供	公園で、自然、園芸、生き物とふれあう体験や機会を提供し、講座等のプログラムへの参加を促すことにより、子どもの豊かな情操をはぐくむ。	みどり土木政策課 道路公園課
V-(3)-05	公的住宅の提供	子どもを扶養する世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する世帯が区内で安心して住み続けられるよう公的住宅を提供する。	住宅課
Ⅲ-(2)-15	ファミリー世帯家賃助成<再掲>	目黒区内の民間賃貸住宅に居住する、18歳未満の子を扶養する世帯に対して家賃の一部を助成することにより、居住の継続と子育ての支援を行う。	住宅課
Ⅲ-(2)-16	ひとり親世帯に対する民間賃貸住宅居住支援<再掲>	ひとり親世帯等に対して民間賃貸住宅家賃助成などの居住支援を行う。	住宅課
V-(3)-06	ユニバーサルデザインによる施設整備(学校、児童館、保育園等)	公共的な建築物や公共施設の整備・大規模改修時において、バリアフリー法、東京都建築物バリアフリー条例、東京都福祉のまちづくり条例及び目黒区立施設福祉環境整備要綱に基づき、だれにでも使いやすい施設整備を進める。(「バリアフリースイッチ」、エレベーター等の設置等)	関係各課

(このページは白紙です)



## 第5章

# 子ども・子育て支援事業計画





## 1 計画の位置づけ

「子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき定めるものであり、「子ども・子育て支援法」の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて作成します。

### (1) 利用状況及び利用希望の把握

「子ども・子育て支援事業計画」の作成に当たり、子育て支援事業の現在の利用状況と今後の利用希望を把握するために、保護者に対する基礎調査を行いました。これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行いました。

### (2) 利用希望把握調査の概要

#### ① 調査の種類・調査方法

調査種類・調査名		調査対象者の考え方
保護者調査 【標本調査】	小学校入学前保護者調査	就学前のお子さんを持つ保護者
	小学生保護者調査	小学生のお子さんを持つ保護者
子ども調査 【全数調査】	小学生調査	小学校2・4・6年生
	中高生調査	中学校1・3年生及び令和6年4月1日時点で16歳から18歳の方

\*標本調査 ⇒ 調査区分に該当する母集団から無作為抽出法

\*全数調査 ⇒ 調査区分に該当する母集団に対する全数調査

#### ② 調査期間

令和5年10月11日(水)～令和5年11月1日(水)

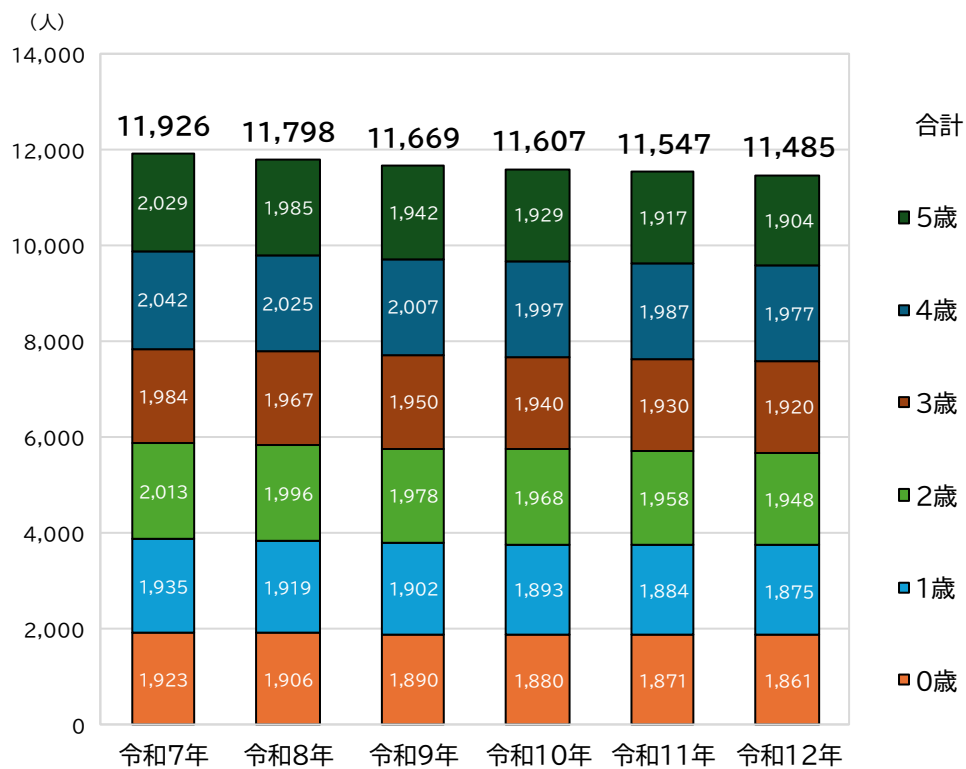
#### ③ 回収状況

調査名	対象数	回収数	回収率
小学校入学前保護者調査	3,000人	1,136人	37.9%
小学生保護者調査	3,000人	1,114人	37.1%
小学生調査	6,224人	1,544人	24.8%
中高生調査	9,494人	1,581人	16.7%

## 2 計画期間中の子どもの数の推移

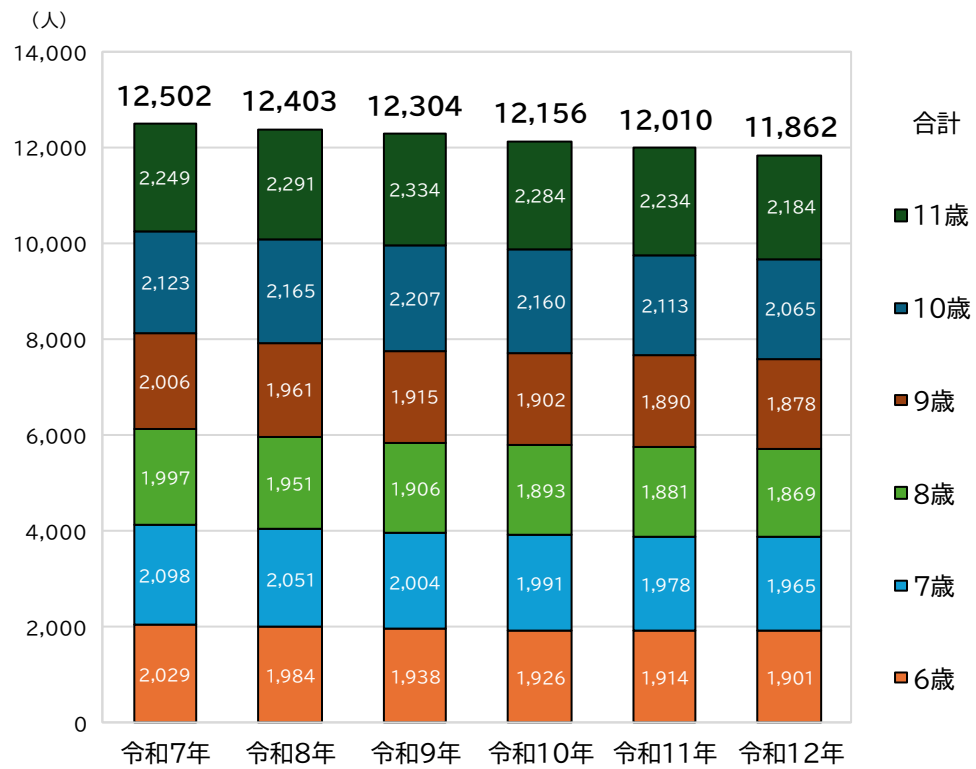
## ●0～5歳

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
0歳	1,923	1,906	1,890	1,880	1,871	1,861
1歳	1,935	1,919	1,902	1,893	1,884	1,875
2歳	2,013	1,996	1,978	1,968	1,958	1,948
3歳	1,984	1,967	1,950	1,940	1,930	1,920
4歳	2,042	2,025	2,007	1,997	1,987	1,977
5歳	2,029	1,985	1,942	1,929	1,917	1,904
合計	11,926	11,798	11,669	11,607	11,547	11,485



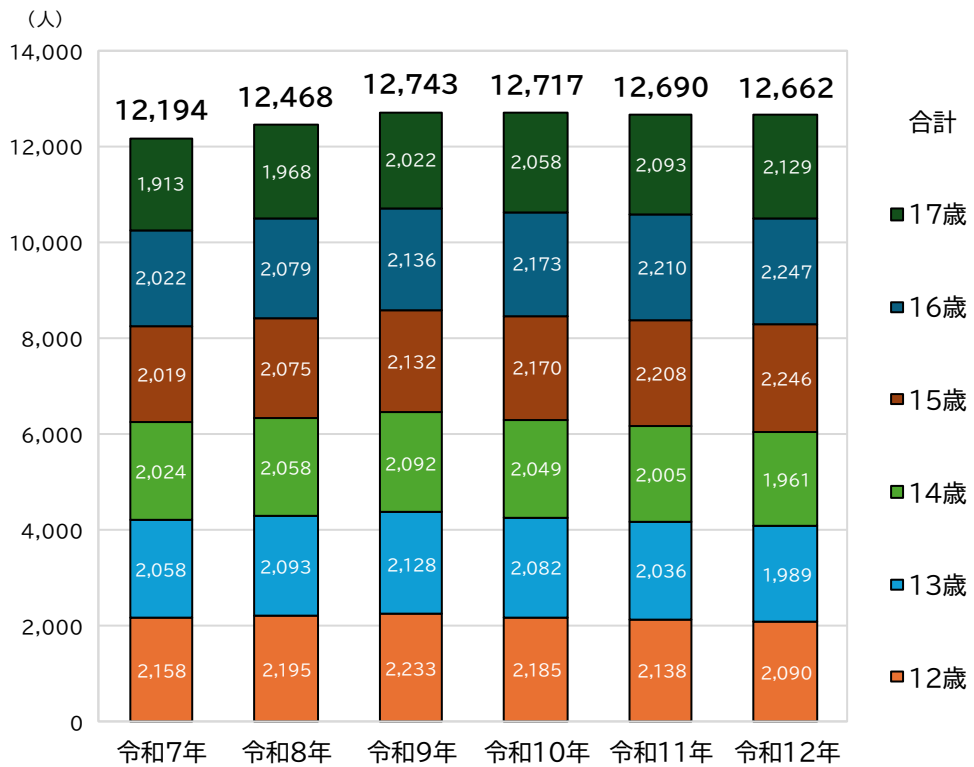
●6～11歳

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
6歳	2,029	1,984	1,938	1,926	1,914	1,901
7歳	2,098	2,051	2,004	1,991	1,978	1,965
8歳	1,997	1,951	1,906	1,893	1,881	1,869
9歳	2,006	1,961	1,915	1,902	1,890	1,878
10歳	2,123	2,165	2,207	2,160	2,113	2,065
11歳	2,249	2,291	2,334	2,284	2,234	2,184
合計	12,502	12,403	12,304	12,156	12,010	11,862



●12～17歳

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
12歳	2,158	2,195	2,233	2,185	2,138	2,090
13歳	2,058	2,093	2,128	2,082	2,036	1,989
14歳	2,024	2,058	2,092	2,049	2,005	1,961
15歳	2,019	2,075	2,132	2,170	2,208	2,246
16歳	2,022	2,079	2,136	2,173	2,210	2,247
17歳	1,913	1,968	2,022	2,058	2,093	2,129
合計	12,194	12,468	12,743	12,717	12,690	12,662



### 3 教育・保育に関する計画

#### (1) 区域

教育・保育提供区域は、目黒区内を1区域とします。

#### (2) 教育・保育に関する量の見込み及び確保内容

教育・保育の現在の利用状況と今後の利用希望を把握するために、保護者に対する基礎調査を行いました。この結果と前回計画期間の利用実績(令和2年から令和5年)をもとに量の見込みを算出し、推計児童数や申込児童数等を踏まえた量を確保します。

認定区分	1号	2号	3号
対象となる子ども	満3歳～5歳	満3～5歳で保育が必要	0～2歳で保育が必要
利用できる施設	幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・地域型保育施設

年度(4月1日時点)		令和7年度					令和8年度						
認定区分	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		3-5歳 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		3-5歳 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳	
人口予測		6,055					5,977						
量の見込み		1,747	508	3,480	525	1,207	1,353	1,702	494	3,435	520	1,197	1,342
確保方策	特定教育・保育施設 ※1	786		4,204	603	1,133	1,257	786		4,144	600	1,130	1,248
	認可保育所			4,150	603	1,133	1,257			4,090	600	1,130	1,248
	認定こども園	126		54				126		54			
	幼稚園	660						660					
	特定地域型保育事業 ※2				48	67	70				48	67	70
	その他	2,747	508	109	63	89	95	2,577	494	109	63	89	95
	認可外保育施設 ※3			109	63	89	95			109	63	89	95
	私立幼稚園(確認を受けない)	2,747						2,577					
幼稚園+預かり保育(長時間・通年)		508						494					
確保方策合計		3,533	508	4,313	714	1,289	1,422	3,363	494	4,253	711	1,286	1,413
確保方策-量の見込み		1,786	0	833	189	82	69	1,661	0	818	191	89	71

年度(4月1日時点)		令和9年度					令和10年度						
認定区分	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		3-5歳 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		3-5歳 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳	
人口予測		5,899					5,866						
量の見込み		1,698	493	3,390	516	1,186	1,354	1,698	493	3,371	513	1,180	1,323
確保方策	特定教育・保育施設 ※1	786		4,091	597	1,131	1,251	786		4,144	603	1,157	1,272
	認可保育所			4,037	597	1,131	1,251			4,090	603	1,157	1,272
	認定こども園	126		54				126		54			
	幼稚園	660						660					
	特定地域型保育事業 ※2				48	67	70				48	67	70
	その他	2,577	493	109	63	89	95	2,577	493	109	63	89	95
	認可外保育施設 ※3			109	63	89	95			109	63	89	95
	私立幼稚園(確認を受けない)	2,577						2,577					
幼稚園+預かり保育(長時間・通年)		493						493					
確保方策合計		3,363	493	4,200	708	1,287	1,416	3,363	493	4,253	714	1,313	1,437
確保方策-量の見込み		1,665	0	810	192	101	62	1,665	0	882	201	133	114

年度(4月1日時点)		令和11年度					令和12年度						
認定区分	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		3-5歳 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		3-5歳 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳	
人口予測		5,834					5,801						
量の見込み		1,698	493	3,353	511	1,174	1,316	1,698	493	3,334	508	1,169	1,309
確保方策	特定教育・保育施設 ※1	786		4,216	612	1,178	1,295	786		4,216	612	1,178	1,295
	認可保育所			4,162	612	1,178	1,295			4,162	612	1,178	1,295
	認定こども園	126		54				126		54			
	幼稚園	660						660					
	特定地域型保育事業 ※2				48	67	70				48	67	70
	その他	2,577	493	109	63	89	95	2,577	493	109	63	89	95
	認可外保育施設 ※3			109	63	89	95			109	63	89	95
	私立幼稚園(確認を受けない)	2,577						2,577					
幼稚園+預かり保育(長時間・通年)		493						493					
確保方策合計		3,363	493	4,325	723	1,334	1,460	3,363	493	4,325	723	1,334	1,460
確保方策-量の見込み		1,665	0	972	212	160	144	1,665	0	991	215	165	151

※1 特定教育・保育施設…認可保育所(区立・私立)・認定こども園・幼稚園(区立・私立)  
 ※2 特定地域型保育事業…小規模保育事業・事業所内保育事業  
 ※3 認可外保育施設…認証保育所・家庭福祉員(保育ママ)・企業主導型保育施設(地域枠)

## 4 地域子ども・子育て支援事業に関する計画

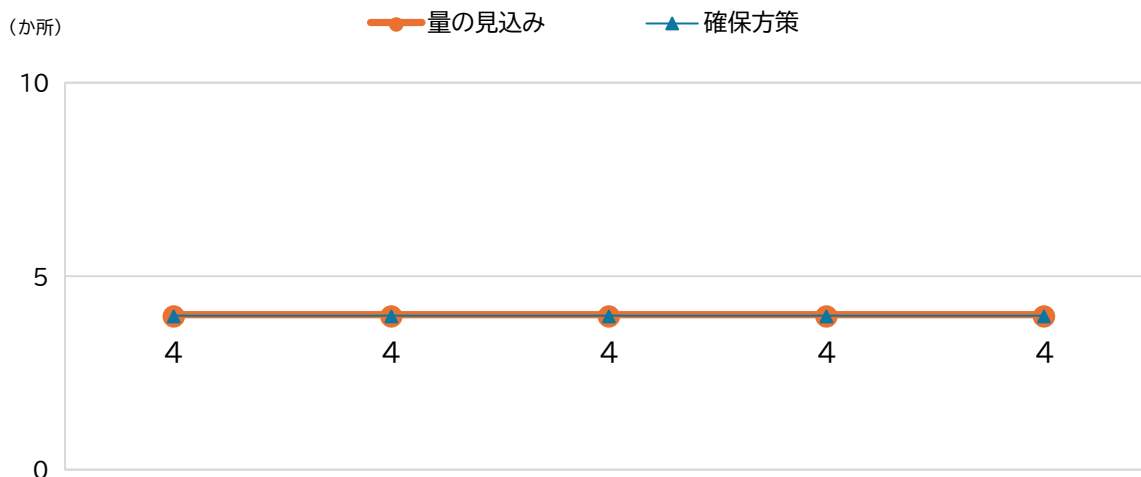
### (1) 区域

地域子ども・子育て支援事業についての区域は、目黒区内を1区域とします。

### (2) 量の見込み及び確保内容

#### ① 利用者支援事業

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の子育て支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援します。母子保健や育児に関する様々な悩みに対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築します。



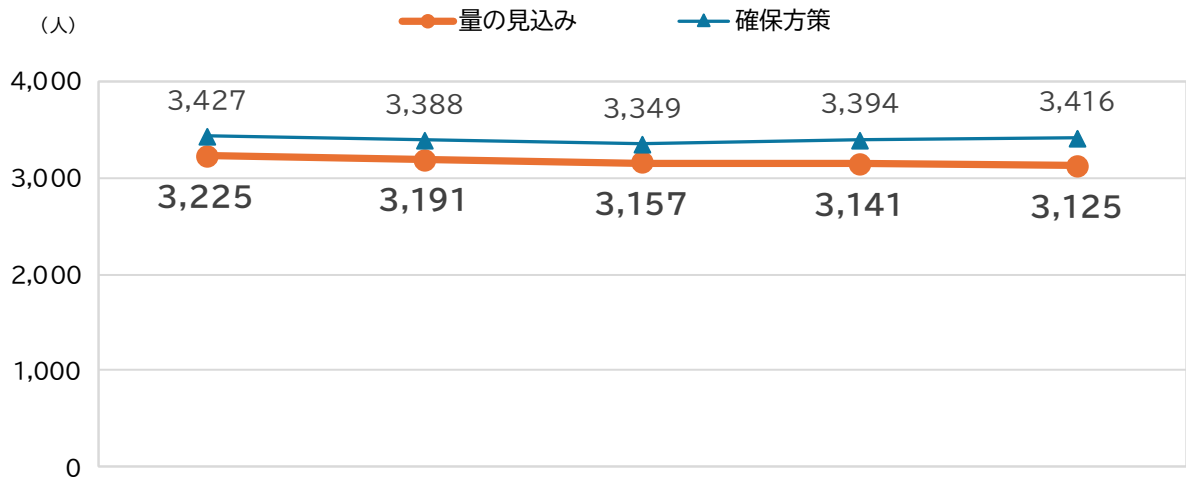
(か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4	4	4	4	4
確保方策	4	4	4	4	4

量の見込みの考え方	目黒区における利用者支援事業を実施している活動箇所数
確保方策の考え方	子育て家庭の身近な地域で実施するため、①子育て支援課利用者支援係、②保育課、③こども家庭センター、④保健予防課・碑文谷保健センター統合の新組織の計4か所で本事業を実施します。
今後の方向性	児童館などの地域の子育て施設に出向き、子育てに関する全般的な相談や、子育てサービスに関する情報提供等を行う出張相談を併せて行っていきます。



② 時間外保育事業(事業名:延長保育事業)

保育園に入園した児童について、やむを得ない理由により、通常の利用日や時間帯を超えて保育が必要な場合に保育事業を実施します。



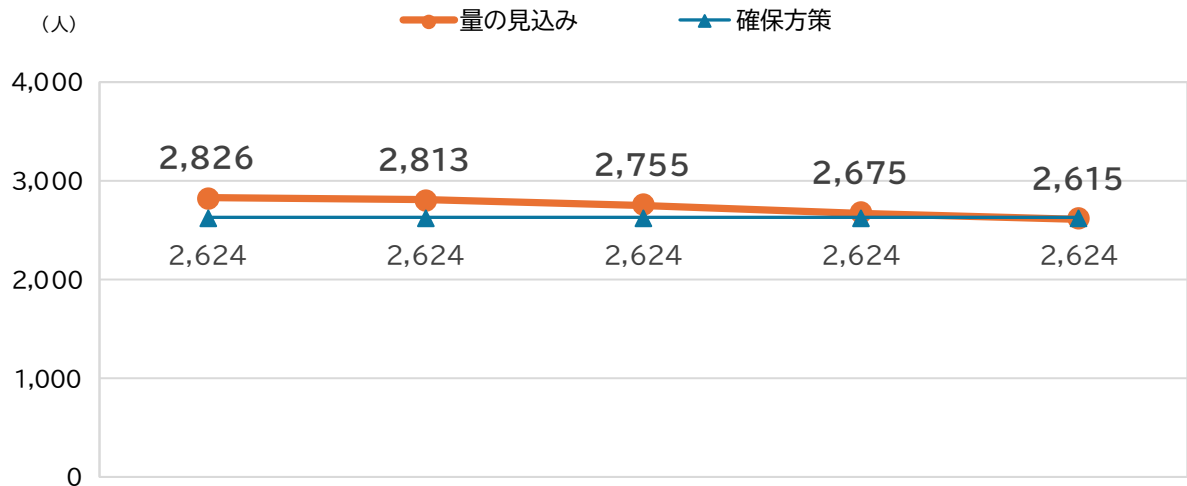
(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量的見込み	3,225	3,191	3,157	3,141	3,125
確保方策	3,427	3,388	3,349	3,394	3,416

量的見込みの考え方	令和5年度の利用実人数から各年度の人口推計を基に算出しました。
確保方策の考え方	認可保育所・小規模保育事業施設等の定員や利用状況から見込みの確保量を算出しました。
今後の方向性	認可保育所等で引き続き実施します。

### ③ 放課後児童健全育成事業(事業名:学童保育クラブ)

#### 【学童保育クラブ】

共働きやひとり親家庭等の子どもたちの放課後及び学校休業中の生活の場として保育を行う事業で、小学1年生から6年生を対象としています。

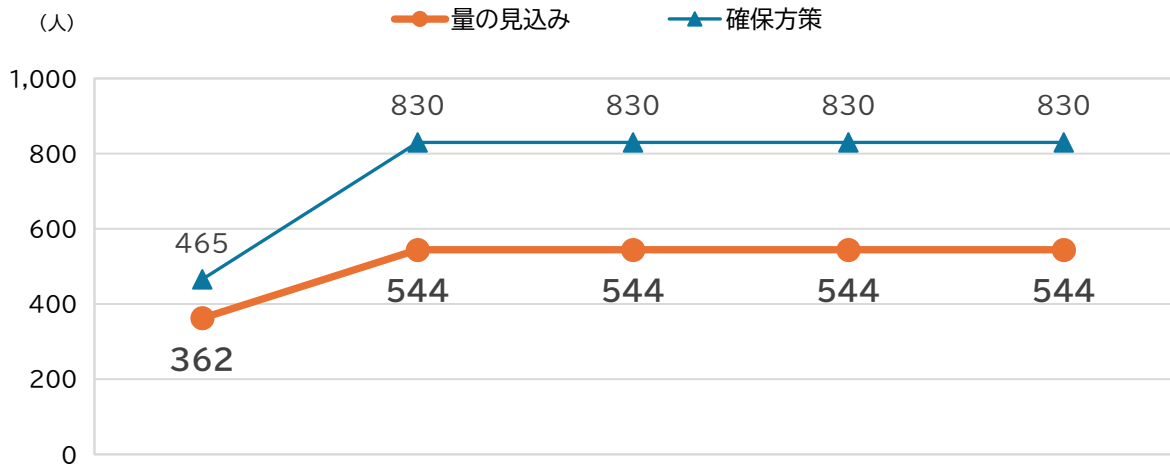


(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	合計	2,826	2,813	2,755	2,675	2,615
	低学年	2,510	2,500	2,459	2,370	2,310
	1年生	1,019	1,023	963	921	934
	2年生	835	851	855	804	769
	3年生	656	626	641	645	607
	高学年	316	313	296	305	305
	4年生	239	240	226	236	234
	5年生	56	50	51	49	50
	6年生	21	23	19	20	21
確保方策		2,624	2,624	2,624	2,624	2,624

量の見込みの考え方	学区別の人口、小学校の児童数、学童保育クラブの申請実績から需要を推計しました。
確保方策の考え方	新たに学童保育クラブを整備するのではなく、保護者の就労状況にかかわらず、すべての児童が安全・安心に過ごせる居場所を提供するとともに、様々な理由で保育が必要な児童が、等しく学童保育クラブを利用できる仕組みへ見直していきます。
今後の方向性	少子高齢社会を迎え、今後共働き家庭等が増加することが見込まれる中、就労支援、子どもの安全・安心な居場所を確保するため、実態に即した運営方法等について創意工夫しながら、事業を継続していきます。

④ 子育て短期支援事業(事業名:乳幼児ショートステイ・子どもショートステイ)

区内在住の0歳から12歳(小学生)以下の子どもを対象に、保護者が病気・出産・看護・仕事などで子どもの世話をする人がいないとき、区が委託した児童養護施設等で短期間(1回につき6泊7日まで)預かります。



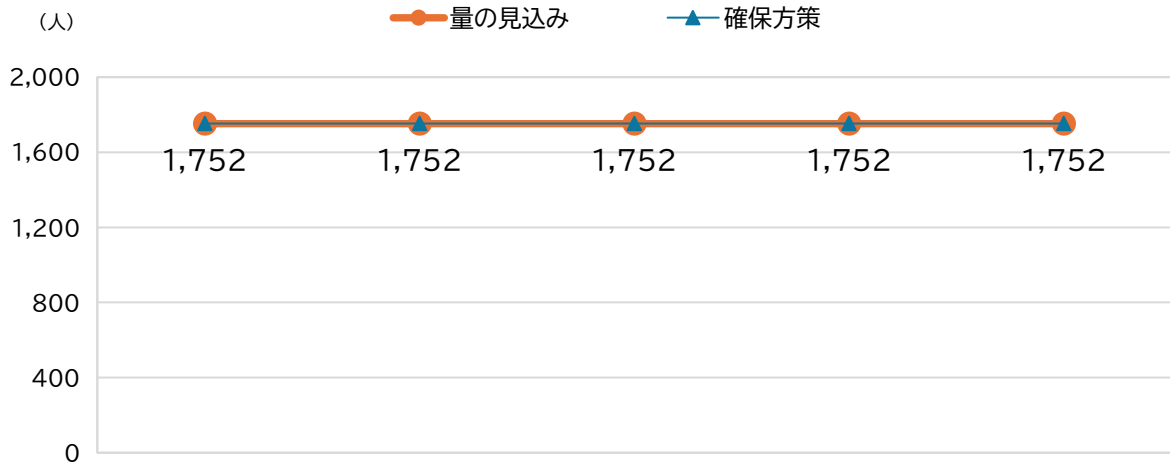
(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	362	544	544	544	544
確保方策	465	830	830	830	830

量の見込みの考え方	①0・1歳児定員1名に対する利用実績※ ②2歳から小学校6年生までの子ども定員1名に対する利用実績※
確保方策の考え方	現在、①乳幼児ショートステイ(0、1歳のみ)定員1名、②子どもショートステイ定員1名 ②子どもショートステイについて、定員1増とし拡充・整備を進めます。 *契約日数に応じて試算(乳幼児ショートステイ100日・子どもショートステイ365日)
今後の方向性	②子どもショートステイの定員増を図りながら事業を継続していきます。

※令和3年度から子どもショートステイの対象年齢を3歳から2歳に引き下げました。また、令和5年度からは0・1歳児を対象とした乳幼児ショートステイ事業を開始しました。

⑤ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業(事業名:養育支援訪問事業)

養育支援が必要と判断した家庭に対して養育に関する指導、助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を図ります。

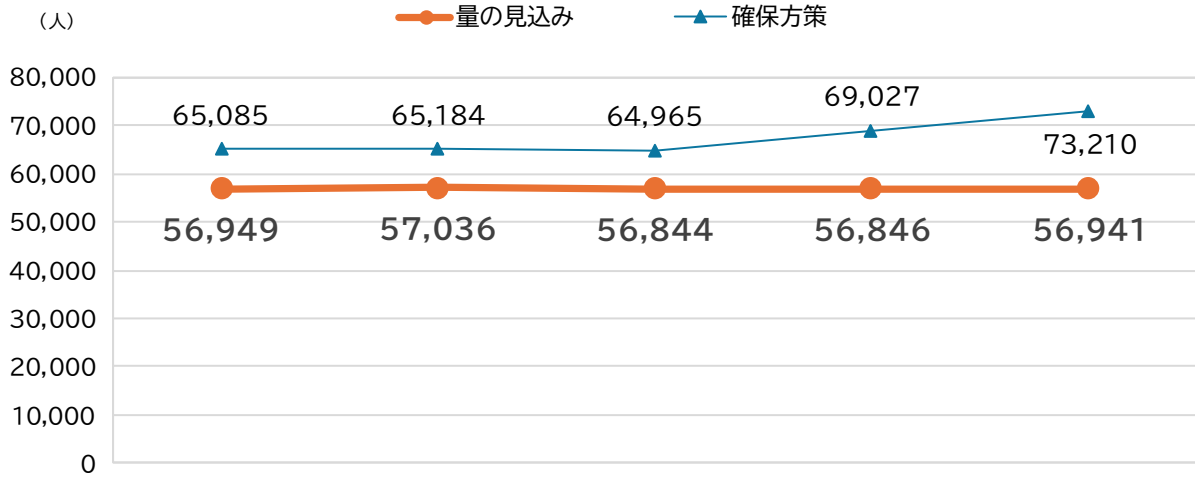


(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量的見込み	1,752	1,752	1,752	1,752	1,752
確保方策	1,752	1,752	1,752	1,752	1,752

量的見込み・確保方策の考え方	養育支援が必要な家庭への専門相談における、令和2年度～令和5年度の実施件数の平均値に基づき量的見込みを計上しています。
今後の方向性	区は専門相談への対応職員を増員し、体制を強化してきました。今後の需要を踏まえながら適切に対応していきます。

⑥ 地域子育て支援拠点事業(事業名:子育てふれあいひろば事業)

子育て家庭の親と子ども(主として概ね3歳未満)の子育て家庭を中心にあそびのひろばを提供しながら、子育て相談や子育て情報等の提供を行うことにより、子育て家庭への支援を行います。

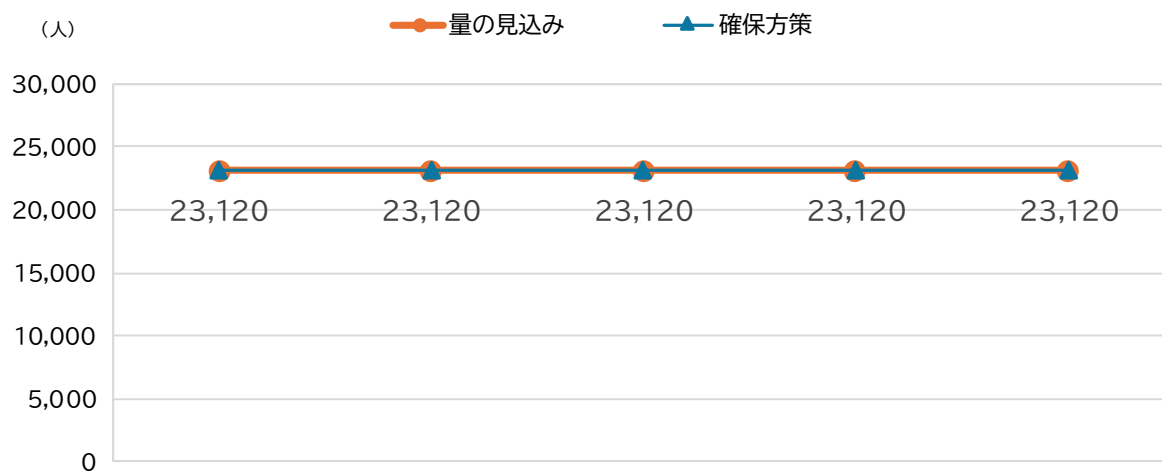


(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		56,949	57,036	56,844	56,846	56,941
確保	人数	65,085	65,184	64,965	69,027	73,210
方策	施設	16施設	16施設	16施設	17施設	18施設

量の見込みの考え方	令和5年度の実績値を基に、0歳～2歳児の人口推移から見込み量を算出しています。
確保方策の考え方	令和6年度と比較して令和7年度の施設数は2施設増となります。令和5年度の実績値と見込み量の数値から施設数分の利用人数を算出しました。
今後の方向性	NPO 法人、民間事業者など多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上しながら、地域で活動する団体や NPO 法人等と更なる連携を図っていきます。

⑦ 一時預かり事業(幼稚園)(事業名:預かり保育(幼稚園))

幼稚園の通常の開園時間前後や長期休暇中に在園児の預かりを行います。



(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量的見込み	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120
確保方策	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120

量的見込み・確保方策 の考え方	令和5年度の実績値に基づき、見込み量・確保方策を算出しています。
今後の方向性	預かり保育を利用したい、又は預かり保育の充実した幼稚園に通わせたい保護者のニーズを把握し、確保方策を充実させながら事業を継続していきます。

⑧ 一時預かり事業(事業名:一時保育事業(緊急一時保育・一時保育)、ファミリー・サポート・センター事業)

緊急一時保育:

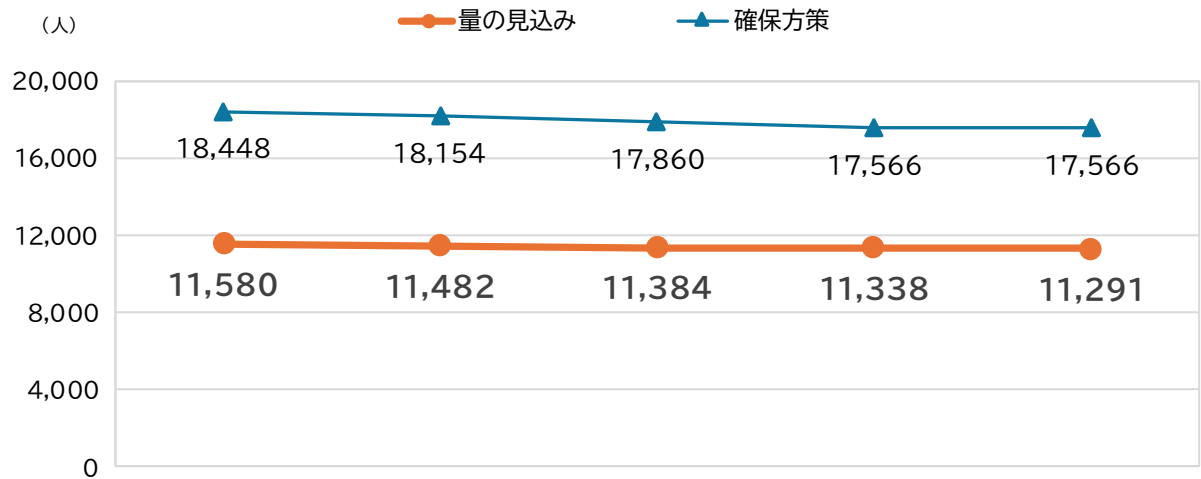
保護者が病気、出産、家族の入院などで急に子どもの世話ができなくなり、家族の中に世話をする人がいない場合に、区立保育園で一時的に子どもを預かります。

一時保育:

保護者のリフレッシュなど一時的に保育が必要な場合に一時的に保育します。

ファミリー・サポート・センター事業:

地域の子育てを支援するために、「子育ての手助けを希望する人(利用会員)」と「子育ての手助けができる人(協力会員)」が相互援助を行います。



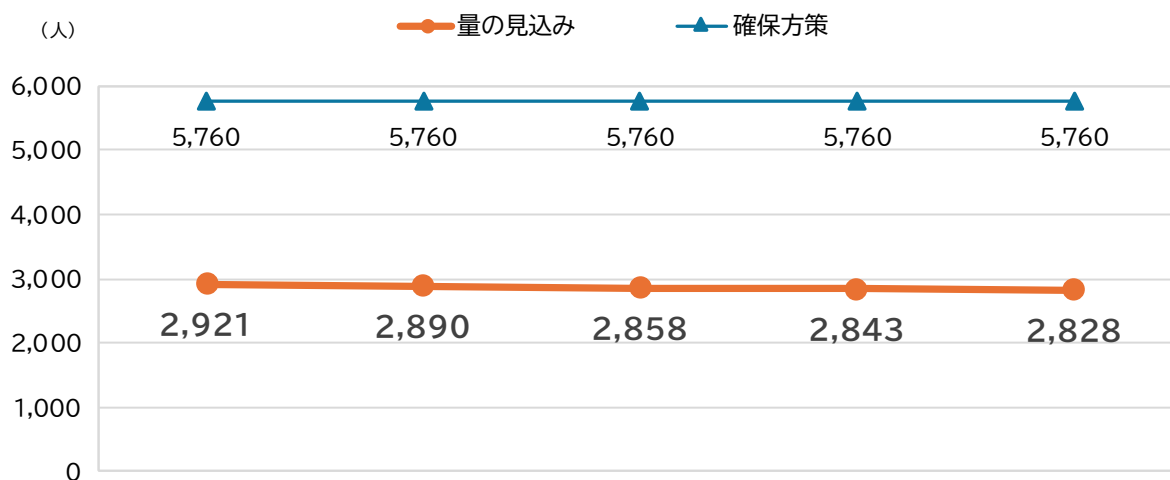
(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量的見込み		11,580	11,482	11,384	11,338	11,291
確保方策		18,448	18,154	17,860	17,566	17,566
内訳	一時保育事業	11,858	11,858	11,858	11,858	11,858
	緊急一時保育	4,116	3,822	3,528	3,234	3,234
	ファミリー・サポート・センター	2,474	2,474	2,474	2,474	2,474

量的見込みの考え方	緊急一時保育・一時保育は、令和5年度実績人数と未就学児の人口推移を基に算出しています。ファミリー・サポート・センター事業については、令和5年度の累計利用回数から就学児の回数を除き算出しています。
確保方策の考え方	緊急一時保育・一時保育は、令和5年度の定員及び開設日を基に算出しています。ファミリー・サポート・センター事業については、令和5年度の累計利用回数から就学児の回数を除き算出しています。
今後の方向性	緊急一時保育については、必要な量を確保していきます。一時保育及びファミリー・サポート・センター事業については、継続して実施していきます。



## ⑨ 病児・病後児保育(事業名:病後児保育)

保育園等に通園している児童が、病気の回復期で集団保育が困難な時期に専用の施設で保育を行います。

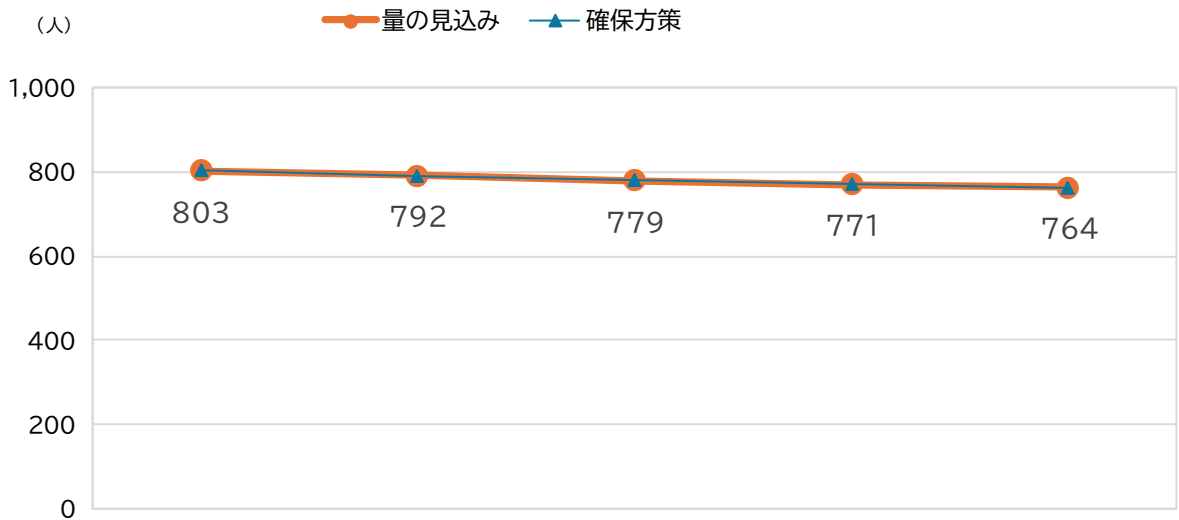


(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量的見込み		2,921	2,890	2,858	2,843	2,828
確保	人数	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
方策	施設	6施設	6施設	6施設	6施設	6施設

量的見込みの考え方	令和5年度の見込み量の数値をもとに、未就学児の人口に対する増減率を加味して算出しています。
確保方策の考え方	令和7年度に新たに1施設開設する見込みのため、病後児保育施設は区内で合計6施設になります。現状での利用見込みを踏まえると、各施設における確保数が上回っていることから、当面新たな整備予定はありませんが、コロナ後を見据えた施設の運営状況、稼働率の推移を見守るとともに、利用者の評価検証などを通じて今後のあり方を検討していきます。
今後の方向性	1地区1か所以上の設置を維持していきます。なお、病児保育については、今後検討します。

⑩ 子育て援助活動支援事業(事業名:ファミリー・サポート・センター事業(就学児))

地域の子育てを支援するために、「子育ての手助けを希望する人(利用会員)」と「子育ての手助けができる人(協力会員)」が相互援助を行います。

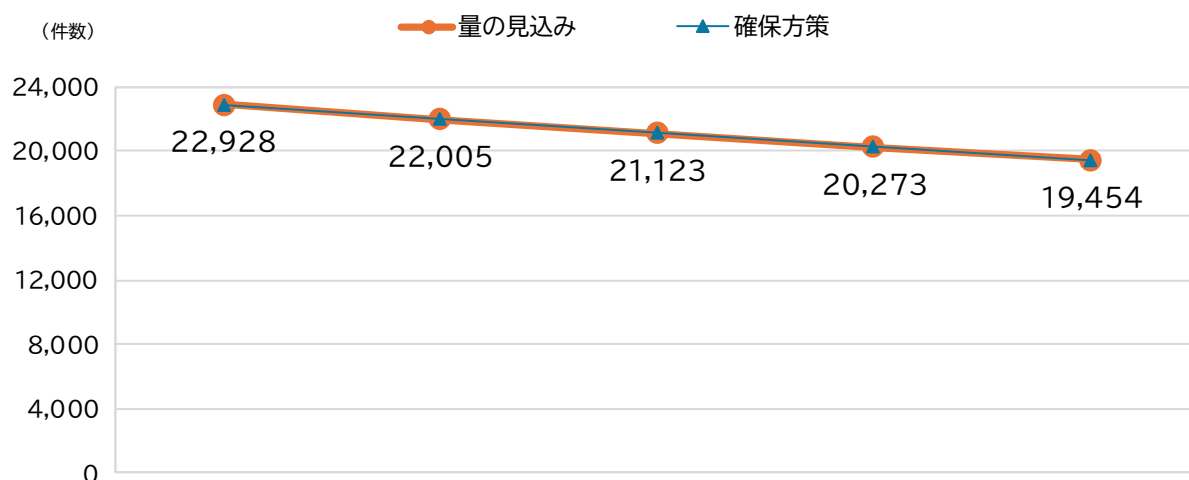


(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量的見込み	合計	803	792	779	771	764
	低学年	612	599	585	581	577
	高学年	191	193	194	190	187
確保方策		803	792	779	771	764

量的見込みの考え方	低学年は人数(推計)×10%(前計画参考)、高学年は人数(推計)×3%(前計画参考)から算出しました。
確保方策の考え方	令和5年度の計画値から算出した見込み量の割合としています。
今後の方向性	継続し、協力会員確保に向けた検討を行います。

### ⑪ 妊婦健康診査

妊娠の届出をした妊婦に対して、妊婦死亡率の低下や妊娠中の母体と胎児の健康を守るため、妊婦健康診査、妊婦超音波検査、子宮頸がん検診を実施します。

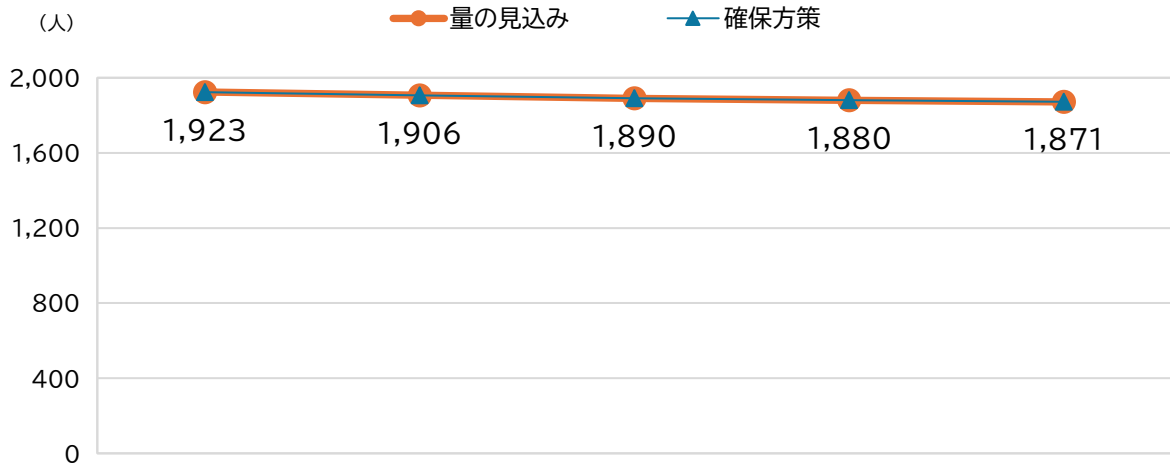


(回数)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量的見込み	届出件数	2,211	2,122	2,037	1,955	1,876
	受診件数	22,928	22,005	21,123	20,273	19,454
確保方策	受診件数	22,928	22,005	21,123	20,273	19,454

量的見込みの考え方	妊娠の「届出件数」は直近4年間の減少率4%から算出しています。妊婦健康診査の「受診件数」は直近4年間の平均受診回数(10.37回)を妊婦の届出件数に乗じて算出しています。
確保方策の考え方	妊娠の届出の際に受診票を交付、医療機関に委託して健康診査を実施します。 併せて、妊婦超音波検査と子宮頸がん検診も実施します。 【妊婦健康診査】 14回公費負担 【妊婦超音波検査】 4回公費負担 【子宮頸がん検診】 1回公費負担
今後の方向性	継続して実施していきます。

⑫ 乳幼児全戸訪問事業

子育て家庭の福祉を増進するとともに、併せて「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)第5条に規定する児童虐待の早期発見を行います。



(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,923	1,906	1,890	1,880	1,871
確保方策	1,923	1,906	1,890	1,880	1,871

量の見込みの考え方	すべての新生児及びその保護者に対して実施することから、人口推計の0歳児の人数としています。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 乳児訪問希望者に対して保健師あるいは委託による助産師が訪問指導を行います。</li> <li>② 訪問希望の有無についての返答がなかった家庭について、継続して連絡、訪問等を行います。</li> <li>③ 子どもが生まれた家庭全戸に対して、訪問又はコンタクトがとれるように、引き続き乳児健診等他事業の受信状況等を考慮しながら、養育環境等に課題を抱えた家庭の把握を早期発見していきます。</li> </ul>
今後の方向性	継続して実施していきます。

**⑬ 子育て世帯訪問支援**

家事・子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防いでいきます。

**⑭ 児童育成支援拠点**

養育環境等に困難を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童が安心して過ごせる居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて包括的な支援を行っていきます。

**⑮ 親子関係形成支援事業**

児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者及びその児童に対し、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換やその他必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図っていきます。

**⑯ 産後ケア事業**

出産後の産婦や新生児を対象に、母体の心身の回復支援や育児指導、相談支援を提供する。退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。

**⑰ 妊婦等包括相談支援事業**

妊婦やその配偶者等に対して面談や支援を提供し、彼らの心身の状態や環境を把握し、母子保健や子育てに関する情報提供や相談を行う

⑬～⑰の事業については、新たに追加された事業となり、現在調整中です。

## 5 乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)

### (1)事業の位置づけ

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

令和7年度に「子ども・子育て支援法」に基づく地域子ども・子育て支援事業(乳児等通園支援事業)として制度化され、令和8年度から全国の自治体で本格的に実施(乳児等のための支援給付)される予定です。

⇒ 計画策定時に掲載予定です。

(このページは白紙です)



(このページは白紙です)

